

資本項目外匯業務指引（2020 年版）  
資本項目外貨業務ガイド（2020 年版）

- 第三部分「八、証券投資業務」および第四部分は、翻訳を行っておりません。
- レイアウトを若干調整しております。
- 原文は以下のサイトをご参照ください。  
<http://www.safe.gov.cn/safe/2021/0122/18098.html>

## 目录 目次

第一部分 略

第一部分 略

第二部分 略

第二部分 略

第三部分 外汇指定银行直接办理资本项目外汇业务指引

第三部分 外貨指定銀行資本項目外貨業務直接取扱ガイド

外汇指定银行直接办理资本项目外汇业务指引相关说明

外貨指定銀行資本項目外貨業務直接取扱ガイドの関連説明

五、境内直接投资外汇业务

五、国内直接投資外貨業務

6.1 境内直接投资前期费用基本信息登记

6.1 国内直接投資に係る初期費用の基本情報登記

6.2 外商投资企业基本信息登记（新设、并购）及变更、注销登记

6.2 外商投資企業の基本情報登記（新設・合併買収）および変更・抹消登記

6.3 接收境内再投资基本信息登记及变更登记

6.3 国内再投資受入の基本情報登記・変更登記

6.4 境内直接投资货币出资入账登记

6.4 国内直接投資に係る貨幣出資入金登記

6.5 前期费用外汇账户的开立、入账和使用

6.5 初期費用外貨口座の開設・口座入金および使用

6.6 外汇资本金账户的开立、入账和使用

6.6 外貨資本金口座の開設・口座入金および使用

6.7 资产变现账户的开立、入账和使用

6.7 資産現金化口座の開設・口座入金および使用

6.8 保证金专用外汇账户的开立、入账和使用

6.8 保証金専用外貨口座の開設・口座入金および使用

6.9 外国投资者撤资所得资金汇出

6.9 外国投資家の資本引上げにより所得する資金の送金

6.10 境外机构在境内设立的分支、代表机构和境外个人购买境内商品房所涉结购汇

6.10 国外機構が国内に設立した分支・代表機構および国外個人による国内分譲物件購入における人民元転・外貨転

6.11 境内直接投资（不含银行、保险机构）利润汇出

6.11 国内直接投資（銀行・保険機構を含めず）の利益送金

六、境外直接投资外汇业务

六、国外直接投資外貨業務

7.1 境内机构境外直接投资前期费用登记、汇出及汇回

7.1 国内機構の国外直接投資に係る初期費用の登記・送金および回収

- 7.2 境内机构境外直接投资登记及变更、注销登记
- 7.2 国内機構の国外直接投資の登記および変更・抹消登記
- 7.3 境内居民个人特殊目的公司外汇（补）登记及变更、注销登记
- 7.3 国内居住者個人の特別目的会社の外貨（追加）登記および変更・抹消登記
- 7.4 境外直接投资存量权益登记（年度）
- 7.4 国外直接投資に係る残高權益登記（年度）
- 7.5 境内机构境外直接投资资金汇出与利润汇回
- 7.5 国内機構の国外直接投資資金の送金および利益回収
- 7.6 特殊目的公司项下境内个人购付汇
- 7.6 特殊目的会社項目の国内個人の外貨転・対外支払
- 7.7 境外放款专用账户开立、入账和使用
- 7.7 対外貸付専用口座の開設・口座入金および使用
- 7.8 境内机构境外放款注销登记
- 7.8 国内機構の対外貸付抹消登記

七、外債、跨境担保和国内外汇贷款业务

七、外債・クロスボーダー担保および国内外貨借入業務

- 8.1 非银行债务人外债账户开立、使用及关闭
- 8.1 非銀行債務者の外債口座の開設・使用および閉鎖
- 8.2 非银行债务人外债注销登记
- 8.2 非銀行債務者の外債抹消登記
- 8.3 金融资产管理公司对外处置不良资产外汇收入、结汇及境外投资者取得收益对外购付汇
- 8.3 金融資産管理会社の不良資産の対外処理に係る外貨収入・人民元転および国外投資家の取得収益に係る外貨転・対外支払
- 8.4 非金融企业内保外贷注销登记
- 8.4 非金融企業の「内保外貸」抹消登記
- 8.5 银行内保外贷业务登记及变更
- 8.5 銀行の「内保外貸」業務の登記および変更
- 8.6 银行外保内贷登记
- 8.6 銀行の「外保内貸」登記
- 8.7 内保外贷项下履约款购付汇及收结汇
- 8.7 「内保外貸」項目の履行に係る外貨転・対外支払および受取・人民元転
- 8.8 外保内贷项下担保履约款入账
- 8.8 「外保内貸」項目の担保履行に係る入金
- 8.9 非金融机构国内外汇贷款账户开立、使用及关闭
- 8.9 非金融機関の国内外貨借入口座の開設・使用および閉鎖
- 8.10 跨国公司国内资金主账户开立及关闭
- 8.10 多国籍企業の国内資金主口座の開設および閉鎖

八、证券投资业务

八、証券投資業務

- 9.1 境外机构投资者（QFII/RQFII）账户开立、使用和关闭

- 9.1 国外機関投資家 (QFII/RQFII) の口座の開設・使用および閉鎖
- 9.2 合格境内机构投资者 (QDII) 账户开立、使用和关闭
- 9.2 適格国内機関投資家 (QDII) の口座の開設・使用および閉鎖
- 9.3 境外机构银行间债券市场直接入市登记及变更、注销登记
- 9.3 国外機構の銀行間債券市場への直接参入に係る登記および変更・抹消登記
- 9.4 境外机构银行间债券市场直接入市外汇专用账户开立、使用和关闭
- 9.4 国外機構の銀行間債券市場への直接参入に係る専用口座の開設・使用および閉鎖
- 9.5 境外机构在境内发行股票或存托凭证专用账户开立、使用和关闭
- 9.5 国外機構の国内における株券発行あるいは預託証券専用口座の開設・使用および閉鎖
- 9.6 中国存托凭证 (CDR) 跨境转换、存托业务专用账户的开立、使用和关闭
- 9.6 中国預託証券 (CDR) のクロスボーダー転換・預託業務専用口座の開設・使用および閉鎖
- 9.7 境外存托凭证 (GDR) 跨境转换、存托业务专用账户的开立、使用和关闭
- 9.7 国外預託証券 (GDR) のクロスボーダー転換・預託業務専用口座の開設・使用および閉鎖
- 9.8 境外机构在境内发行债券登记及账户
- 9.8 国外機構の国内における債券発行登記および口座
- 9.9 外国投资者战略投资/减持A股上市公司股份外汇登记及资金汇出入
- 9.9 外国投資家の戦略投資/A株上場会社の持分減少に係る外貨登記および資金の外貨送金・入金
- 9.10 居民境外证券与衍生品账户开立、使用和关闭
- 9.10 居住者の国外証券およびデリバティブ商品口座の開設・使用および閉鎖
- 9.11 香港基金内地发行销售登记及账户
- 9.11 香港ファンドの中国本土における発行・販売・登記および口座
- 9.12 内地基金香港发行销售登记及账户
- 9.12 中国本土ファンドの香港における発行・販売・登記および口座
- 9.13 境内上市公司外籍员工参与股权激励计划的资金汇兑
- 9.13 国内上場会社の外国籍従業員のストックオプション参加による資金両替
- 9.14 境内个人投资者B股投资收益结汇
- 9.14 国内個人投資家のB株投資に係る収益の人民幣転
- 9.15 非银行金融机构外汇利润结汇
- 9.15 非銀行金融機関の外貨利益の人民幣転

## 九、综合业务

### 九、総合業務

- 10.1 资本项目收入结汇
- 10.1 資本項目収入の人民幣転
- 10.2 资本项目-结汇待支付账户的开立、使用和关闭
- 10.2 資本項目収入-人民幣転支払待機口座の開設・使用および閉鎖
- 10.3 资本项目外汇收入支付便利化业务
- 10.3 資本項目外貨収入支払利便化業務

## 第四部分 格式文本范例

### 第四部分 書式・本文サンプル

表1-表17 略

表1-表17 略

表18 境内直接投资基本信息登记业务申请表（一）

表18 国内直接投資基本情報登記業務申請表（一）

表19 境内直接投资基本信息登记业务申请表（二）

表19 国内直接投資基本情報登記業務申請表（二）

表20 境内直接投资货币出资入账登记申请表

表20 国内直接投資貨幣出資入金登記申請表

表21 境外直接投资外汇登记业务申请表

表21 国外直接投資外貨登記業務申請表

表22 境内居民个人境外投资外汇登记表

表22 国内居住者個人国外投資外貨登記表

表23 \*\*年度境外直接投资中方权益统计表

表23 \*\*年度国外直接投資に係る中国側權益統計表

表24 境外放款注销登记业务申请书

表24 対外貸付抹消登記業務申請書

表25 资本项目账户资金支付命令函

表25 資本項目口座資金支払指図書

表26 资本项目收入支付便利化业务支付命令函

表26 資本項目収入支払利便化業務の支払指示書

表27 外债注销登记业务申请书

表27 外債抹消登記業務申請書

表28 内保外贷注销登记业务申请书

表28 内保外貸抹消登記業務申請書

表29 香港基金内地发行信息报告表

表29 香港ファンドの中国本土における発行情報報告表

表30 内地基金香港发行信息报告表

表30 中国本土ファンドの香港における発行情報報告表

表31 境外机构境内发行债券信息报告表

表31 国外機構の債券国内発行情報報告表

第一部分 略

第一部分 略

第二部分 略  
第二部分 略

第三部分 外汇指定银行直接办理资本项目外汇业务指引  
第三部分 外貨指定銀行資本項目外貨業務直接取扱ガイド

外汇指定银行直接办理资本项目外汇业务指引 相关说明	外貨指定銀行資本項目外貨業務直接取扱ガイド の関連説明
<p>一、资本项目信息登记是申请人办理后续资本项目外汇业务的前提。申请主体应先到所在地银行或外汇局办理相关资本项目外汇登记手续，并领取业务登记凭证（加盖银行或外汇局业务专用章），作为办理资本项目下账户开立和资金汇兑等后续业务的依据。</p> <p>二、申请人与银行应严格按照本指引办理相关业务。申请人承担申请事项真实、合法的责任，其提交的申请材料是保证申请事项真实性的重要依据。境内机构办理资本项目相关业务时，应出示加盖单位公章的营业执照复印件。</p> <p>三、银行应通过资本项目信息系统办理业务登记，凭资本项目信息系统中的登记信息和额度控制等信息为申请人办理后续外汇业务，并制定与本指引和资本项目信息系统相适应的、完备的内控制度，用于保证本指引和资本项目信息系统操作的准确性、完整性、及时性，并完整保留相关业务办理资料，以备外汇局实施事后核查和检查。</p> <p>银行为尚未取得特殊机构赋码的境外主体办理资本项目业务时，应向所在地外汇局申领特殊机构赋码，并凭取得的赋码在资本项目信息系统中录入主体信息。</p> <p>四、本指引中规定收取或审核的相关材料，仅限于外汇局要求的部分，申请人办理业务时仍须按照其他管理部门规定和银行展业原则（了解客户、了解业务、尽职审查）及自身制度要求提</p>	<p>一、資本項目情報登記は、申請者がその後に資本項目外貨業務を行うことが前提である。申請主体は、まず所在地の銀行あるいは外管局で関連資本項目外貨登記手続きを行い、業務登記証憑（銀行あるいは外管局的業務専用印を押捺）を受領し、資本項目における口座開設および資金両替などの後続業務の根拠としないなければならない。</p> <p>二、申請者および銀行は、本ガイドに厳格に従い関連業務を行わなければならない。申請者は、申請事項の真实性・合法性の責任を負い、提出する申請資料は、申請事項の真实性を保証する重要な根拠である。国内機構が資本項目関連業務を行う場合、企業の公印を押捺した営業許可証写しを呈示しなければならない。</p> <p>三、銀行は、資本項目情報システムを通じて業務登記を取り扱い、資本項目情報システムの登記情報および限度額コントロールなどの情報により申請者のために後続の外貨業務を取り扱い、本ガイドおよび資本項目情報システムと相応する、完全な内部統制制度を制定し、本ガイドおよび資本項目情報システムのオペレーションの正確性・完全性・適時性を保証するために使用し、併せて関連業務の手続き資料を完全に保存し、外管局が実施する事後審査および検査に備えなければならない。銀行は、特殊機構コードを取得していない国外主体のために資本項目業務を取り扱う場合、所在地の外管局に特殊機構コードを申請して受領し、取得したコードに基づき資本項目情報システムに主体情報を登録しなければならない。</p> <p>四、本ガイドにおいて規定する徴求あるいは審査する関連資料は、外管局が要求する部分のみであり、申請者は、業務を行う際に、その他管理部門の規定および銀行の業務実施原則</p>

<p>交其他相关材料。除申请书、登记表等要求留存原件外，银行收取或审核相关材料时，应查验原件并留存加盖申请人公章（申请人为个人的应亲笔签名）的复印件。</p> <p>五、银行为境内相关市场主体办理资本项下外汇业务时，应首先通过资本项目信息系统查询市场主体是否处于业务管控状态，不得为处于业务管控状态的市场主体办理资本项目业务，并按资本项目外汇管理有关规定和银行展业原则要求，加强对资本项目业务的真实性、合规性审核管理。</p> <p>六、对于已经在资本项目信息系统中登记备案的信息，如银行需调整或修正的，应及时与外汇局联系并按照相关数据申报要求重新报送。</p> <p>七、企业税务备案采用电子化方式的，可由银行在网上核验相关电子化税务凭证。</p> <p>八、本指引所指所在地银行是指境内机构所在地外汇局所辖的外汇指定银行。</p> <p>九、《境内直接投资基本信息登记业务申请表（一）》等 14 类资本项目业务申请表格格式见“第四部分格式文本范例”表 18-31。</p>	<p>(Know Your Customer・Know Your Business・デューデリジェンス) および自身の制度の要求に基づきその他関連資料を提出しなければならない。申請書・登記表などの原本の保管要求を除き、銀行は、関連資料を徴求あるいは審査する場合、原本を検査かつ申請者の公印を押捺（申請者が個人の場合、自筆署名）した写しを保管しなければならない。</p> <p>五、銀行は、国内関連市場主体の資本項目外貨業務を取り扱う場合、最初に資本項目情報システムを通じて市場主体が業務管理コントロールの状態にあるか否かを照会しなければならず、業務管理コントロールの状態にある市場主体の資本項目業務を取り扱ってはならず、併せて資本項目外貨管理関連規定および銀行の業務実施原則の要求に基づき、資本項目業務の真実性・コンプライアンス性に対して審査を強化しなければならない。</p> <p>六、資本項目情報システムに登記・備案済の情報について、銀行が調整あるいは修正する必要がある場合、速やかに外管局に連絡し、関連データ申告の要求に基づき改めて送信・報告しなければならない。</p> <p>七、企業の税務備案が電子方式を採用している場合、銀行は、オンラインで電子税務証憑を検査することができる。</p> <p>八、本ガイドでいう所在地の銀行とは、国内機構の所在地の外管局が管轄する外貨指定銀行を指す。</p> <p>九、《国内直接投資基本情報登記業務申请表（一）》などの 14 種類の資本項目業務申請表の書式は、「第四部分 書式・本文サンプル」表 18-31 を参照するものとする。</p>
--	--

五、境内直接投资外汇业务  
 五、国内直接投資外貨業務

6.1 境内直接投資前期費用基本情報登記  
6.1 国内直接投資に係る初期費用の基本情報登記

参考法規（原文まま）

1. 《中华人民共和国外商投资法》。
2. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。
3. 《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》（汇发〔2013〕21 号）。
4. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。
5. 《国家外汇管理局关于公布废止和失效部分外汇管理规范性文件及相关条款的通知》（汇发〔2018〕17 号）。

審核材料	審査書類
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《境内直接投资基本信息登记业务申请表》（一）。</li> <li>2. 企业通过市场监督管理部门名称自主申报相关系统申报并下载打印的《企业名称自主申报告知书》（因各省系统略有差异，本材料以实际名称为准），按规定无需提交的除外。</li> <li>3. 注册资本实缴登记制企业的外国投资者拟汇入筹备资金的，还需提供有关行业主管部门的筹备批准文件或其他证明材料。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《国内直接投資基本情報登記業務申請表》（一）。</li> <li>2. 企業が市場監督管理部門の名称自主申告関連システムを通じて申告かつダウンロード・プリントアウトした《企業名称自主申告告知書》（各省のシステムで若干の相違があるため、当該書類の実際の名称に準じる）、規定に基づき提出不要の場合を除く。</li> <li>3. 登録資本払込登記制の企業の外国投資家が準備金の入金を予定している場合、さらに関連業種主管部門の準備批准文書あるいはその他証明資料を提出しなければならない。</li> </ol>
審核原則	審査原則
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投资者开立前期费用账户并汇入前期费用前，应先到后续设立外商投资企业所在地银行办理前期费用基本信息登记。</li> <li>2. 经登记的前期费用，可作为外国投资者对后续设立外商投资企业的出资。</li> <li>3. 对注册资本实缴登记制的企业（如境内银行、非银行金融机构和类金融机构等）进行直接投资（如新设、并购等）的境外投资者，如果按规定在取得相应证照前需先行汇入筹备资金的，可以外国投资者（或筹备组）名义办理境内直接投资前期费用基本信息登记（如对境内银行进行直接投资的外国投资者，可提交银行保险业监督管理部门相关批复文件，以筹备组名义办理前期费用登记），开立前期费用账户存放相关资金，另有规定的从其规定。如后续完成相关部门审批，应按要求办理外商投资企业基本信息登记（新设、并</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家は、初期費用口座の開設かつ初期費用の入金前に、その後設立する外商投資企業の所在地の銀行で事前に初期費用基本情報登記を行わなければならない。</li> <li>2. 登記済の初期費用は、外国投資家その後設立する外商投資企業への出資とすることができる。</li> <li>3. 登録資本払込登記制の企業（例：国内銀行・非銀行金融機関および「類金融機関」など）が直接投資（新設・合併買収など）を行う国外投資家について、規定に基づき相応の証明書の取得前に準備金を入金する必要がある場合、外国投資家（あるいは準備グループ）の名義で国内直接投資初期費用基本情報登記を行い（国内銀行に対して直接投資を行う外国投資家の場合、銀行保険業監督管理部門の関連批准返答文書を提出し、準備グループの名義で初期費用登記が可能）、初期費用口座を開設して関連資金を預け</li> </ol>

<p>购)。</p> <p>4. 境内直接投資前期費用基本情報登記生效后、前期費用出資情况等登記情報发生变化、外国投資者可到銀行辦理變更登記。</p>	<p>入れることができるが、別の規定がある場合、その規定に従う。後日、関連部門の審査批准が完了した際、要求に基づき外商投資企業の基本情報登記（新設・合併買収）を行わなければならない。</p> <p>4. 国内直接投資初期費用基本情報登記の発効後、初期費用出資情報などの登記情報に変更が生じた場合、外国投資家は、銀行で變更登記を行うことができる。</p>
---	--

6.2 外商投资企业基本信息登记（新设、并购）及变更、注销登记

6.2 外商投資企業の基本情報登記（新設・合併買収）および変更・抹消登記

参考法規（原文まま）	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《中华人民共和国外商投资法》。</li> <li>2. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</li> <li>3. 《关于外国投资者并购境内企业的规定》（商务部令 2009 年第 6 号）。</li> <li>4. 《国家外汇管理局建设部关于规范房地产市场外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2006〕47 号）。</li> <li>5. 《国家税务总局国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告》（国家税务总局国家外汇管理局公告 2013 年第 40 号）。</li> <li>6. 《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》（汇发〔2013〕21 号）。</li> <li>7. 《国家外汇管理局关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2014〕37 号）。</li> <li>8. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。</li> </ol>	
審核材料	審査書類
<p><b>一、新設外商投資企業基本情報登記</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面申請、并附《境内直接投資基本情報登記業務申請表》（一）。</li> <li>2. 加蓋單位公章的營業執照復印件。</li> <li>3. 外國投資者以其境內合法所得在境內投資新設外商投資企業的，還應提交主管稅務部門出具的稅務憑證（如《服務貿易等項目對外支付稅務備案表》，企業按規定無需提交的除外）。</li> <li>4. 注冊資本實繳登記制的企業還需提供有關行業主管部門的批准文件或其他證明材料。</li> </ol> <p><b>二、外國投資者併購境內企業辦理外商投資企業基</b></p>	<p><b>一、新規外商投資企業の基本情報登記</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面申請、かつ《国内直接投資基本情報登記業務申請表》（一）を添付。</li> <li>2. 企業の公印を押捺した営業許可証写し。</li> <li>3. 外国投資家はその国内の合法的な所得により国内で投資を行い、外商投資企業を新設する場合、さらに主管税務部門が発行した税務証憑も提出しなければならない（例：《サービス貿易等項目對外支払稅務備案表》、規定に基づき企業からの提出が不要な場合を除く）。</li> <li>4. 登録資本払込登記制の企業は、さらに関連業種主管部門の批准文書あるいはその他証明資料を提出しなければならない。</li> </ol> <p><b>二、外國投資家による国内企業の合併買収に係る</b></p>

<p><b>本信息登记</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 书面申请，并附《境内直接投资基本信息登记业务申请表》（一）。</li> <li>2. 变更后的营业执照（加盖单位公章的复印件）。</li> <li>3. 外国投资者以其境内合法所得在境内投资并购设立外商投资企业，还应提交主管税务机关出具的税务凭证（如《服务贸易等项目对外支付税务备案表》，企业按规定无需提交的除外）。</li> <li>4. 注册资本实缴登记制的企业还需提供有关行业主管部门的批准文件或其他证明材料。</li> </ol>	<p><b>外商投资企业基本情報登記手続き</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面申請、かつ《国内直接投資基本情報登記業務申請表》（一）を添付。</li> <li>2. 変更後の営業許可証（企業の公印を押捺した写し）。</li> <li>3. 外国投資家はその国内の合法的な所得により国内で投資を行い、合併買収にて外商投資企業を設立する場合、さらに主管税务机关が発行した税務証憑も提出しなければならない（例：《サービス貿易等項目对外支払税務備案表》、規定に基づき企業からの提出が不要な場合を除く）。</li> <li>4. 登録資本払込登記制の企業は、さらに関連業種主管部門の批准文書あるいはその他証明資料を提出しなければならない。</li> </ol>
<p><b>三、外商投资企业增资、减资、股权转让等资本变动事项的登记变更</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 书面申请，并附《境内直接投资基本信息登记业务申请表》（一）和业务登记凭证。</li> <li>2. 变更后的营业执照（加盖单位公章的复印件），按规定无需换发营业执照的除外。</li> <li>3. 外国投资者以其境内合法所得在境内投资对外商投资企业增资的，还应提交主管税务机关出具的税务凭证（如《服务贸易等项目对外支付税务备案表》，企业按规定无需提交的除外）。</li> <li>4. 注册资本实缴登记制的企业还需提供有关行业主管部门的批准文件或其他证明材料。</li> </ol>	<p><b>三、外商投資企業の増資・減資・持分譲渡などの資本変更事項の登記変更</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面申請、かつ《国内直接投資基本情報登記業務申請表》（一）および業務登記証憑を添付。</li> <li>2. 変更後の営業許可証（企業の公印を押捺した写し）、規定に基づき営業許可証の更新が不要な場合を除く。</li> <li>3. 外国投資家はその国内の合法的な所得により国内で投資を行い、外商投資企業に対して増資を実施する場合、さらに主管税务机关が発行する税務証憑も提出しなければならない（例：《サービス貿易等項目对外支払税務備案表》、規定に基づき企業からの提出が不要な場合を除く）。</li> <li>4. 登録資本払込登記制の企業は、さらに関連業種主管部門の批准文書あるいはその他証明資料を提出しなければならない。</li> </ol>
<p><b>四、外商投资企业除资本变动事项外的登记变更</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 书面申请，并附业务登记凭证。</li> <li>2. 变更后的营业执照（加盖单位公章的复印件），按规定无需换发营业执照的除外。</li> </ol>	<p><b>四、外商投資企業の資本変更事項以外の登記変更</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面申請、かつ業務登記証憑を添付。</li> <li>2. 変更後の営業許可証（企業の公印を押捺した写し）、規定に基づき営業許可証の更新が不要な場合を除く。</li> </ol>
<p><b>五、中外合作企业外国投资者先行回收投资基本信息登记及变更（2025年1月1日前适用）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 书面申请，并附《境内直接投资基本信息登记业务申请表》（一）和业务登记凭证。</li> </ol>	<p><b>五、中外合作企業の外国投資家による投資の先行回収に係る基本情報登記および変更（2025年1月1日まで適用）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面申請、かつ《国内直接投資基本情報登記業務申請表》（一）および業務登記証憑を添付。</li> </ol>

<p>2. 相关主管部门批复或备案文件（主管部门未出具先行回收事项批复文件的，需提交企业合同及企业最高权力机关出具的关于外国投资者先行回收投资的决议）。</p> <p><b>六、基本信息登记注销</b></p> <p>1. 书面申请，并附《境内直接投资基本信息登记业务申请表》（一）和业务登记凭证。</p> <p>2. 尚未完成市场监督管理部门公司登记注销的，提交依《公司法》、《合伙企业法》规定的清算公告，并提供已将企业债权债务清算完结，以及不存在股权（投资权益）被冻结、出质或抵押等情形的承诺书，或市场监督管理部门吊销企业营业执照的公告（证明文件），或人民法院判决公司解散的有关证明文件；已完成公司登记注销的，提供市场监督管理部门出具的《准予注销登记通知书》。</p> <p>3. 注销税务登记证明，无需办理的除外。</p> <p>4. 会计师事务所出具的清算审计报告（因吸收合并办理注销的或无清算所得的无需提供），或经人民法院裁决的清算结果。</p>	<p>2. 関連主管部門の批准返答あるいは備案文書（主管部門が先行回収事項の批准返答文書を発行していない場合、企業の合作契約書および企業の最高権力機関が作成した外国投資家の投資先行回収に関する決議を提出しなければならない）。</p> <p><b>六、基本情報登記の抹消</b></p> <p>1. 書面申請、かつ《国内直接投資基本情報登記業務申請表》（一）および業務登記証憑を添付。</p> <p>2. 市場監督管理部門による登記の抹消が完了していない場合、《会社法》・《パートナーシップ企業法》の規定に基づく清算公告を提出し、かつ企業の債権債務の清算が完了済みであり、持分（投資権益）の凍結・質権設定あるいは抵当設定されているなどの状況にないことの承諾書、あるいは市場監督管理部門の企業営業許可証取消公告（証明文書）、あるいは人民法院による会社解散の判決の関連証明文書を提出する；すでに会社の登記抹消が完了している場合、市場監督管理部門が発行した《登記抹消許可通知書》を提出する。</p> <p>3. 税務登記抹消証明、手続きが不要な場合を除く。</p> <p>4. 会計士事務所が発行した清算監査報告書（吸収合併により抹消する場合、あるいは清算所得がない場合、提出不要）、あるいは人民法院が裁決した清算結果。</p>
<p>审核原则</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、外商投资企业基本信息登记（新设、并购）</b></p> <p>1. 外商投资企业应在领取营业执照后及时到所属外汇分局（外汇管理部）辖内银行办理基本信息登记，取得业务登记凭证；以转股并购方式设立外商投资企业的，应将业务编号以“16”开头的业务登记凭证提供给股权出让方，用以开立资产变现账户，将业务编号以“14”开头的业务登记凭证提供给外商投资企业，以作为企业完成外汇登记的凭证。外商投资性公司以外汇资金境内再投资新设企业按照接收境内再投资基本信息登记办理，外商投资性公司以外汇资金与外国投资者共同出资的，被投资企业需分别办理接收境内再投资基本信息登记和新设外商投资企业基本信息登记手续，其中办理新设外商投资企业基本信息登记时，外商投资性公司视为中方股东登记。</p>	<p><b>一、外商投資企業の基本情報登記（新設・合併買収）</b></p> <p>1. 外商投資企業は、営業許可証の受領後、速やかに所属する外管局分局（外貨管理部）の管轄内の銀行で基本情報登記を行い、業務登記証憑を取得しなければならない；持分譲渡による合併買収方式で外商投資企業を設立する場合、業務番号が「16」から始まる業務登記証憑を持分譲渡者に提供して、資産現金化口座の開設に使用し、業務番号が「14」から始まる業務登記証憑を外商投資企業に提供して、企業が外貨登記を完了させる際の証憑とする。外商投資性会社が外貨資金により国内再投資を行い新設した企業は、国内再投資受入の基本情報登記に基づき手続きを行い、外商投資性会社が外貨資金により外国投資家と共同で出資する場合、被投資企業は、国内再投資受入の基本情報登記と新規外商投資企業の基本情報登記の手続きをそれぞれ行う必要があり、このうち、新規外商投資企業の基本情報登記を行う際、外商投資性会社は中国側の株主と見なして登記する。</p>

<p>2. 申請人应如实披露其外国投资者是否直接或间接被境内居民（含境内机构和境内个人）持股或控制。如外国投资者被境内居民直接或间接持股或控制，银行在为该外商投资企业办理外汇登记时应在资本项目信息系统中将其标识为“返程投资”。</p> <p>3. 外商投资企业应全额登记外国投资者各类出资形式及金额，跨境现汇与人民币流入总额不得超过已登记的外国投资者跨境可汇入资金总额。</p> <p>4. 境外投资者直接或间接获得企业股权的，应遵循商业原则，按公允价格进行交易。银行应对相关交易真实性、合规性进行审核。</p> <p>5. 银行应区分外商投资企业设立时外国投资者的出资方式在资本项目信息系统中办理登记；外国投资者以其在境内合法取得的利润用于境内再投资或转增资本的，出资方式登记为利润再投资；以其在境内股权转让所得、减资所得、先行回收所得、清算所得等用于境内再投资和以所投资企业的盈余公积、资本公积和已登记外债本金及利息转增资本的，出资方式登记为非利润再投资；以保证金结汇支付资金出资的，出资方式登记为“其他”；以境内其他资本项下外汇账户原币划转的，出资方式登记为境内划转。</p> <p>6. 外国投资者前期费用未全部结汇的，可原币划转至资本金账户继续使用，资本项目信息系统中出资方式登记为境外汇入（含跨境人民币）。已经结汇的前期费用也可作为外国投资者的出资，出资方式登记为前期费用结汇。</p> <p>7. 市场监督管理部门相关信息未能满足外汇登记所需信息的，银行可通过查询“国家企业信用信息</p>	<p>2. 申請者は、その外国投資家が直接あるいは間接的に国内居住者（国内機構および国内個人）から持分を保有されている、あるいは支配されているか否かを事実通りに開示しなければならない。外国投資家が国内居住者から直接あるいは間接的に持分を保有されている、あるいは支配されている場合、銀行は、当該外商投資企業の外貨登記を取り扱う際、資本項目情報システムで「迂回投資」とマークしなければならない。</p> <p>3. 外商投資企業は、外国投資家の各種出資形式および金額の全額を登記しなければならず、クロスボーダー外貨および人民元の流入総額は、登記した外国投資家のクロスボーダー入金可能資金総額を超過してはならない</p> <p>4. 国外投資家が直接あるいは間接的に企業の持分を取得する場合、ビジネス原則を遵守し、公正価格に基づき取引を行わなければならない。銀行は、関連取引の真実性・コンプライアンス性に対して審査を行わなければならない。</p> <p>5. 銀行は、外商投資企業設立時の外国投資家の出资方式を区分して資本項目情報システムで登記を行わなければならない；外国投資家が国内で合法的に取得した利益を国内再投資に用いる、あるいは資本に転換しこれを増加させる場合、出资方式を利益再投資として登記する；国内の持分譲渡所得・減資所得・先行回収所得・清算所得などを国内再投資に用いる、および投資企業の利益積立金・資本積立金および登記済の外債元本ならびに利息を資本に転換しこれを増加させる場合、出资方式を非利益再投資として登記する；保証金の人民币転代り金により資金を支払い出資する場合、出资方式を「その他」として登記する；国内のその他資本項目の外貨口座の原通貨による振替の場合、出资方式は国内振替として登記する。</p> <p>6. 外国投資家が初期費用のすべてを人民币転していない場合、原通貨で資本金口座に振り替え、継続して使用することができ、資本項目情報システムの出资方式は国外入金（クロスボーダー人民币を含む）として登記する。すでに人民币転した初期費用も外国投資家の出資とすることができ、出资方式は初期費用人民币転として登記する。</p> <p>7. 市場監督管理部門の関連情報について、外貨登記に必要な情報が不足している場合、銀行は、</p>
--	---

公示系统”、企业提交的公司章程/合伙协议、股权转让协议等核对企业本次申请外汇登记信息。银行应根据展业原则保留已核对的证明材料。

8. 新设或并购设立其他外商投资非法人机构或项目参照本项指引办理基本信息登记手续（境外机构在境内设立的代表处除外）。

**二、外商投资企业基本信息登记变更**

1. 外商投资企业发生基础信息变更（包括但不限于企业名称、经营范围、法人代表、地址、所在地外汇局迁移等）、投资信息变更（包括但不限于注册资本、出资方式、注册币种、投资者及投资者认缴的出资额、企业合并分立等），应在所属外汇分局（外汇管理部）辖内银行办理基本信息登记变更手续。银行无法在资本项目信息系统中对企业相关信息（包括统一社会信用代码、企业名称、经济类型、营业场所、行业属性、国别、是否特殊经济区企业、外方投资者国别、住所/营业场所、企业所在地外汇局迁移、企业注册币种变更等）进行变更、注销时，可协商企业所在地外汇局办理（企业所在地外汇局协商企业迁出、迁入地外汇局办理）。

2. 申请人应如实披露其外国投资者是否直接或间接被境内居民持股或控制，如外国投资者被境内居民直接或间接持股或控制，银行在为该外商投资企业办理外汇登记时应在资本项目信息系统中将其标识为“返程投资”。如变更登记后境内企业的外国投资者不再直接或间接被境内居民持股或控制的，在境内居民或特殊目的公司权力机构提交相关真实性证明材料后，银行可依规定在资本项目信息系统中取消其相应返程投资标识。

3. 减资变更登记时，减资所得金额（可汇出境外或

「国家企業信用情報公示システム」・企業が提出した会社定款/パートナー協議・持分譲渡協議などを通じて企業が今回申請した外貨登記情報を照合することができる。銀行は、業務実施原則に基づき、照合した証明資料を保存しなければならない。

8. その他の外商投資非法人機構あるいはプロジェクトの新設または合併買収による設立は、本項目を参照して基本情報登記手続きを取り扱う（国外機構が国内で設立する駐在員事務所を除く）。

**二、外商投資企業の基本情報登記の変更**

1. 外商投資企業に基本情報の変更（企業名称・経営範囲・法定代表人者・住所・所在地の外管局の移転などを含むがこれに限らない）、投資情報の変更（登録資本・出资方式・登録通貨・投資家および投資家の払込引受出资额・企業の合併・分割などを含むがこれに限らない）が発生した場合、所属する外管局分局（外貨管理部）の管轄内の銀行で基本情報登記変更手続きを行わなければならない。銀行は、資本項目情報システムで企業の関連情報（统一社会信用代码・企業名称・経済類型・営業場所・業種属性・国・経済特区企業か否か・外国投資家の国・住所/営業場所・企業所在地の外管局の移転・企業の登録通貨の変更などを含む）に対して変更・抹消を行うことができない場合、企業の所在地の外管局と相談のうえ取り扱うことができる（企業所在地の外管局が企業の転出・転入地の外管局と協議して取り扱う）。

2. 申請者は、その外国投資家が直接あるいは間接的に国内居住者から持分を保有されているか否か、あるいは支配されているか否かを事実通りに開示しなければならない。外国投資家が国内居住者から直接あるいは間接的に持分を保有されている、あるいは支配されている場合、銀行は、当該外商投資企業の外貨登記を取り扱う際、資本項目情報システムで「迂回投資」とマークしなければならない。変更登記後の国内企業の外資投資家が以降、直接あるいは間接的に国内居住者から持分を保有されない、あるいは支配されない場合、国内居住者あるいは特殊目的会社の権力機関からの関連真实性証明資料の提供後、銀行は、規定に基づき資本項目情報システムでその相応する迂回投資のマークを取り消すことができる。

3. 減資に係る変更登記の際、減資所得金額（国外

<p>境内再投資) 原则上仅限于减少外国投资者实缴注册资本, 不包括资本公积、盈余公积、未分配利润等其他所有者权益; 减资所得用于弥补账面亏损或调减外方出资义务的, 减资所得金额应设定为零; 另有规定的从其规定。</p> <p>4. 外商投资企业发生合并后, 存续企业应到所在地银行办理增资登记, 被吸收企业应到所在地银行办理注销登记; 若新产生一家外商投资企业的, 应办理新设登记, 并在备注栏内注明“合并”。外商投资企业发生分立后, 存续企业应办理减资登记, 分立新设的企业应办理新设登记, 并在备注栏内注明“分立”, 如原外商投资企业注销的, 应到所在地银行办理注销登记。存续企业或新设企业的出资形式应选择合并分立。</p> <p>5. 境外投资者直接或间接获得企业股权的, 应遵循商业原则, 按公允价格进行交易。银行应对相关交易真实性、合规性进行审核。</p> <p>6. 外商投资企业应全额登记外国投资者各类出资形式及金额; 跨境现汇与人民币流入总额不得超过已登记的外国投资者跨境可汇入资金总额。</p> <p>7. 外国投资者(股权出资人) 以其持有的境内企业(股权企业 A) 股权对境内企业(被投资企业 B) 出资的, 应按如下顺序办理: 首先, 股权企业所在地银行在查验股权企业 A 出资到位后, 为股权企业 A 办理变更登记; 然后被投资企业 B 方可根据自身股权结构变化情况, 持 A 企业的变更登记凭证向所在地银行申请办理设立登记、增资或转股变更登记手续。</p> <p>8. 股权变更业务涉及资金跨境收付的, 外商投资企业办理外汇登记变更后, 应将相应业务登记凭证提供给相应主体用以办理账户开立及资金收付款手续。</p>	<p>への送金あるいは国内再投資が可能) は、原則、外国投資家の払込済登録資本の減少分のみに限り、資本積立金・利益積立金・未処分利益などのその他所有者権益は含まない; 減資所得を帳簿上の損失の補填あるいは外国側出資義務の減少に用いる場合、減資所得金額は 0 に設定しなければならない; 別の規定がある場合、その規定に従う。</p> <p>4. 外商投資企業の合併の発生後、存続企業は所在地の銀行で増資登記を行い、被吸収企業は所在地の銀行で抹消登記を行わなければならない; 外商投資企業を新規設立する場合、新規設立登記を行い、備考欄に「合併」と注記しなければならない。外商投資企業の分割の発生後、存続企業は減資登記を行い、分割により新規設立された企業は新規設立登記を行い、備考欄に「分割」と注記しなければならない; 元の外商投資企業を抹消する場合、所在地の銀行で抹消登記を行わなければならない。存続企業あるいは新設企業の出資形式は、合併分割を選択しなければならない。</p> <p>5. 国外投資家が直接あるいは間接的に企業の持分を取得する場合、ビジネス原則を遵守し、公正価格に基づき取引を行わなければならない。銀行は、関連取引の真実性・コンプライアンス性に対して審査を行わなければならない。</p> <p>6. 外商投資企業は、外国投資家の各種出資形式および金額の全額を登記しなければならない; クロスボーダー外貨および人民元の流入総額は、登記した外国投資家のクロスボーダー入金可能資金総額を超過してはならない。</p> <p>7. 外国投資家(持分出資者) が自らの保有する国内企業(持分企業 A) の持分により国内企業(被投資企業 B) に出資する場合、以下の順序で行わなければならない: まず、持分企業の所在地の銀行が持分企業 A の出資が払込済であることを確認し、持分企業 A の変更登記を行う; その後、被投資企業 B は、自身の持分構成の変更状況に基づき、企業 A の変更登記証憑を持参して、所在地の銀行で設立登記・増資あるいは持分譲渡の変更登記手続きを申請することができる。</p> <p>8. 持分変更業務がクロスボーダー資金受払に関わる場合、外商投資企業は、外貨登記変更の手続き後、口座開設および資金受払手続きのために相応する業務登記証憑を相応する主体に提供しなければならない。</p>
--	--

<p>9. 市场监督管理部門相關信息未能滿足外匯登記所需信息的，銀行可通過查詢“國家企業信用信息公示系統”、企業提交的公司章程/合伙協議、股權轉讓協議等核對企業本次申請外匯登記信息。銀行應根據展業原則保留已核對的證明材料。</p> <p>10. 外商投資非法人機構或項目辦理變更登記參照本項指引辦理（境外機構在境內設立代表處除外）。</p> <p><b>三、中外合作企業外國投資者先行回收投資基本信息登記及變更（2025年1月1日前適用）</b></p> <p>1. 銀行應審核企業申請表信息與相關主管部門批复或備案文件或合作合同相關約定信息是否一致，不一致的不得辦理登記。</p> <p>2. 外國投資者先行回收投資累計匯出資金原則上不得超過外國投資者實際投入的資金。超出部分應參照利潤匯出辦理。</p> <p><b>四、外商投資企業基本信息登記注銷</b></p> <p>1. 外商投資企業因破產、解散、營業期限屆滿、合併或分立等原因注銷的，原則上應在發布清算公告期結束後，公司營業執照注銷前到所屬外匯分局（外匯管理部）轄內銀行辦理基本信息登記注銷手續，並提供企業公告。適用一般注銷程序的企業，提供清算公告報樣；適用簡易注銷程序的企業，提供“國家企業信用信息公示系統”中無異議的企業公示頁面打印頁並加蓋企業公章。</p> <p>2. 外商投資企業因外國投資者減資、轉股、先行回收投資、上市公司外資股東減持股份等撤資行為轉為內資企業的，應在領取變更後的營業執照之後到所在地銀行辦理基本信息登記變更手續，無需辦理基本信息登記注銷。</p> <p>3. 因合併或分立，原外商投資企業注銷的，應在原</p>	<p>9. 市場監督管理部門の関連情報について、外貨登記に必要な情報が不足している場合、銀行は、「国家企業信用情報公示システム」・企業が提出した会社定款/パートナー協議・持分譲渡協議などを通じて企業が今回申請した外貨登記情報を照合することができる。銀行は、業務実施原則に基づき、照合した証明資料を保存しなければならない。</p> <p>10. 外商投資非法人機構あるいはプロジェクトの變更登記は、本項目を参照して取り扱う（国外機構が国内で設立する駐在員事務所を除く）。</p> <p><b>三、中外合作企業の外国投資家による投資の先行回収の基本情報登記および変更（2025年1月1日まで適用）</b></p> <p>1. 銀行は、企業の申請表の情報と関連主管部門の批准返答あるいは備案文書もしくは契約書の関連約定の情報が一致するか否かを審査しなければならない。一致しない場合、登記を取り扱ってはならない。</p> <p>2. 外国投資家の投資先行回収に係る累計送金資金は、原則、外国投資家が実際に投入した資金を超過してはならない。超過部分は、利益送金を参照して取り扱わなければならない。</p> <p><b>四、外商投資企業の基本情報登記の抹消</b></p> <p>1. 外商投資企業が破産・解散・営業期限の満了・合併あるいは分割などの原因で抹消する場合、原則、清算公告の公布期限の終了後、企業の営業許可証抹消までに所屬する外管局分局（外匯管理部）の管轄内の銀行で基本情報登記の抹消手続きを行い、企業公告を提出しなければならない。一般抹消手続きを適用する企業の場合、清算公告の記事見本を提出する；簡易抹消手続きを適用する企業の場合、「国家企業信用情報公示システム」内の異議が唱えられていない企業公示トップページをプリントアウトかつ企業の公印を押捺して提出する。</p> <p>2. 外商投資企業が外国投資家の減資・持分譲渡・投資の先行回収・上場企業の外国側株主の保有減少などの資本引上げ行為により内資企業に転換した場合、変更後の営業許可証の受領後、所在地の銀行で基本情報登記の変更手続きを行わなければならないが、基本情報登記抹消の手続きは必要ない。</p> <p>3. 合併あるいは分割により、元の外商投資企業を</p>
---	---

<p>企业办理基本信息登记注销时，在资本项目信息系统中将其“外方股东清算所得处置计划”选为“再投资”。</p> <p>4. 已完成营业执照注销但尚未销毁企业公章的，可正常办理基本信息登记注销。申请办理基本信息登记注销时已销毁企业印章的，应以全体股东名义或委派其中一名法人股东（受托股东）办理基本信息登记注销。留存材料应加盖全体股东公章（自然人股东签字）或受托股东印章。受托股东应提供经公证的授权委托书。</p> <p><b>五、外资银行和非银行金融机构（含保险公司）参照本项指引办理相关业务，另有规定的从其规定。</b></p>	<p>抹消する場合、元の企業の基本情報登記抹消の際、資本項目情報システム内の「外国側株主の清算所得処分計画」について「再投資」を選択しなければならない。</p> <p>4. 営業許可証の抹消は完了しているが、企業の公印を廃棄していない場合、基本情報登記の抹消を正常に取り扱うことができる。基本情報登記抹消手続きを申請する際、すでに企業の公印を廃棄している場合、株主全体の名義あるいはこのうち一名の法人株主（受託株主）を委託派遣して基本情報登記抹消を行わなければならない。保管資料には、株主全体の公印（自然人株主は署名）あるいは受託株主の印章を押印する。受託株主は、公証済の授權委託書を提出しなければならない。</p> <p><b>五、外資銀行および非銀行金融機関（保険会社を含む）は、本項目を参照して取り扱い、別の規定がある場合、その規定に従う。</b></p>
--	---

6.3 接收境内再投资基本信息登记及变更登记  
**6.3 国内再投資受入の基本情報登記・変更登記**

参考法規（原文まま）	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《中华人民共和国外商投资法》。</li> <li>2. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</li> <li>3. 《国家外汇管理局关于进一步改进和调整直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2012〕59 号）。</li> <li>4. 《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》（汇发〔2013〕21 号）。</li> <li>5. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。</li> <li>6. 《国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知》（汇发〔2019〕28 号）。</li> <li>7. 《国家外汇管理局关于精简外汇账户的通知》（汇发〔2019〕29 号）。</li> </ol>	
审核材料	審査書類
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 书面申请，并附《境内直接投资基本信息登记业务申请表》（二）。</li> <li>2. 被投资企业加盖单位公章的营业执照复印件，按规定无需提供的除外。</li> <li>3. 境内投资主体出具的符合现行外资准入管理规定、依法合规办理相关业务、自行承担相关法律责任并加盖单位公章的承诺函。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面申請、かつ《国内直接投資基本情報登記業務申請表》（二）を添付。</li> <li>2. 被投資企業の公印を押捺した営業許可証写し、規定に基づき提出が不要な場合を除く。</li> <li>3. 国内投資主体が作成した現行の外資参入管理規定に合致しており、法に基づきコンプライアンスに準拠して関連業務を行い、関連する法的責任を自ら負うことを承諾する企業の公印を押捺した承諾書。</li> </ol>

审核原则	審査原則
<p>1. 外商投资企业以外汇资本金或其结汇所得人民币资金开展境内股权投资的, 应不违反现行外商投资准入特别管理措施(负面清单), 其境内所投资项目应真实、合规。</p> <p>2. 境内机构接收境内主体再投资外汇资金或以外汇支付的股权转让对价的, 应在所属外汇分局(外汇管理部)辖内银行申请办理接收境内再投资基本信息登记后, 再开立外汇资本金账户。</p> <p>3. 境内机构接收投资性外商投资企业(包括外商投资性公司、外商投资创业投资企业和外商投资股权投资企业)的人民币形式(指直接结汇所得或结汇待支付账户内的人民币资金)的再投资资金或股权转让对价, 无需办理接收境内再投资基本信息登记或开立外汇资本金账户, 相关投资款项可直接划入被投资主体或接收股权转让对价的境内主体的人民币账户。</p> <p>4. 境内机构接收非投资性外商投资企业的人民币形式(指直接结汇所得或结汇待支付账户内的人民币资金)的再投资资金或股权转让对价的, 应在所在地银行申请办理接收境内再投资基本信息登记并开立结汇待支付账户后, 再由开展投资的企业按实际投资规模将结汇所得人民币资金划往被投资主体或接收股权转让对价的境内主体开立的结汇待支付账户。</p> <p>5. 境内个人接收股权转让对价款的, 无需办理接收境内再投资登记, 也无需开立资本金账户或结汇待支付账户, 投资主体可将外汇资本金结汇或以结汇待支付账户内资金直接支付股权价款。</p> <p>6. 被投资企业继续开展境内股权投资的, 参照上述原则办理。</p>	<p>1. 外商投資企業が外貨資本金あるいはその人民元転代り金により国内持分投資を行う場合、現行の外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)に違反してはならず、その国内での投資プロジェクトは、真実・コンプライアンスに準拠していなければならない。</p> <p>2. 国内機構が国内主体の再投資に係る外貨資金あるいは外貨で支払われた持分譲渡の対価を受け取る場合、所属する外管局分局(外貨管理部)の管轄内の銀行で国内再投資受入の基本情報登記手続きの申請後、外貨資本金口座を開設しなければならない。</p> <p>3. 国内機構が投資性外商投資企業(外商投資性公司・外商投資ベンチャー投資企業および外商投資持分投資企業を含む)の人民元形式(直接人民元転代り金あるいは人民元転支払待機口座内の人民元資金を指す)の再投資資金あるいは持分譲渡の対価を受け取る場合、国内再投資受入の基本情報登記の手続きあるいは外貨資本金口座の開設は必要なく、関連投資金は、被投資主体あるいは持分譲渡の対価を受け取る国内主体の人民元口座に直接入金することができる。</p> <p>4. 国内機構が非投資性外商投資企業の人民元形式(直接人民元転代り金あるいは人民元転支払待機口座内の人民元資金を指す)の再投資資金あるいは持分譲渡の対価を受け取る場合、所在地の銀行で国内再投資受入の基本情報登記手続きを申請かつ人民元転支払待機口座を開設しなければならない、その後、投資を行う企業が実際の投資規模に基づき人民元転代り金を被投資主体あるいは持分譲渡の対価を受け取る国内主体が開設した人民元転支払待機口座に入金する。</p> <p>5. 国内個人が持分譲渡の対価代金を受け取る場合、国内再投資受入の基本情報登記手続きは必要なく、資本金口座あるいは人民元転支払待機口座の開設も必要なく、投資主体は、外貨資本金を人民元転して、あるいは人民元転支払待機口座内の資金により持分譲渡の対価代金を直接支払うことができる。</p> <p>6. 被投資企業が国内持分投資の実施を継続する場合、上述の原則を参照して取り扱う。</p>

6.4 境内直接投资货币出资入账登记

6.4 国内直接投資に係る貨幣出資入金登記

参考法規（原文まま）	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《中华人民共和国外商投资法》。</li> <li>2. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</li> <li>3. 《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》（汇发〔2013〕21 号）。</li> <li>4. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。</li> </ol>	
审核材料	審査書類
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《境内直接投资货币出资入账登记申请表》。</li> <li>2. 业务登记凭证。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《国内直接投資貨幣出資入金登記申請表》</li> <li>2. 業務登記証憑。</li> </ol>
审核原则	審査原則
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 收款银行在收到外国投资者境外汇入、境内划转资本金（不含境内再投资资金）办理资金入账后，应督促标的企业尽快提交货币出资入账登记申请，并及时通过资本项目信息系统办理货币出资入账登记。</li> <li>2. 若缴款人与投资人不一致，银行应在出资入账登记中将“投资人与缴款人是否一致”一项勾选为“否”。</li> <li>3. 出资入账登记所使用的资金折算率应以资金入账日（除有特殊约定外）中国人民银行发布的人民币汇率中间价及不同外币间套算率为准；没有相应人民币汇率中间价的，以资金入账日开户银行的挂牌汇价为准。</li> <li>4. 资金汇入时境内银行收取的手续费可视为外国投资者出资，办理出资入账登记。</li> <li>5. 当资本项目信息系统中企业登记信息发生错误，在该错误不是由企业自身原因（如企业未及时办理外汇登记等）导致、且不影响货币出资入账登记业务办理的前提下（主要指不涉及股东注册资本、实收资本错误，不影响货币出资入账登记系统校验的情况），如企业确有资金使用需求，银行可商企业所在地外汇局先办理货币出资入账登记，然后申请进行系统数据调整。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受取銀行は、外国投資家による国外からの入金・国内振替資本金（国内再投資資金を含まない）を受け取り、資金入金を行った後、対象企業が迅速に貨幣出資入金登記申請を提出するよう督促し、併せて速やかに資本項目情報システムを通じて貨幣出資入金登記を行わなければならない。</li> <li>2. 払込者と投資家が一致しない場合、銀行は、出資入金登記の「投資家と払込者が一致するか否か」の項目で「否」にチェックを入れなければならない。</li> <li>3. 出資入金登記に使用する資金の換算レートは、資金入金日（特殊な約定がある場合を除く）の中国人民銀行が発表した人民元レート仲値および各外貨間のクロスレートを基準としなければならない；相応する人民元レート仲値がない場合、資金入金日の口座開設銀行の公示レート仲値を基準とする。</li> <li>4. 資金入金時に国内銀行が徴収する手数料は、外国投資家の出資と見なし、出資入金登記を行うことができる。</li> <li>5. 資本項目情報システムにおいて企業の登記情報に誤りが生じた場合、当該誤りが企業自身の原因により生じ（企業が速やかに外貨登記を行わなかったなど）、かつ貨幣出資入金登記業務の取扱に影響しないとの前提の下（主として、株主の登録資本・実収資本の誤りに関連せず、貨幣出資入金登記システム検査に影響しない状況を指す）、確かに企業に資金使用ニーズがあれば、銀行は、企業所在地の外管局と相談のうえ、貨幣出資入金登記を先に取り扱い、その後、申</li> </ol>

<p>6. 銀行应将申请信息与资本项目信息系统中采集到的基本信息登记和资金流入数据进行核对和匹配。资金流入数据是资本项目信息系统自动抓取银行国际收支间接申报系统报送的国际收支数据。由于数据传输存在一定的时滞，如银行交易信息栏没有显示出交易数据，且企业确有实际资金使用需求的，银行可在“手工录入交易信息”栏中，通过手工录入方式输入交易信息。银行通过手工录入方式办理货币出资入账登记的，应关注该笔货币出资入账登记的备案交易数据验证状态，如状态为“待验证”，须联系所在地外汇局协助处理。对于因数据滞留原因导致的资本项目信息系统无法关联国际收支申报数据，则须先处理滞留数据。</p>	<p>請のうえシステムデータの調整を行うことができる。</p> <p>6. 銀行は、申請情報を資本項目情報システムで収集した基本情報登記および資金流入データと照合および整合させなければならない。資金流入データとは、資本項目情報システムにて自動的に収集される銀行の国際収支間接申告システムから送信・報告する国際収支データである。データ送信に一定のタイムラグがあるために、銀行取引情報欄に取引データが表示されず、かつ確かに企業に実際の資金使用ニーズがある場合、銀行は、「取引情報手入力」欄において、手入力方式で取引情報を入力することができる。銀行が手入力方式にて貨幣出資金登記を行った場合、当該貨幣出資金登記の取引データ備案の検証状態に注意し、「検証待ち」状態の場合、所在地の外管局に連絡し、処理してもらわなければならない。データ滞留が原因で資本項目情報システムが国際収支申告データにアクセスできない場合、滞留データを先に処理しなければならない。</p>
---	---

6.5 前期費用外匯賬戶的開立、入賬和使用  
6.5 初期費用外貨口座の開設・口座入金および使用

参考法規（原文まま）	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</li> <li>2. 《境内外汇账户管理规定》（银发〔1997〕416 号）。</li> <li>3. 《国家外汇管理局关于印发〈境内外汇划转管理暂行规定〉的通知》（〔97〕汇管函字第 250 号）</li> <li>4. 《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》（汇发〔2013〕21 号）。</li> <li>5. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。</li> <li>6. 《国家外汇管理局关于改革外商投资企业外汇资本金结汇管理方式的通知》（汇发〔2015〕19 号）。</li> <li>7. 《国家外汇管理局关于公布废止和失效部分外汇管理规范性文件及相关条款的通知》（汇发〔2018〕17 号）。</li> </ol>	
審核材料	審査書類
<p><b>一、開戶、入賬</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務登記証憑。</li> <li>2. 資本項目情報システム銀行版中打印の前期費用流入制御情報表。</li> </ol> <p><b>二、賬戶資金使用管理</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 結匯按照本指引“10.1 資本項目收入結匯”要求收取材料。</li> </ol>	<p><b>一、口座開設・入金</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務登記証憑。</li> <li>2. 資本項目情報システム銀行版においてプリントアウトした初期費用流入コントロール情報表。</li> </ol> <p><b>二、口座資金の使用管理</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人民元転は、本ガイド「10.1 資本項目収入の人民元転」の要求を参照して資料を徴求する。</li> </ol>

<p>2. 经常项目支出按照经常项目真实性审核要求收取材料；资本项目支出提供经外汇局（银行）登记或外汇局核准文件。</p> <p>3. 原币划转需提供书面申请（申请中应准确表述资金划出原因和用途、划出和接收主体信息、划出和划入行名称及账号信息、划出资金金额和币种等重要信息）。</p>	<p>2. 經常項目支出は、經常項目の真実性審査の要求に基づき資料を徴求する；資本項目支出は、外管局（銀行）の登記あるいは外管局の認可を経た文書を提出する。</p> <p>3. 原通貨による振替は、書面の申請を提出しなければならない（申請書は、資金振替の原因および使途・送金および受取主体の情報・送金および入金銀行の名称および口座番号情報・送金金額および通貨の種類などの重要情報を正確に記述しなければならない）。</p>
<p>审核原则</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、开户、入账</b></p> <p>1. 账户原则上应以外国投资者名义开立（注册资本实缴登记制企业汇入筹备资金时，也可以筹备组等境内相关主体名义开立，但在资本项目信息系统中登记为境外机构）。银行应根据前期费用流入控制信息表为其办理账户开立。</p> <p>2. 账户内资金来源限于境外汇入（非居民存款账户、离岸账户视同境外），不得以现钞存入。</p> <p>3. 银行应查询资本项目信息系统前期费用流入控制信息表中的尚可流入金额办理入账手续。</p> <p>4. 账户收入范围：资本项目信息系统登记金额内外国投资者从境外汇入的用于设立外商投资企业的前期费用，以及注册资本实缴登记制度的相关主体需先行到位的资金。</p> <p>5. 账户支出范围：参照资本金支付结汇管理原则在境内结汇使用、经真实性审核后的经常项目对外支付、原路汇回境外、划入后续设立的外商投资企业外汇资本金账户或股权转让方资产变现账户及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的资本项目支出。</p> <p><b>二、账户资金使用管理</b></p> <p>1. 结汇参照本指引“10.1 资本项目收入结汇”办理。</p> <p>2. 经常项目付汇按照经常项目真实性审核原则办</p>	<p><b>一、口座開設・入金</b></p> <p>1. 口座は、原則、外国投資家の名義で開設しなければならない（登録資本払込登記制の企業が準備金を入金する場合、準備グループなどの国内関連主体の名義で開設可能だが、資本項目情報システムでは国外機構として登記）。銀行は、初期費用流入コントロール情報表に基づき口座開設を取り扱わなければならない。</p> <p>2. 口座内の資金の原資は、国外からの入金に限られ（非居住者預金口座・オフショア口座は国外と見なす）、現金で預け入れてはならない。</p> <p>3. 銀行は、資本項目情報システムの初期費用流入コントロール情報表の流入可能限度額を照会し、入金手続きを取り扱わなければならない。</p> <p>4. 口座入金範囲：資本項目情報システムの登記金額範囲内で外国投資家が国外から入金する外商投資企業の設立に用いる初期費用、および登録資本払込登記制の関連主体の先行払込に必要な資金。</p> <p>5. 口座出金範囲：資本金の支払・人民元転の管理原則を参照して国内で人民元転して使用する真実性審査後の經常項目對外支払・元のルートでの国外への払戻し・その後設立される外商投資企業の外貨資本金口座あるいは持分譲渡側の資産現金化口座への振替、および外管局（銀行）の登記あるいは外管局の認可を経た資本項目支出。</p> <p><b>二、口座資金の使用管理</b></p> <p>1. 人民元転は、本ガイド「10.1 資本項目収入の人民元転」の要求を参照する。</p> <p>2. 經常項目對外支払は、經常項目の真実性審査の</p>

<p>理，資本項目支出提供经外汇局（銀行）登記或 外汇局核准文件。</p> <p>3. 账户内资金余额可在成立外商投资企业后转入其 资本金账户或股权转让方资产变现账户。若未设 立外商投资企业，外国投资者应向银行申请关闭 该账户，账户内剩余资金原路汇回境外。</p> <p>4. 账户内资金不得用于质押贷款、发放委托贷款。</p> <p>5. 原币划转 (1) 银行应审核划转交易的真实性、合法性。</p> <p>(2) 划出行应于资金划转后，及时完成国际收支申 报，并于划出后关注该笔资金划转结果；若划 转错误的，应待资金退回后重新划出，并同时 按照规定调整国际收支申报信息。</p> <p>(3) 划入行应于资金划入时确认划入资金是否符合 账户收入范围，并与开户主体核对该笔资金交 易的划出信息以确认交易准确性；对不符合账 户收入范围及境内划转规定，或经核实划转错 误的，划入行应将资金原路汇回。</p>	<p>要求に基づき資料を徴求する；資本項目支出は、 外管局（銀行）の登記あるいは外管局の認可を 経た文書を提出する。</p> <p>3. 口座内資金の残高は、外商投資企業の設立後、 その資本金口座あるいは持分譲渡側の資産現金 化口座に振り替えることができる。外商投資企 業を設立していない場合、外国投資家は、銀行 に当該口座の閉鎖を申請し、口座内の余剰資金 は、元のルートで国外に戻さなければならない。</p> <p>4. 口座内の資金は、貸付への質権設定・委託貸付 の実行に用いてはならない。</p> <p>5. 原通貨による振替 (1) 銀行は、振替取引の真实性・合法性を審査し なければならない。</p> <p>(2) 仕向行は資金振替後、速やかに国際収支申告 を完了させ、送金後は当該資金振替の結果に 注意しなければならない；振替に誤りがあつ た場合、資金回収後に改めて送金を行い、同 時に規定に基づき国際収支申告情報を調整 しなければならない。</p> <p>(3) 被仕向行は資金の入金時、入金資金が口座入 金範囲に合致しているか否かを確認し、口座 開設主体と当該資金取引の送金情報を突合 し、取引の正確性を確認しなければならない； 口座入金範囲および国内振替規定に合致 しない場合、あるいは振替の誤りを確認し た場合、被仕向行は、資金を元のルートで返金 しなければならない。</p>
---	--

6.6 外汇资本金账户的开立、入账和使用

6.6 外貨資本金口座の開設・口座入金および使用

参考法規（原文まま）

1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。
2. 《境内外汇账户管理规定》（银发〔1997〕416 号）。
3. 《国家外汇管理局关于进一步改进和调整直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2012〕59 号）。
4. 《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》（汇发〔2013〕21 号）。
5. 《国家外汇管理局关于改革外商投资企业外汇资本金结汇管理方式的通知》（汇发〔2015〕19 号）。
6. 《国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知》（汇发〔2019〕28 号）。
7. 《国家外汇管理局关于精简外汇账户的通知》（汇发〔2019〕29 号）。
8. 《国家外汇管理局关于优化外汇管理支持涉外业务发展的通知》（汇发〔2020〕8 号）。

審核材料

審査書類

<p><b>一、开户、入账</b></p> <p>1. 书面申请，并附业务登记凭证。</p> <p>2. 资本项目信息系统银行端中打印的资本金流入控制信息表。</p> <p><b>二、账户资金使用管理</b></p> <p>1. 结汇按照本指引“10.1 资本项目收入结汇”或“10.3 资本项目外汇收入支付便利化业务”要求收取材料。</p> <p>2. 经常项目支出按照经常项目真实性审核要求收取材料；资本项目支出提供经外汇局（银行）登记或外汇局核准文件。</p> <p>3. 原币划转</p> <p>(1) 境内直接投资项目下向资本金账户（含更换开户银行业务、外商投资企业以境内外汇对子公司出资或收购境内企业中方股权业务）和保证金专用账户（参与境内直接投资相关的竞标业务适用）划出：</p> <p>① 书面申请（申请中应准确表述资金划出原因和用途、划出和接收主体信息、划出和划入行名称及账号信息、划出资金金额和币种等重要信息）。</p> <p>② 货币出资入账登记表（来源于境内外汇再投资和境外上市的资金除外）。</p> <p>(2) 境内外汇再投资项目下因减资、股权转让、清算等原因退回原外汇资本金账户：</p> <p>书面申请（申请中应准确表述资金划出原因和用途、划出和接收主体信息、划出和划入行名称及账号信息、划出资金金额和币种等重要信息）。</p> <p>(3) 境外上市项下向同名其他外汇账户划出：</p> <p>① 书面申请（申请中应准确表述资金划出原因和用途、划出和接收主体信息、划出和划入行名称及账号信息、划出资金金额和币种等重要信息）。</p> <p>② 境外上市相关资金收付需提供真实性证明材料（例如：回购其境外股份相关情况说明、需从境内支付境外上市费用相关情况说明、国有股东需上缴社保基金的减持收入情况说明等）。</p>	<p><b>一、口座開設・入金</b></p> <p>1. 書面申請、かつ業務登記証憑を添付。</p> <p>2. 資本項目情報システム銀行版においてプリントアウトした資本金流入コントロール情報表。</p> <p><b>二、口座資金の使用管理</b></p> <p>1. 人民元転は、本ガイド「10.1 資本項目収入の人民元転」あるいは「10.3 資本項目外貨収入支払利便化業務」の要求を参照して資料を徴求する。</p> <p>2. 經常項目支出は、經常項目の真実性審査の要求に基づき資料を徴求する；資本項目支出は、外管局（銀行）の登記あるいは外管局の認可を経た文書を提出する。</p> <p>3. 原通貨による振替</p> <p>(1) 国内直接投資項目の資本金口座（口座開設銀行変更業務・外商投資企業の国内外貨による子会社への出資あるいは国内企業の中国側持分買収業務を含む）および保証金専用口座への振替：</p> <p>① 書面申請（申請書は、資金振替の原因および使途・送金および受取主体の情報・送金および入金銀行の名称および口座番号情報・送金金額および通貨の種類などの重要情報を正確に記述しなければならない）。</p> <p>② 貨幣出資入金登記表（国内外貨再投資および国外上場の資金が原資の場合を除く）。</p> <p>(2) 国内外貨再投資項目の減資・持分譲渡・清算などの原因による元の外貨資本金口座への返金：</p> <p>書面申請（申請書は、資金振替の原因および使途・送金および受取主体の情報・送金および入金銀行の名称および口座番号情報・送金金額および通貨の種類などの重要情報を正確に記述しなければならない）。</p> <p>(3) 国外上場項目の同名義その他外貨口座への振替：</p> <p>① 書面申請（申請書は、資金振替の原因および使途・送金および受取主体の情報・送金および入金銀行の名称および口座番号情報・送金金額および通貨の種類などの重要情報を正確に記述しなければならない）。</p> <p>② 国外上場関連資金の受払は、真実性証明資料を提出しなければならない（例：国外持分買戻しに関する状況説明・国外上場費用を国内から支払う必要があることに関連状況説明・国有株主の社会保険基金の納付が必要な</p>
---	--

審核原則	審査原則
<p>一、<b>账户开立</b></p> <p>1. 账户应以外商投资企业、接收境内外汇再投资主体、境外上市的境内企业名义开立。银行应区分接收外汇资金的不同性质，分别开立外汇资本金账户并在报送账户数据时填写相应业务编号。用于接收外国投资者汇入的外商投资企业资本金的，应填写以“14”开头的业务编号；用于接收境内再投资外汇资金的，应填写以“19”开头的业务编号；用于接收境外上市首发募集资金的应填写“27”开头的业务编号；境外上市增发、回购业务可共用境外上市首发开立的账户，也可以单独开立账户（境外上市增发募集资金单独开立资本金账户应填写以“28”开头的业务编号，境外上市回购单独开立资本金账户应填写以“29”开头的业务编号）。</p> <p>2. 账户可在不同银行开立多个；允许全国异地开户。</p> <p>3. 账户收入范围：外国投资者境外汇入外汇资本金或认缴出资（含非居民存款账户、离岸账户、境外个人境内外汇账户出资），保证金专用账户划入的外汇资本金或认缴出资；资本金账户、资产变现账户划入的境内再投资资金；境外上市首发/增发募集调回的外汇资金；以自有外汇、人民币购汇划入的用于回购境外股份的外汇资金；回购境外股份剩余资金调回的外汇资金；境内国有股东减持收入调回的外汇资金；从境外证券市场退市调回的资金；境外上市相关的其他外汇收入；本账户合规划出后划回的资金，同名资本金账户划入资金，因交易撤销退回的资金，利息收入及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他收入。</p> <p>4. 账户支出范围：经营范围内结汇支出；结汇划入结汇待支付账户；境内原币划转至保证金专用账</p>	<p>持分保有減少に係る収入状況説明など）。</p> <p>一、<b>口座開設</b></p> <p>1. 口座は、外商投資企業・国内外貨再投資受入主体・国外上場の国内企業の名義で開設しなければならない。銀行は、外貨資金の受取の性質を区分して、外貨資本金口座をそれぞれ開設し、口座データ送信・報告の際に、相応する業務番号を記入しなければならない。外国投資家が入金する外商投資企業の資本金の受取に用いる場合、「14」から始まる業務番号を記入しなければならない；国内再投資に係る外貨資金の受取に用いる場合、「19」から始まる業務番号を記入しなければならない；国外上場による初回調達資金の受取に用いる場合、「27」から始まる業務番号を記入しなければならない；国外上場の株式増発・買戻業務は、国外上場初回株式発行時に開設した口座を共用することも、単独で口座を開設することもできる（国外上場株式増発による資金調達時に単独で資本金口座を開設する場合、「28」から始まる業務番号を記入し、国外上場買戻時に単独で資本金口座を開設する場合、「29」から始まる業務番号を記入しなければならない）。</p> <p>2. 口座は別々の銀行で複数開設することができる；全国の隔地における口座開設を許可する。</p> <p>3. 口座入金範囲：外国投資家が国外から入金する外貨資本金あるいは払込引受出資（非居住者預金口座・オフショア口座・国外個人の国内外貨口座からの出資を含む）；保証金専用口座から入金する外貨資本金あるいは払込引受出資；資本金口座・資産現金化口座から振り替える国内再投資資金；国外上場の初回/株式増発により調達して還流させる外貨資金；自己保有する外貨・人民元の外貨転代り金にて入金する国外持分買戻しに用いる外貨資金；国外持分買戻しの余剰資金還流に係る外貨資金；国内国有株主の持分減少収入還流に係る外貨資金；国外証券市場の上場廃止により還流させる外貨資金；国外上場に関わるその他外貨収入；当該口座のコンプライアンスに準じた出金後に戻し入れる資金、同名義資本金口座から振り替える資金、取引取消のために回収する資金、利息収入、および外管局（銀行）の登記あるいは外管局の認可を経たその他収入。</p> <p>4. 口座出金範囲：経営範囲内の人民元転後の支出；人民元転後の人民元転支払待機口座への入</p>

戸、外汇资本金账户、境外放款专用账户、国内资金主账户、国内外汇贷款专用账户；因外国投资者减资、撤资汇出；境外上市公开披露文件中所列的经常项目项下和资本项目项下的支出；境内划转至公司其他外汇账户；为境外机构代扣代缴境内税费；汇往境外用于回购境内股份；代境内国有股东将国有股份减持收入划转社保基金；境外上市相关的其他支出；经常项目对外支付及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他资本项目支出。

## 二、账户关闭

1. 有关户需求的，银行可根据企业申请为其办理关闭手续。
2. 外商投资企业因转内资注销外汇登记的，可待资本金账户余额使用完毕后关闭。

## 三、入账管理

1. 银行应查询资本项目信息系统流入控制信息表中尚可流入金额为企业办理资金入账手续（同名资本金境内原币划转不需要查询控制信息）。对于由汇率原因导致的控制信息表中尚可流入金额额度不足，银行可将相关资本金先行入账，然后申请对控制信息表中的额度进行调整；对于由系统原因等其他原因（不包含因企业未及时办理相关外汇登记等企业自身原因）导致的控制信息表中尚可流入金额额度不足或系统登记信息与企业实际情况不符，银行可先商请所在地外汇局允许相关资本金先行入账，再进行系统数据调整。
2. 银行应按资金来源（境外汇入或境内划转）并区分不同性质进行国际收支申报。针对接收到的境内原币划转资金，银行应与开户主体核对资金来源和用途是否与账户收入范围相符，对于与收入范围不符的资金应原路汇回。

金；国内的原通貨による保証金専用口座・外貨資本金口座・対外貸付専用口座・国内資金主口座・国内外貨借入専用口座への振替；外国投資家の減資・資本引上げによる送金；国外上場の公開・開示文書に列挙した経常項目および資本項目の支出；企業のその他外貨口座への国内振替；国外機構のための国内税金の源泉徴収；国内持分の買戻しのための国外送金；国内の国有株主の代理の国有株式保有減少収入に係る社会保険基金への振替；国外上場に関わるその他支出；経常項目の対外支払、および外管局（銀行）の登記あるいは外管局の認可を経たその他資本項目支出。

## 二、口座閉鎖

1. 口座閉鎖のニーズがある場合、銀行は、企業の申請に基づき口座閉鎖手続きを取り扱うことができる。
2. 外商投資企業が内資企業への転換のために外貨登記を抹消する場合、資本金口座内の残高を使い切ってから口座を閉鎖することができる。

## 三、入金管理

1. 銀行は、資本項目情報システムの流入コントロール情報表の流入可能限度額を照会し、企業の資金入金手続きを取り扱わなければならない（同名義資本金の前通貨による振替は、コントロール情報の照会不要）。為替レートが原因で生じたコントロール情報表の流入可能限度額の不足について、銀行は、まず関連資金を入金し、その後、コントロール情報表の限度額の調整を申請することができる；システム上の原因など、その他の原因（企業が速やかに関連外貨登記を行わなかったなど、企業自身の原因を含まない）で生じたコントロール情報表の流入可能限度額の不足あるいはシステム登記情報と企業の実際の状況の不一致について、銀行は、関連資本金の入金先行に対する許可を所在地の外管局に相談し、その後、システムデータを調整することができる。
2. 銀行は、資金の原資（国外からの入金あるいは国内振替）に基づき、各性質を区分して、国際收支申告を行わなければならない。受領した国内の原通貨による振替資金について、銀行は、口座開設主体と資金の原資および用途が口座入金範囲と一致しているか否かを確認しなければならず、入金範囲と一致しない場合、資金は元のルートで返金しなければならない。

<p>3. 外商投资企业境外汇入的资本金投资人与缴款人不一致的, 银行应在出资入账登记中将“投资人与缴款人是否一致”一项勾选为“否”。境内外汇再投资的投资人和缴款人必须一致。</p> <p>4. 账户内资金不得以现钞存入。</p> <p>5. 增资到位后, 方能取得主管部门增资批复的, 银行可凭该笔增资的相关证明材料, 先将增资款划入其外汇资本金账户。增资款划入后不得使用, 待取得主管部门增资批复且办妥“外商投资企业基本信息登记变更”(增资) 手续后, 方可使用账户内资金。</p>	<p>3. 外商投資企業が国外から入金する資本金の投資家と払込者が一致しない場合、銀行は、出資入金登記の「投資家と払込者が一致するか否か」の項目で「否」にチェックを入れなければならない。国内外貨再投資の投資家と払込者は、一致していなければならない。</p> <p>4. 口座内の資金は、現金で預け入れてはならない。</p> <p>5. 増資の払込後でなければ主管部門の増資批准返答を取得できない場合、銀行は、当該増資の関連証明資料に基づき、先に増資資金をその外貨資本金口座に振り替えることができる。増資資金の振替後は使用してはならず、主管部門の増資批准返答の取得かつ「外商投資企業基本情報登記変更」(増資) 手続きの処理後に、口座内の資金を使用することができる。</p>
<p><b>四、账户资金使用管理</b></p> <p>1. 银行应审核开户主体提交的该笔资本金对应的境内直接投资货币出资入账登记表(银行可通过资本项目信息系统核对相关信息)。未办理货币出资入账登记的资金不得使用(包括但不限于结汇、付汇、境内划转)。来源于境内外汇再投资和境外上市的外汇资金, 无需办理货币出资入账登记。</p> <p>2. 按规定在经营范围内结汇、划转及对外支付。</p> <p>3. 经常项目支出按照经常项目真实性审核原则办理; 资本项目支出提供经外汇局(银行) 登记或外汇局核准文件。</p> <p>4. 原币划转</p> <p>(1) 银行应审核划转交易的真实性、合法性。</p> <p>(2) 划出行应于资金划转后, 及时完成国际收支申报, 并于划出后关注该笔资金划转结果; 若划转错误的, 应待资金退回后重新划出, 并同时按照规定调整国际收支申报信息。</p> <p>(3) 划入行应于资金划入时确认划入资金是否符合账户收入范围, 并与开户主体核对该笔资金交易的划出信息以确认交易准确性; 对不符合账户收入范围及境内划转规定, 或经核实划转错误的, 划入行应将资金原路汇回。</p>	<p><b>四、口座資金の使用管理</b></p> <p>1. 銀行は、口座開設主体が提出した当該資本金に対応する国内直接投資貨幣出資入金登記表を審査しなければならない(銀行は、資本項目情報システム経由で関連情報を照合可能)。貨幣出資入金登記を行っていない資金は、使用してはならない(人民元転・対外支払・国内振替を含むがこれに限らない)。国内外貨再投資および国外上場を原資とする外貨資金は、貨幣出資入金登記の手続きは必要ない。</p> <p>2. 規定に基づき経営範囲内で人民元転・振替および対外支払を行う。</p> <p>3. 經常項目支出は、經常項目の真实性審査の原則に基づき取り扱う; 資本項目支出は、外管局(銀行) の登記あるいは外管局の認可を経た文書を提出する。</p> <p>4. 原通貨による振替</p> <p>(1) 銀行は、振替取引の真实性・合法性を審査しなければならない。</p> <p>(2) 仕向行は資金振替後、速やかに国際収支申告を完了させ、送金後は当該資金振替の結果に注意しなければならない; 振替に誤りがあつた場合、資金回収後に改めて送金を行い、同時に規定に基づき国際収支申告情報を調整しなければならない。</p> <p>(3) 被仕向行は資金の入金時、入金資金が口座入金範囲に合致しているか否かを確認し、口座開設主体と当該資金取引の送金情報を突合し、取引の正確性を確認しなければならない: 口座入金範囲および国内振替規定に合致</p>

<p>(4) 因减资、股权转让、清算等减少或撤销投资原因退回原资本金账户的，应及时完成退款的国际收支申报。</p> <p>5. 境外上市相关资金</p> <p>(1) 有关境外机构应向境内税务部门完税的，另需提供代扣代缴境外企业或个人税款等相关税务证明。</p> <p>(2) 境内机构向境外支付与其境外上市相关的合理费用，原则上应从境外上市募集资金中扣减，确需从境内汇出（含购汇汇出）的，应持相关材料，向其资本金账户开户银行申请办理。</p> <p>(3) 境内公司的国有股东按照有关规定需将减持收入上缴全国社会保障基金的，应当由该境内公司代为办理，通过其资本金账户/结汇待支付账户将相关资金直接（或结汇入结汇待支付账户后）划转至财政部在境内银行开立的对应账户。</p> <p>(4) 境内公司发行可转换为股票的公司债券以及发行非参与型优先股所募集的资金拟调回境内的，应汇入其境内外债专用账户并按外债管理有关规定办理相关手续；发行其他形式证券所募集资金拟调回境内的，应汇入其资本金账户或结汇待支付账户。</p> <p>(5) 境外上市募集资金原则上应调回境内。境内机构使用境外上市募集资金开展境外直接投资、境外证券投资、境外放款等业务，应符合相关外汇管理规定。</p> <p>(6) 境内企业以新增证券为基础发行境外存托凭证募集资金账户开立与使用参照本指引办理。</p> <p>五、外资银行和非银行金融机构（含保险公司）参照本项指引办理相关业务，另有规定的从其规定（其中，所涉银行无需开立资本金账户）。</p>	<p>しない場合、あるいは振替の誤りを確認した場合、被仕向行は、資金を元のルートで返金しなければならない。</p> <p>(4) 減資・持分譲渡・清算などの投資の減少あるいは引上げを原因とする元の資本金口座への返金の場合、速やかに返金の国際収支申告を完了させなければならない。</p> <p>5. 国外上場関連資金</p> <p>(1) 関連国外機構は、国内の税務部門への納税が必要な場合、別途、国外企業あるいは個人の税金源泉徴収などの関連税務証明を提出しなければならない。</p> <p>(2) 国内機構がその国外上場に関連する合理的な費用を国外に支払う場合、原則、国外上場による調達資金から控除し、確かに国内から送金する必要がある場合（外貨転・送金を含む）、関連資料を持参のうえ、資本金口座の開設銀行で手続きを申請しなければならない。</p> <p>(3) 国内会社の国有株主が関連規定に基づき株式保有減少収入に係る全国社会保障基金を納付する場合、当該国内会社が代理で行い、その資本金口座/人民元転支払待機口座を通じて関連資金を直接（あるいは人民元転して人民元転支払待機口座に入金後）、財政部が国内の銀行で開設した対応口座に振り替えなければならない。</p> <p>(4) 国内会社が株券に転換可能な社債の発行、および非参加型優先株の発行により調達した資金を国内に還流させる場合、その境内外債専用口座へ振り替え、外債管理の関連規定に基づき関連手続きを行わなければならない；その他の形式の証券発行にて調達した資金を国内に還流させる場合、その資本金口座あるいは人民元転支払待機口座に振り替えなければならない。</p> <p>(5) 国外上場による調達資金は、原則、国内に還流させなければならない。国内機構が国外上場による調達資金を使用して国外直接投資・国外証券投資・対外貸付などの業務を行う場合、関連外債管理規定に合致していなければならない。</p> <p>(6) 国内企業の新規証券を基礎とする国外預託証券発行による調達資金の口座開設および使用は、本ガイドを参照して取り扱う。</p> <p>五、外資銀行および非銀行金融機関（保険会社を含む）は、本項目を参照して関連業務を取り扱い、別の規定がある場合はその規定に従う（このうち、銀行に関しては資本金口座開設</p>
--	---

	が不要)。
--	-------

6.7 资产变现账户的开立、入账和使用  
6.7 資産現金化口座の開設・口座入金および使用

参考法規 (原文まま)	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》(国务院令 第 532 号)。</p> <p>2. 《境内外汇账户管理规定》(银发〔1997〕416 号)。</p> <p>3. 《国家外汇管理局关于印发〈境内外汇划转管理暂行规定〉的通知》(〔97〕汇管函字第 250 号)。</p> <p>4. 《国家外汇管理局关于发布〈境内机构境外直接投资外汇管理规定〉的通知》(汇发〔2009〕30 号)。</p> <p>5. 《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》(汇发〔2013〕21 号)。</p> <p>6. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》(汇发〔2015〕13 号)。</p> <p>7. 《国家外汇管理局关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知》(汇发〔2016〕16 号)。</p> <p>8. 《国家外汇管理局关于精简外汇账户的通知》(汇发〔2019〕29 号)。</p>	
审核材料	審査書類
<p><b>一、开户、入账</b></p> <p>(一) 直接投资项下资产变现账户</p> <p>1. 业务登记凭证。</p> <p>2. 资本项目信息系统银行端中打印的额度控制信息表。</p> <p>(二) 环境权益交易项下资产变现账户</p> <p>1. 书面申请。</p> <p>2. 二氧化碳减排量等环境权益交易合同。</p> <p>3. 国家发展改革委员会关于二氧化碳减排量等环境权益交易的批复(如有)。</p> <p>4. 联合国授权机构核发的实际减排量认定书(如有)。</p> <p><b>二、账户资金使用管理</b></p> <p>1. 结汇凭相关业务登记凭证直接在银行办理(因出让环境权益开立账户的无需提供业务登记凭证)。</p> <p>2. 原币划转向保证金专用账户(参与境内直接投资相关的竞标业务适用)、外汇资本金账户(外商投资企业以境内外汇对子公司出资或收购境内企业中方股权业务适用)划出:</p>	<p><b>一、口座開設・入金</b></p> <p>(一) 直接投資項目の資産現金化口座</p> <p>1. 業務登記証憑。</p> <p>2. 資本項目情報システム銀行版においてプリントアウトした限度額コントロール情報表。</p> <p>(二) 環境権益取引項目の資産現金化口座</p> <p>1. 書面申請。</p> <p>2. 二酸化炭素排出削減量などの環境権益取引の契約書。</p> <p>3. 国家發展改革委員會の二酸化炭素排出削減量などの環境権益取引の批准返答(あれば)。</p> <p>4. 国連が授權した機関が発行した実際の排出削減量の認定書(あれば)。</p> <p><b>二、口座資金の使用管理</b></p> <p>1. 人民元転は、関連業務登記証憑に基づき直接銀行で取り扱う(環境権益譲渡による口座開設の場合、業務登記証憑は提出不要)。</p> <p>2. 原通貨による保証金専用口座(国内直接投資への参加に関わる入札業務に適用)・外貨資本金口座(外商投資企業の国内外貨による子会社への出資あるいは国内企業の中国側持分買収業務に適用)への振替:</p>

<p>(1) 书面申请（申请中应准确表述资金划出原因和用途、划出和接收主体信息、划出和划入行名称及账号信息、划出资金金额和币种等重要信息）。</p> <p>(2) 证明该笔资金用途真实合法的材料。</p>	<p>(1) 書面申請（申請書は、資金振替の原因および使途・送金および受取主体の情報・送金および入金銀行の名称および口座番号情報・送金金額および通貨の種類などの重要情報を正確に記述しなければならない）。</p> <p>(2) 当該資金の使途が真実・合法的であることを証明する資料。</p>
<p>审核原则</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、账户开立</b></p> <p>1. 账户应以境内股权转让方、境外投资主体发生减资、转股、清算等资本项目变动收入的境内投资主体或境内环境权益出让方名义开立。对于直接投资项下资产变现资金，银行应根据资本项目信息系统股权转让流入控制信息表为其办理账户开立。对于环境权益交易项下资金，银行应根据相关环境权益交易真实性材料为其办理账户开立。银行应区分接收外汇资金的不同性质，分别开立资产变现账户并填写相应业务编号。用于接收境内股权转让对价的，填写以“16”开头的业务编号；接收境外投资企业减资所得的，填写以“36”开头的业务编号；用于接收境外股权转让对价的，填写以“37”开头的业务编号；接收境外企业清算所得的，填写以“43”开头的业务编号；接收环境权益交易价款的，无需填写业务编号。</p> <p>2. 境内主体可在不同银行开立多个资产变现账户；允许全国异地开户。</p> <p>3. 账户收入范围：外国投资者汇入的股权转让对价（含非居民存款账户、离岸账户、境外个人境内外汇账户出资）；外国投资者通过保证金专用账户划入的股权转让对价；环境权益交易项下外汇收入；同名资产变现账户划入的资金；原由本账户划出至保证金专用账户、境外放款专用账户的资金划回；国内资金主账户划入资金；境外投资主体发生减资、转股、清算等资本项目变动收入；经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他收入。</p>	<p><b>一、口座開設・入金</b></p> <p>1. 口座は、国内持分譲渡者・国外投資主体の減資・持分譲渡・清算などの資本項目変動収入が発生した国内投資主体あるいは国内環境権益譲渡者の名義で開設しなければならない。直接投資項目の資産現金化資金について、銀行は、資本項目情報システムの持分譲渡流入コントロール情報表に基づき口座開設を取り扱わなければならない。環境権益取引項目の資金について、銀行は、関連環境権益取引の真実性資料に基づき口座開設を取り扱わなければならない。銀行は、外貨資金の受取の性質を区分して、資産現金化口座をそれぞれ開設し、相応する業務番号を記入しなければならない。国内持分譲渡の対価受取に用いる場合、「16」から始まる業務番号を記入しなければならない；国外投資企業の減資所得の受取に用いる場合、「36」から始まる業務番号を記入しなければならない；国外持分譲渡の対価受取に用いる場合、「37」から始まる業務番号を記入しなければならない；国外企業の清算所得の受取に用いる場合、「43」から始まる業務番号を記入しなければならない；環境権益取引代金の受取に用いる場合、業務番号の記入は必要ない。</p> <p>2. 国内主体は、別々の銀行で複数の資産現金化口座を開設することができる；全国の隔地での口座開設を許可する。</p> <p>3. 口座入金範囲：外国投資家が入金する持分譲渡の対価（非居住者預金口座・オフショア口座・国外個人の国内外貨口座からの出資を含む）；外国投資家が保証金専用口座を通じて入金する持分譲渡の対価；環境権益取引項目の外貨収入；同名義の資産現金化口座から入金する資金；元々、当該口座から保証金専用口座・対外貸付専用口座に振り替えた資金の戻し入れ；国内資金主口座からの入金資金；国外投資主体の減資・持分譲渡・清算などの発生に係る資本項目変動収入；外管局（銀行）の登記あるいは外管局の認可を経たその他収入。</p>

<p>4. 账户支出范围：凭相关业务登记凭证直接在银行办理结汇；按规定境内原币划转（划至外汇资本金账户、资产变现账户、保证金专用账户、境外放款专用账户、国内资金主账户）、经真实性审核后的经常项目对外支出；经外汇局（银行）登记或外汇局核准的资本项目支出。</p> <p><b>二、账户关闭</b> 有关户需求的，银行可根据申请为其办理关户手续。</p> <p><b>三、入账管理</b></p> <p>1. 对于直接投资项下资产变现资金，银行应查询股权转让流入或境外投资主体控制信息表中的尚可流入金额后为企业办理入账手续。因汇率原因导致的控制信息表中尚可流入金额额度不足的，银行可将相关股权转让资金先行入账，然后申请对控制信息表中的额度进行调整；对于环境权益交易项下资金，银行应凭环境交易相关真实性证明材料为企业办理入账手续。</p> <p>2. 银行应按资金来源（境外汇入或境内划转）并区分不同性质进行国际收支申报。针对接收到的境内原币划转资金，银行应与开户主体核对资金来源和用途是否与账户收入范围相符，对于与收入范围不符的资金应原路汇回。</p> <p>3. 账户内资金不得以现钞存入。</p> <p><b>四、账户资金使用管理</b></p> <p>1. 凭相关业务登记凭证直接在银行办理结汇（因出让环境权益开立账户的无需提供业务登记凭证）。</p> <p>2. 经常项目支出按照经常项目真实性审核原则办理；资本项目支出需经外汇局（银行）登记或外汇局核准。</p> <p>3. 原币划转 (1) 银行应审核划转交易的真实性、合法性。</p>	<p>4. 口座出金範囲：関連業務登記証憑に基づき直接銀行で取り扱う人民元転；規定に基づく国内の原通貨による振替（外貨資本金口座・資産現金化口座・保証金専用口座・対外貸付専用口座・国内資金主口座への振替）；真实性審査後の經常項目対外支出；外管局（銀行）の登記もしくは外管局の認可を経た資本項目支出。</p> <p><b>二、口座閉鎖</b> 口座閉鎖のニーズがある場合、銀行は、申請に基づき口座閉鎖手続きを取り扱うことができる。</p> <p><b>三、入金管理</b></p> <p>1. 直接投資項目の資産現金化資金について、銀行は、持分譲渡流入あるいは国外投資主体コントロール情報表の流入可能限度額の照会後、企業の入金手続きを取り扱わなければならない。為替レートが原因で生じたコントロール情報表の流入可能限度額の不足について、銀行は、まず関連持分譲渡資金を入金し、その後、コントロール情報表の限度額の調整を申請することができる；環境権益取引項目の資金について、銀行は、環境取引に関する真实性証明資料に基づき企業の入金手続きを取り扱わなければならない。</p> <p>2. 銀行は、資金の原資（国外からの入金あるいは国内振替）に基づき、各性質を区分して、国際收支申告を行わなければならない。受け取った国内の原通貨による振替資金について、銀行は、口座開設主体と資金の原資および用途が口座入金範囲と一致しているか否かを確認しなければならない。入金範囲と一致しない場合、資金は元のルートで返金しなければならない。</p> <p>3. 口座内の資金は、現金で預け入れてはならない。</p> <p><b>四、口座資金の使用管理</b></p> <p>1. 関連業務登記証憑に基づき直接銀行で人民元転を取り扱う（環境権益譲渡による口座開設の場合、業務登記証憑は提出不要）。</p> <p>2. 經常項目支出は、經常項目の真实性審査の原則に基づき取り扱う；資本項目支出は、外管局（銀行）の登記あるいは外管局の認可を経なければならない。</p> <p>3. 原通貨による振替 (1) 銀行は、振替取引の真实性・合法性を審査しなければならない。</p>
--	---

<p>(2) 划出行应于资金划转后，及时完成国际收支申报，并于划出后关注该笔资金划转结果；若划转错误的，应待资金退回后重新划出，并同时按照规定调整国际收支申报信息。</p> <p>(3) 划入行应于资金划入时确认划入资金是否符合账户收入范围，并与开户主体核对该笔资金交易的划出信息以确认交易准确性；对不符合账户收入范围及境内划转规定，或经核实划转错误的，划入行应将资金原路汇回。</p>	<p>(2) 仕向行は資金振替後、速やかに国際収支申告を完了させ、送金後は当該資金振替の結果に注意しなければならない；振替に誤りがあった場合、資金回収後に改めて送金を行い、同時に規定に基づき国際収支申告情報を調整しなければならない。</p> <p>(3) 被仕向行は資金の入金時、入金資金が口座入金範囲に合致しているか否かを確認し、口座開設主体と当該資金取引の送金情報を突合し、取引の正確性を確認しなければならない；口座入金範囲および国内振替規定に合致しない場合、あるいは振替の誤りを確認した場合、被仕向行は、資金を元のルートで返金しなければならない。</p>
<p>五、外資銀行和非銀行金融机构（含保險公司）參照本項指引辦理相關業務，另有規定的從其規定。</p>	<p>五、外資銀行および非銀行金融機関（保險会社を含む）は、本項目を参照して取り扱い、別の規定がある場合、その規定に従う。</p>

6.8 保证金专用外汇账户的开立、入账和使用  
6.8 保証金専用外貨口座の開設・口座入金および使用

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</p> <p>2. 《境内外汇账户管理规定》（银发〔1997〕416 号）。</p> <p>3. 《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》（汇发〔2013〕21 号）。</p> <p>4. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。</p> <p>5. 《国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知》（汇发〔2019〕28 号）。</p> <p>6. 《国家外汇管理局关于精简外汇账户的通知》（汇发〔2019〕29 号）。</p>	
審核材料	審査書類
<p>一、開立 開戶需求證明文件。</p> <p>二、入帳 接收境外匯入、境內劃入保證金的，收取接收該筆保證金的相关真實性證明材料（如，接收境外匯入土地競標保證金、產權交易保證金、環境權益交易保證金的，應提交相關交易公告文件、參與競標主体的申請或相關確認文件等）。</p> <p>三、賬戶資金使用管理 1. 交易達成需結匯使用或劃轉至第三方賬戶的，提供相關成交確認文件；其他劃出，提交相關交易</p>	<p>一、開設 口座開設ニーズの證明文書。</p> <p>二、入金 国外からの入金・国内振替の保証金を受け取る場合、当該保証金受取の関連真實性証明資料を徴求する（国外から入金する土地入札保証金・財産権取引保証金・環境權益取引保証金の受取の場合、関連取引公告文書・入札参加主体の申請あるいは関連確認書類などを提出しなければならない）。</p> <p>三、口座資金の使用管理 1. 取引成約により人民元転して使用あるいは第三者の口座に振り替える必要がある場合、関連取</p>

<p>真实性、合法性证明材料。</p> <p>2. 原路退回 交易未达成需将保证金原路退回的真实性证明材料（如，土地竞标保证金应提交土地管理部门出具的未成交确认文件；产权交易保证金应提交产权交易所出具的未成交确认文件）；交易达成如将保证金原路退回的需提供成交确认文件等真实性证明材料。</p> <p>3. 原币划转 保证金专用账户因交易达成将资金划至境内接收方账户（直接投资项下仅限资本金账户和资产变现账户）：                  (1) 书面申请（申请中应准确表述资金划出原因和用途、划出和接收主体信息、划出和划入行名称及账号信息、划出资金金额和币种等重要信息）。                  (2) 证明交易达成需将保证金作为交易款项划至境内接收方账户的真实合法材料（土地竞标保证金应提交土地管理部门出具的成交确认文件；产权交易保证金应提交相关交易所出具的成交确认文件）。</p>	<p>引の成約確認書類を提出する；その他の出金は、関連取引の真实性・合法性証明資料を提出する。</p> <p>2. 元のルートによる返金 取引未成約により保証金を元のルートで返金する必要があることの真实性証明資料（例：土地入札保証金の場合、土地管理部門が発行した未成約の確認書類；財産権取引保証金の場合、財産権取引所が発行した未成約の確認書類）；取引成約で保証金を元のルートで返金する必要がある場合、成約の確認書類などの真实性証明資料。</p> <p>3. 原通貨による振替 取引成約による保証金専用口座から国内受取側の口座への資金振替（直接投資項目は、資本金口座および資産現金化口座に限る）：                  (1) 書面申請（申請書は、資金振替の原因および使途・送金および受取主体の情報・送金および入金銀行の名称および口座番号情報・送金金額および通貨の種類などの重要情報を正確に記述しなければならない）。                  (2) 取引成約により保証金を取引代金として国内受取側の口座に送金する必要があることを証明する真実かつ合法的な資料（土地入札保証金の場合、土地管理部門が発行した成約確認書類を提出しなければならない；財産権取引保証金の場合、財産権取引所が発行した成約確認書類を提出しなければならない）。</p>
<p>审核原则</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、账户开立</b></p> <p>1. 每个开户主体可开立多个保证金专用账户。</p> <p>2. 账户应在开户主体注册地开立，不得异地开户。</p> <p>3. 账户收入范围：参与土地竞标、产权、特定品种商品期货、碳排放权等交易的保证类资金。</p> <p>4. 账户支出范围：原路退回、违约扣款或用于外国投资者境内合法出资、境内外支付对价。</p> <p><b>二、账户关闭</b> 有关户需求的，银行可根据企业申请为其办理关户手续。</p>	<p><b>一、口座開設</b></p> <p>1. 口座開設は、一主体あたり複数の保証金専用口座を開設することができる。</p> <p>2. 口座開設主体の登録地で口座を開設しなければならない、隔地で口座を開設してはならない。</p> <p>3. 口座入金範囲：土地入札・財産権・特定品種の商品先物・炭素排出権などの取引参加のための保証類資金。</p> <p>4. 口座出金範囲：元のルートでの返金・違約による控除あるいは外国投資家の国内での合法的出資に用いる国内外の対価支払。</p> <p><b>二、口座閉鎖</b> 口座閉鎖のニーズがある場合、銀行は、企業の申請に基づき口座閉鎖手続きを取り扱うことができる。</p>

<p><b>三、入账管理</b>          账户内资金不得以现钞存入。</p> <p><b>四、账户资金使用管理</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 银行应审核保证金支付的真实交易背景，严禁虚构交易。</li> <li>2. 账户内资金仅作为交易保证用途，不得用于质押贷款。</li> <li>3. 直接投资项下保证金专用账户内资金，如交易达成可作为对后续成立外商投资企业境内投资的出资（以原币划转资本金账户的，出资方式登记为“境内划转”，按规定办理出资入账登记后使用，以结汇资金支付的，出资方式登记为“其他”）；交易达成后也可支付外方转股对价（以原币划转资产变现账户的，出资方式登记为“境内划转”，以结汇资金支付的，出资方式登记为“其他”）如交易未达成，除用于违约扣款外，其余部分须原路退回。</li> <li>4. 原币划转：             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 银行应审核划转交易的真实性、合法性。</li> <li>(2) 划出行应于资金划转后，及时完成国际收支申报，并于划出后关注该笔资金划转结果；若划转错误的，应待资金退回后重新划出，并同时按照规定调整国际收支申报信息。</li> <li>(3) 划入行应于资金划入时确认划入资金是否符合账户收入范围，并与开户主体核对该笔资金交易的划出信息以确认交易准确性；对不符合账户收入范围及境内划转规定，或经核实划转错误的，划入行应将资金原路汇回。</li> <li>(4) 对于直接投资项下保证金向外汇资本金账户和资产变现账户划转的，银行应明确该笔保证金是来自境外还是来自境内其他资本项目账户。如果是来自境外，则划转申报数据的“外汇局批件号/备案表号/业务编号”字段应填写划入外汇资本金账户对应的FDI协议登记的业务编</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>三、入金管理</b>          口座内の資金は、現金で預け入れてはならない。</p> <p><b>四、口座資金の使用管理</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 銀行は、保証金支払の真実の取引背景を審査し、虚偽の取引を厳格に禁じなければならない。</li> <li>2. 口座内の資金は、取引保証の使途に限り、貸付への質権設定に用いてはならない。</li> <li>3. 直接投資項目の保証金専用口座内の資金は、取引成約の場合、その後設立する外商投資企業の国内投資の出資とすることができる（原通貨による資本金口座への振替の場合、出资方式を「国内振替」として登記し、規定に基づく出資入金登記手続き後に使用し、人民元転代り金にて支払う場合、出资方式を「その他」として登記する）；取引成約後に外国側持分譲渡の対価を支払うこともでき（原通貨による資産現金化口座への振替の場合、出资方式を「国内振替」として登記し、規定に基づき出資入金登記の手続き後に使用し、人民元転代り金にて支払う場合、出资方式を「その他」として登記する）、取引未成約の場合、違約による控除への使用を除き、その残額部分は元のルートで返金しなければならない。</li> <li>4. 原通貨による振替             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 銀行は、振替取引の真実性・合法性を審査しなければならない。</li> <li>(2) 仕向行は資金振替後、速やかに国際収支申告を完了させ、送金後は当該資金振替の結果に注意しなければならない；振替に誤りがあった場合、資金回収後に改めて送金を行い、同時に規定に基づき国際収支申告情報を調整しなければならない。</li> <li>(3) 被仕向行は資金の入金時、入金資金が口座入金範囲に合致しているか否かを確認し、口座開設主体と当該資金取引の送金情報を突合し、取引の正確性を確認しなければならない；口座入金範囲および国内振替規定に合致しない場合、あるいは振替の誤りを確認した場合、被仕向行は、資金を元のルートで返金しなければならない。</li> <li>(4) 直接投資項目の保証金の外貨資本金口座および資産現金化口座への振替の場合、銀行は、当該保証金が国外由来なのか、あるいは国内のその他資本項目の口座由来なのかを明確にしなければならない。国外由来の場合、振替申告データの「外管局の批准文書の番号/</li> </ol> </li> </ol>
--	--

<p>号或划入资产变现账户对应的 FDI 对内实际出资转股协议登记的业务编号（以“14”或“16”开头），用于扣减 FDI 协议登记的流入额度或 FDI 对内实际出资转股协议登记的流入额度；如果是来自境内，则划转申报数据的“外汇局批件号/备案表号/业务编号”字段应填写“N/A”，此时划转操作不会影响 FDI 协议登记的流入额度或 FDI 对内实际出资转股协议登记的流入额度。</p>	<p>備案票の番号/業務番号」に入金する外貨資本金口座に対応する FDI 協議登記の業務番号あるいは入金する資産現金化口座に対応する FDI 国内實際出資持分譲渡協議登記の業務番号（「14」あるいは「16」から始まる番号）、FDI 協議登記の控除に用いる流入限度額あるいは FDI 国内實際出資持分譲渡協議の流入限度額を記入する；国内由来の場合、振替申告データの「外管局の批准文書の番号/備案票の番号/業務番号」に「N/A」を記入し、この場合、振替のオペレーションは、FDI 協議登記の流入限度額あるいは FDI 国内實際出資持分譲渡協議登記の流入限度額には影響しない。</p>
--	---

6.9 外国投资者撤资所得资金汇出

6.9 外国投資家の資本引上げにより所得する資金の送金

参考法規（原文まま）	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《中华人民共和国外商投资法》。</li> <li>2. 《中华人民共和国公司法》。</li> <li>3. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</li> <li>4. 《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》（汇发〔2013〕21 号）。</li> <li>5. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。</li> </ol>	
审核材料	審査書類
<p><b>一、外国投资者清算、减资所得资金汇出</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 业务登记凭证。</li> <li>2. 资本项目信息系统银行端打印的减资或清算流出控制信息表。</li> </ol> <p><b>二、外国投资者境内出让股权所得资金汇出</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 业务登记凭证。</li> <li>2. 资本项目信息系统银行端打印的股权转让流出控制信息表。</li> <li>3. 主管税务部门出具的税务凭证原件（如《服务贸易等项目对外支付税务备案表》，企业按规定无需提交的除外）。</li> </ol> <p><b>三、外国投资者先行回收投资资金汇出</b></p>	<p><b>一、外国投資家の清算・減資により取得する資金の送金</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務登記証憑。</li> <li>2. 資本項目情報システム銀行版においてプリントアウトした減資あるいは清算流出コントロール情報表。</li> </ol> <p><b>二、外国投資家の国内持分譲渡により取得する資金の送金</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務登記証憑。</li> <li>2. 資本項目情報システム銀行版においてプリントアウトした持分譲渡流出コントロール情報表。</li> <li>3. 主管税務部門が発行した税務証憑原本（例：《サービス貿易等項目対外支払税務備案表》、規定に基づき企業からの提出が不要な場合を除く）。</li> </ol> <p><b>三、外国投資家による投資の先行回収資金の送金</b></p>

<p>1. 业务登记凭证。</p> <p>2. 资本项目信息系统银行端打印的先行回收投资流出控制信息表。</p>	<p>1. 業務登記証憑。</p> <p>2. 資本項目情報システム銀行版においてプリントアウトした投資先行回収流出コントロール情報表。</p>
<p>审核原则</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、外国投资者清算、减资所得资金汇出</b></p>	<p><b>一、外国投資家の清算・減資により取得する資金の送金</b></p>
<p>1. 银行应根据减资或清算流出控制信息表为申请主体办理资金汇出。银行或外汇局在备注栏中进行备注的，汇款银行应同时结合备注内容办理。</p> <p>2. 银行应在业务办理后及时完成国际收支申报。</p>	<p>1. 銀行は、減資あるいは清算流出コントロール情報表に基づき申請主体の資金送金を取り扱わなければならない。銀行あるいは外管局が備考欄への注記を行っている場合、送金銀行は、同時に注記内容を踏まえて取り扱わなければならない。</p> <p>2. 銀行は、業務の取扱後、速やかに国際収支申告を完了させなければならない。</p>
<p><b>二、外国投资者境内出让股权所得资金汇出</b></p>	<p><b>二、外国投資家の国内持分譲渡により取得する資金の送金</b></p>
<p>1. 银行应根据股权转让流出控制信息表为申请主体办理资金汇出。外汇局或银行在备注栏中进行备注的，汇款银行应结合备注内容办理。</p> <p>2. 银行应对相关交易价格的真实性、合规性进行尽职审核。</p> <p>3. 银行应在业务办理后及时完成国际收支申报手续。</p> <p>4. 银行完成业务办理后，可自主在税务主管部门出具的税务凭证原件（如纸质《服务贸易等项目对外支付税务备案表》）上签注业务种类、金额、日期并加盖银行业务章，留存有签注字样并加盖业务专用章的复印件。企业税务备案采用电子化方式的，银行应在网上核验相关电子化税务凭证。</p>	<p>1. 銀行は、持分譲渡流出コントロール情報表に基づき申請主体の資金送金を取り扱わなければならない。外管局あるいは銀行が備考欄への注記を行っている場合、送金銀行は、注記内容を踏まえて取り扱わなければならない。</p> <p>2. 銀行は、関連取引価格の真実性・コンプライアンス性に対してデューデリジェンス審査を行わなければならない。</p> <p>3. 銀行は、業務の取扱後、速やかに国際収支申告の手続きを完了させなければならない。</p> <p>4. 銀行は、業務取扱の完了後、自主的に税務主管部门が発行した税務証憑原本（例：紙ベースの《サービス貿易等項目対外支払税務備案表》）に業務の種類・金額・日付を注記かつ銀行業務印を押捺し、注記かつ業務専用印を押捺した写しを保管することができる。企業の税務備案が電子方式を採用している場合、銀行は、オンラインで関連電子税務証憑を検査しなければならない。</p>
<p><b>三、外国投资者先行回收投资资金汇出</b></p>	<p><b>三、外国投資家による投資の先行回収資金の送金</b></p>
<p>1. 银行应根据先行回收投资流出控制信息表为申请主体办理资金汇出。银行或外汇局在备注栏中进行备注的，汇款银行应结合备注内容办理。</p> <p>2. 银行应在业务办理后及时完成国际收支申报。</p>	<p>1. 銀行は、投資先行回収流出コントロール情報表に基づき申請主体の資金送金を取り扱わなければならない。銀行あるいは外管局が備考欄への注記を行っている場合、送金銀行は、注記内容を踏まえて取り扱わなければならない。</p> <p>2. 銀行は、業務の取扱後、速やかに国際収支申告</p>

	を完了させなければならない。
--	----------------

6.10 境外机构在境内设立的分支、代表机构和境外个人购买境内商品房所涉结购汇

6.10 国外機構が国内に設立した分支・代表機構および国外個人による  
国内分譲物件購入における人民幣転・外貨転

参考法規（原文まま）

1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令第 532 号）。
2. 《建设部商务部国家发展和改革委员会中国人民银行国家工商行政管理总局国家外汇管理局关于规范房地产市场外资准入和管理的意见》（建住房〔2006〕171 号）。
3. 《国家外汇管理局建设部关于规范房地产市场外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2006〕47 号）。
4. 《住房和城乡建设部国家外汇管理局关于进一步规范境外机构和个人购房管理的通知》（建房〔2010〕186 号）。
5. 《国家外汇管理局关于进一步改进和调整直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2012〕59 号）。
6. 《住房城乡建设部商务部国家发展改革委人民银行工商总局外汇局关于调整房地产市场外资准入和管理有关政策的通知》（建房〔2015〕122 号）。

审核材料	審査書類
<p><b>一、购买境内商品房结汇</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 境外机构设立的境内分支、代表机构提供有效注册登记证明；港澳居民提供《港澳居民往来内地通行证》、台湾居民提供《台湾居民来往大陆通行证》、华侨提供侨务部门出具的认定证明、其他境外个人提供护照等有效身份证明。</li> <li>2. 商品房销售合同或预售合同等交易真实性证明材料。</li> <li>3. 房地产主管部门出具的该非居民在所在城市购房的商品房预售合同登记备案等相关证明（购买现房及二手房的，应提供房地产主管部门出具的相关产权登记证明文件）。</li> <li>4. 如委托他人办理，应提供经公证的授权委托书及受托人的有效身份证明。</li> </ol> <p><b>二、因未购得退回的人民币购房款购汇汇出</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原结汇凭证。</li> <li>2. 与房地产开发企业或二手房出让方解除商品房买卖合同的证明文件等交易真实性证明材料。</li> </ol>	<p><b>一、国内分譲物件購入における人民幣転</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国外機構が設立した国内分支・代表機構は有効な登録登記証明を提出する；香港・マカオ居住者は《香港・マカオ居住者の本土往来通行証》を提出、台湾居住者は《台湾居住者の大陸往来通行証》を提出、華僑は僑務部門が発行した認定証明を提出、その他の国外個人はパスポート等の有効な身分証明書を提出する。</li> <li>2. 分譲物件の販売契約書あるいは予約販売契約書などの取引の真実性証明資料。</li> <li>3. 不動産主管部門が発行した当該非居住者が所在都市で購入する分譲物件の予約販売契約書の登記・備案などの関連証明（新築完成済物件および中古物件を購入する場合、不動産主管部門が発行した関連財産権登記証明文書を提出しなければならない）。</li> <li>4. 他者に手続きを委託する場合、公証を経た授權委託書および受託者の有効な身分証明書を提出しなければならない。</li> </ol> <p><b>二、未購入のため返金する人民幣物件購入代金の 外貨転・送金</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 元の人民幣転の証憑。</li> <li>2. 不動産開発企業あるいは中古物件譲渡者との分譲物件売買契約解除の証明文書などの取引の真</li> </ol>

<p>3. 房地产主管部门出具的取消购买商品房的证明。</p> <p>4. 如委托他人办理，应提供经公证的授权委托书及受托人的有效身份证明。</p> <p><b>三、转让境内商品房所得资金购汇汇出</b></p> <p>1. 身份证明文件或注册登记证明。</p> <p>2. 商品房转让合同及登记证明文件。</p> <p>3. 主管税务部门出具的税务凭证（如《服务贸易等项目对外支付税务备案表》，企业按规定无需提交的除外）。</p> <p>4. 如委托其他人办理，应提供经公证的授权委托书及受托人的有效身份证明。</p>	<p>実性証明資料。</p> <p>3. 不動産主管部門が発行した分譲物件購入取消の証明。</p> <p>4. 他者に手続きを委託する場合、公証を経た授權委託書および受託者の有効な身分証明書を提出しなければならない。</p> <p><b>三、国内分譲物件譲渡により所得した資金の外貨転・送金</b></p> <p>1. 身分証明書あるいは登録登記証明。</p> <p>2. 分譲物件譲渡契約および登記証明文書。</p> <p>3. 主管税務部門が発行した税務証憑（例：《サービス貿易等項目对外支払税務備案表》、規定に基づき企業からの提出が不要な場合を除く）。</p> <p>4. 他者に手続きを委託する場合、公証を経た授權委託書および受託者の有効な身分証明書を提出しなければならない。</p>
<p>审核原则</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、购买境内商品房结汇</b></p> <p>1. 银行应将非居民购买境内商品房的外汇资金结汇后直接划入房地产开发企业的人民币账户或二手房转让方的人民币账户，不得为其办理境内原币划转。</p> <p>2. 外汇按揭贷款购房和外汇担保人民币贷款购房后结汇履约还贷，按照《国家外汇管理局建设部关于规范房地产市场外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2006〕47号）的审核要求执行。</p> <p>3. 境内代表机构经常项目账户资金不得结汇购买商品房的。</p> <p>4. 夫妻双方共同购买境内商品房，其中一方为境内个人，另一方为境外个人、港澳台居民或华侨的，参照本项指引办理。</p> <p>5. 境内个人取得外国公民身份后在境内购买商品房的，参照本项指引办理。</p> <p>6. 境外个人在境内购房的用途及数量应遵守住房城</p>	<p><b>一、国内分譲物件購入における人民元転</b></p> <p>1. 銀行は、非居住者による国内分譲物件購入に係る外貨資金の人民元転後、不動産開発企業の人民元口座あるいは中古物件譲渡者の人民元口座に直接入金しなければならない。国内原通貨による振替を取り扱ってはならない。</p> <p>2. 外貨住宅ローンによる物件購入および外貨担保・人民元借入による物件購入後に人民元転して借入返済を履行する場合、《国家外匯管理局建設部：不動産市場の外貨管理規範化の関連問題に関する通知》（匯發[2006]47号）の審査要求に基づき執行する。</p> <p>3. 国内代表機構の經常項目口座の資金は、人民元転して分譲物件を購入してはならない。</p> <p>4. 夫婦が共同で国内分譲物件を購入し、この内の一方が国内個人、他方が国外個人、香港・マカオ・台湾居住者あるいは華僑の場合、本項目を参照して取り扱う。</p> <p>5. 国内個人が外国公民の身分を取得後、国内で分譲物件を購入する場合、本項目を参照して取り扱う。</p> <p>6. 国外個人の国内での物件購入の用途および数量</p>

<p>乡建设管理部门的规定。</p> <p><b>二、因未购得退回的人民币购房款购汇汇出</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 结汇后退回的，人民币购汇后应原路退回境外机构或个人境内外汇账户，或划回原境内外汇账户（只适用于原购房款为从境内外汇账户结汇支付的情况）。</li> <li>2. 允许购房款境内留存期间产生的合理利息一并汇出。</li> <li>3. 银行应在业务办理后及时完成国际收支申报。</li> </ol> <p><b>三、转让境内商品房所得资金购汇汇出</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 汇出金额不得超出商品房转让金额扣减本次转让所包括的税费后的余额。</li> <li>2. 银行应审核税务证明中记载金额与申请汇出金额是否一致，申请汇出金额超出税务证明记载金额的不得办理。</li> <li>3. 办理资金汇出时，转让商品房应已在房产主管部门办理权属转移手续。</li> <li>4. 银行应在业务办理后及时完成国际收支申报。</li> <li>5. 银行在办理完业务后，可自主在税务主管部门出具的纸质《服务贸易等项目对外支付税务备案表》（金额在 5 万美元及以下的无需提交）或其他完税证明原件上签注业务种类、金额、日期并加盖银行业务章，留存有签注字样并加盖业务专用章的复印件。已实施税务备案电子化的地区，银行应进行网上税务系统签注。</li> <li>6. 境内个人取得外国公民身份后，在境内以外国公民身份购买的商品房申请转让并汇出资金的，参照本项指引办理。</li> </ol>	<p>は、住宅都市農村建設管理部門の規定を遵守しなければならない。</p> <p><b>二、未購入のため返金する人民元物件購入代金の外貨転・送金</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人民元転後の返金の場合、人民元の外貨転後、元のルートで国外機構あるいは個人の国内外貨口座に返金、あるいは元の国内外貨口座に返金しなければならない（当初の物件購入代金を国内外貨口座から人民元転して支払った場合のみ適用）。</li> <li>2. 物件購入代金の国内留保期間に発生した合理的な利息を併せて送金することを許可する。</li> <li>3. 銀行は、業務の取扱後、速やかに国際収支申告を完了させなければならない。</li> </ol> <p><b>三、国内分譲物件譲渡により所得した資金の外貨転・送金</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 送金金額は分譲物件譲渡金額から今回の譲渡に含まれる税金を控除した後の残高を超過してはならない。</li> <li>2. 銀行は、税務証明の記載金額と送金申請金額が一致しているか否かを審査しなければならない、送金申請金額が税務証明の記載金額を超過している場合、取り扱ってはならない。</li> <li>3. 資金送金を取り扱う際、譲渡する分譲物件は、不動産主管部门において権利帰属の移転手続済でなければならない。</li> <li>4. 銀行は、業務の取扱後、速やかに国際収支申告を完了させなければならない。</li> <li>5. 銀行は、業務取扱の完了後、自主的に税務主管部门が発行した紙ベースの《サービス貿易等項目對外支払稅務備案表》（金額が 5 万米ドルおよびそれ以下の場合、提出不要）あるいはその他の納稅証明の原本に業務の種類・金額・日付を注記かつ銀行業務印を押捺し、注記かつ業務専用印を押捺した写しを保管することができる。稅務備案の電子化を実施している地区の場合、銀行は、稅務システムへの注記をオンラインで行わなければならない。</li> <li>6. 国内個人が外国公民の身分を取得後、国内で外国公民の身分で購入した分譲物件を譲渡かつ資金送金を申請する場合、本項目を参照して取り扱う。</li> </ol>
--	---

6.11 境内直接投資（不含銀行、保險機構）利潤匯出  
 6.11 国内直接投資（銀行・保險機構を含めず）の利益送金

参考法規（原文まま）

1. 《中华人民共和国外商投资法》。
2. 《国家外汇管理局关于外资参股基金管理公司有关外汇管理问题的通知》（汇发〔2003〕44号）。
3. 《国家外汇管理局关于汽车金融公司有关外汇管理问题的通知》（汇发〔2004〕72号）。
4. 《国家税务总局国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告》（国家税务总局国家外汇管理局公告2013年第40号）。
5. 《国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实合规性审核的通知》（汇发〔2017〕3号）。

审核材料	審査書類
1. 书面申请。 2. 与本次利润汇出相关的股东会或董事会利润分配决议（或合伙人利润分配决议）。 3. 经审计的财务报表。 4. 主管税务部门出具的税务凭证（如纸质或电子《服务贸易等项目对外支付税务备案表》，企业按规定无需提交的除外）。	1. 書面申請。 2. 今回の利益送金に関する株主会あるいは董事会の利益処分決議（あるいはパートナーの利益処分決議）。 3. 監査済の財務報告。 4. 主管税務部門が発行した税務証憑（例：紙ベースあるいは電子版の《サービス貿易等項目對外支払税務備案表》、規定に基づき企業からの提出が不要な場合を除く）。
审核原则	審査原則
1. 企业应按公司法和外商投资等有关法律法规弥补以前年度亏损。企业的法定公积金不足以弥补以前年度亏损的，在依规提取法定公积金之前，应当先用当年利润弥补亏损；企业弥补亏损和提取公积金后所余税后利润，按规定分配；在企业弥补亏损和提取法定公积金之前向股东分配利润的，股东必须将违反规定分配的利润退还企业。企业当期实现的净利润，加上年初未分配利润（或减去年初未弥补亏损）和其他转入后的余额，为可供分配的利润。银行在审核过程中，应注意以往年度是否存在亏损并在财务报表中体现弥补情况。 2. 银行完成业务办理后，可自主在税务主管部门出具的税务凭证原件（如纸质《服务贸易等项目对外支付税务备案表》）上签注业务种类、金额、	1. 企業は、会社法および外商投資などの関連法律・法規に基づき過年度の損失を補填しなければならない。企業の法定積立金が過年度の損失補填に不足する場合、規定に基づき法定積立金の積立前に、当年の利益を用いて損失を補填しなければならない；企業の損失補填および積立金の積立後に残る税引後の利益は、規定に基づき分配する；企業が損失補填および法定積立金の積立前に株主に利益を分配した場合、株主は、規定に違反して分配された利益を企業に返還しなければならない。企業が当期に実現した純利益に、年初の未処分利益を加算（あるいは年初の未補填の損失を減算）およびその他を振り替えた後の残額が分配可能な利益となる。銀行は、審査過程において、過年度に損失があるか否か、および財務報告に補填状況が記載されているか否かの状況に注意しなければならない。 2. 銀行は、業務取扱の完了後、自主的に税務主管部門が発行した税務証憑原本（例：紙ベースの《サービス貿易等項目對外支払税務備案表》）

<p>日期并加盖银行业务章，留存有签注字样并加盖业务专用章的复印件。企业税务备案采用电子化方式的，银行应在网上核验相关电子化税务凭证。</p>	<p>に業務の種類・金額・日付を注記かつ銀行業務印を押捺し、注記かつ業務専用印を押捺した写しを保管することができる。企業の税務備案が電子方式を採用している場合、銀行は、オンラインで関連電子税務証憑を検査しなければならない。</p>
---	---

## 六、境外直接投资外汇业务 六、国外直接投資外貨業務

### 7.1 境内机构境外直接投资前期费用登记、汇出及汇回

#### 7.1 国内機構の国外直接投資に係る初期費用の登記・送金および回収

参考法規（原文まま）	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</li> <li>2. 《国家外汇管理局关于发布〈境内机构境外直接投资外汇管理规定〉的通知》（汇发〔2009〕30 号）。</li> <li>3. 《国家外汇管理局关于境内银行境外直接投资外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2010〕31 号）。</li> <li>4. 《国家外汇管理局关于进一步改进和调整资本项目外汇管理政策的通知》（汇发〔2014〕2 号）。</li> <li>5. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。</li> <li>6. 《国家发展改革委商务部人民银行外交部关于进一步引导和规范境外投资方向指导意见的通知》（国办发〔2017〕74 号）。</li> </ol>	
审核材料	審査書類
<p><b>一、前期费用登记</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《境外直接投资外汇登记业务申请表》。</li> <li>2. 加盖单位公章的营业执照复印件。</li> <li>3. 资金来源证明、资金使用计划和企业有关权力机构关于境外投资相关决议等真实性证明材料。</li> </ol> <p><b>二、境内机构为其境外分支、代表机构等非独立核算机构购买境外办公用房办理前期费用登记</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 书面申请，并附《境外直接投资外汇登记业务申请表》。</li> <li>2. 境外设立分支、代表机构等非独立核算机构的批准/备案文件或注册证明文件。</li> <li>3. 境外购买办公用房合同或协议。</li> </ol> <p><b>三、前期费用汇出</b></p>	<p><b>一、初期費用の登記</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ≪国外直接投資外貨登記業務申請表≫。</li> <li>2. 企業の公印を押捺した営業許可証写し。</li> <li>3. 資金原資の証明・资金使用計画および企業の関連権力機関の国外投資に関する決議などの真实性証明資料。</li> </ol> <p><b>二、国内機構のその国外分支・代表機構など非独立採算機構のための国外オフィス購入に係る初期費用登記の手続き</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面申請、かつ≪国外直接投資外貨登記業務申請表≫を添付。</li> <li>2. 分支・代表機構などの非独立採算機構の国外設立の批准/備案文書あるいは登録証明文書。</li> <li>3. 国外のオフィス購入契約書あるいは協議。</li> </ol> <p><b>三、初期費用の送金</b></p>

<p>1. 业务登记凭证。</p> <p>2. 资本项目信息系统银行端打印的境外投资前期费用额度控制信息表。</p> <p>3. 资金来源证明、资金使用计划和企业有关权力机构关于境外投资的相关决议以及合同等真实性证明材料。</p> <p><b>四、前期费用汇回</b></p> <p>1. 业务登记凭证。</p> <p>2. 资本项目信息系统银行端打印的境外投资前期费用额度控制信息表。</p>	<p>1. 業務登記証憑。</p> <p>2. 資本項目情報システム銀行版においてプリントアウトした国外投資初期費用限度額コントロール情報表。</p> <p>3. 資金原資の証明・资金使用計画および企業の関連権力機関の国外投資に関する決議および契約書などの真実性証明資料。</p> <p><b>四、初期費用の回収</b></p> <p>1. 業務登記証憑。</p> <p>2. 資本項目情報システム銀行版においてプリントアウトした国外投資初期費用限度額コントロール情報表。</p>
<p>审核原则</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、前期费用登记</b></p> <p>1. 境内机构汇出前期费用前应在所在地银行办理前期费用登记。境内机构（含境内企业、银行及非银行金融机构，下同）汇出境外的前期费用，累计汇出额原则上不超过 300 万美元且不超过中方拟投资总额的 15%。</p> <p>2. 境内机构汇出境外的前期费用，应列入其境外直接投资总额。</p> <p>3. 银行通过资本项目信息系统为境内机构办理前期费用登记手续后，境内机构凭业务登记凭证直接到银行办理后续资金购付汇手续。</p> <p>4. 境内机构在汇出前期费用之日起 6 个月内仍未设立境外投资项目或购买境外办公用房的，应向所在地银行报告其前期费用使用情况并将剩余资金退回。如确有客观原因，开户主体可提交说明函向原登记银行申请延期，但期限合计最长不得超过 12 个月。</p> <p><b>二、前期费用汇出、汇回</b></p> <p>1. 汇出银行应按照资本项目信息系统登记的信息办理汇出业务；累计汇出金额原则上不得超过资本项目信息系统登记的前期费用额度。</p>	<p><b>一、初期費用の登記</b></p> <p>1. 国内機構は、初期費用の送金前に所在地の銀行で初期費用登記を行わなければならない。国内機構（国内企業・銀行および非銀行金融機関を含む、以下同様）が国外に送金する初期費用について、累計送金額は、原則、300 万米ドルを超過せず、かつ中国側投資総額の 15%を超えないものとする。</p> <p>2. 国内機構が国外に送金する初期費用は、その国外直接投資総額に組み入れなければならない。</p> <p>3. 銀行の資本項目情報システムを通じた国内機構の初期費用登記手続きの取扱後、国内機構は、業務登記証憑に基づき直接銀行で資金の外貨転・対外支払手続きを行う。</p> <p>4. 国内機構が初期費用の送金日より 6 ヶ月以内に国外投資プロジェクトを設立していない、あるいは国外オフィスを購入していない場合、所在地の銀行に初期費用使用状況を報告し、残りの資金を戻さなければならない。客観的な原因が確かにある場合、口座開設主体は、元の登記銀行に説明書を提出のうえ、延期を申請することができるが、期限は合計で最長 12 ヶ月を超えてはならない。</p> <p><b>二、初期費用の送金・回収</b></p> <p>1. 送金銀行は、資本項目情報システムに登録された情報に基づき送金業務を取り扱わなければならない；累計送金額は、原則、資本項目情報システムに登録された初期費用限度額を超過してはならない。</p>

<p>2. 前期費用退回金額原則上累計不得超過已匯出境外的前期費用金額。</p> <p>3. 前期費用資金原則上按原路退回，對於原購匯匯出的部分，可憑原購匯憑證直接辦理結匯手續。</p> <p>4. 銀行應履行展業原則，在為境內機構辦理相關資金匯出業務時，承擔真實性審核責任。在辦理每一筆資金支付時，均應審核其資金來源和境外資金用途的真實性證明材料。</p> <p>5. 銀行應在業務辦理後及時完成國際收支申報。</p>	<p>2. 初期費用の回収金額の累計は、原則、国外に送金した初期費用の金額を超過してはならない。</p> <p>3. 初期費用資金は、原則、元のルートで返金し、当初外貨転・送金した部分は、その外貨転の証憑に基づき人民元転手続きを取り扱うことができる。</p> <p>4. 銀行は、業務実施原則に基づき、国内機構の関連資金送金業務を取り扱う際、真实性審査の責任を負わなければならない。資金支払一件毎に、その資金原資および国外資金の使途の真实性証明資料を審査しなければならない。</p> <p>5. 銀行は、業務の取扱後、速やかに国際收支申告を完了させなければならない。</p>
--	---

7.2 境内机构境外直接投资登记及变更、注销登记

7.2 国内機構の国外直接投資の登記および変更・抹消登記

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</p> <p>2. 《关于外国投资者并购境内企业的规定》（商务部令 2009 年第 6 号）。</p> <p>3. 《国家外汇管理局关于发布〈境内机构境外直接投资外汇管理规定〉的通知》（汇发〔2009〕30 号）。</p> <p>4. 《国家外汇管理局关于境内银行境外直接投资外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2010〕31 号）。</p> <p>5. 《国家外汇管理局关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2014〕37 号）。</p> <p>6. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。</p> <p>7. 《国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实性合规性审核的通知》（汇发〔2017〕3 号）。</p> <p>8. 《国家发展改革委商务部人民银行外交部关于进一步引导和规范境外投资方向指导意见的通知》（国办发〔2017〕74 号）</p> <p>9. 《司法部国家外汇管理局关于做好律师事务所在境外设立分支机构相关管理工作的通知》（司发通〔2020〕29 号）</p>	
審核材料	審査書類
<p><b>一、境内机构境外直接投资外汇登记</b></p> <p>1. 《境外直接投资外汇登记业务申请表》。</p> <p>2. 营业执照或注册登记证明（多个境内机构共同实施一项境外直接投资的，应提交各境内机构加盖单位公章的营业执照或注册登记证明复印件）。</p> <p>3. 该笔境外投资相关主管部门对境外投资事项的批</p>	<p><b>一、国内機構の国外直接投資に係る外貨登記</b></p> <p>1. 《国外直接投資外貨登記業務申請表》。</p> <p>2. 營業許可証あるいは登録登記証明（複数の国内機構が共同で一つの国外直接投資を実施する場合、各国内機構の企業の公印を押捺した營業許可証あるいは登録登記証明の写しを提出しなければならない）。</p> <p>3. 当該国外投資関連主管部門の国外投資事項に対</p>

<p>准、备案文件或无异议材料等。</p> <p>4. 境外投资资金来源证明、资金使用计划、企业有关权力机构关于境外投资相关决议等真实性证明材料。</p> <p><b>二、境内机构境外直接投资外汇变更登记</b></p> <p>1. 《境外直接投资外汇登记业务申请表》和业务登记凭证。</p> <p>2. 该笔境外投资相关主管部门对境外投资变更事项的批准、备案文件或无异议材料等（按规定无需提供的除外）。</p> <p>3. 视具体变更事项，提供境外投资资金来源证明、资金使用计划、企业有关权力机构关于境外投资的相关决议等真实性证明材料。</p> <p>4. 如新增境内投资者，应提供该境内投资者加盖单位公章的营业执照复印件。</p> <p><b>三、境内机构境外直接投资外汇注销登记</b></p> <p>1. 《境外直接投资外汇登记业务申请表》和业务登记凭证。</p> <p>2. 该笔境外投资相关主管部门对注销事项的批准、备案文件或无异议材料等。</p> <p>3. 清算审计报告（境内机构未实际对外出资、境外投资企业没有实际经营且无清算所得的无需提供）。</p>	<p>する批准・備案文書あるいは異議がないことの資料など。</p> <p>4. 国外投資資金の原資証明・資金使用計画・企業の関連権力機関の国外投資に関する関連決議などの真実性証明資料。</p> <p><b>二、国内機構の国外直接投資に係る外貨変更登記</b></p> <p>1. 《国外直接投資外貨登記業務申請表》および業務登記証憑。</p> <p>2. 当該国外投資関連主管部門の国外投資変更事項に対する批准・備案文書あるいは異議がないことの資料など（規定に基づき提出が不要な場合を除く）。</p> <p>3. 具体的な変更事項に応じて、国外投資資金の原資証明・資金使用計画・企業の関連権力機関の国外投資に関する関連決議などの真実性証明資料。</p> <p>4. 国内投資家が新たに増加した場合、当該国内投資家の企業の公印を押捺した営業許可証写し。</p> <p><b>三、国内機構の国外直接投資に係る外貨抹消登記</b></p> <p>1. 《国外直接投資外貨登記業務申請表》および業務登記証憑。</p> <p>2. 当該国外投資関連主管部門の抹消事項に対する批准・備案文書あるいは異議がないことの資料など。</p> <p>3. 清算監査報告（国内機構が実際に対外出資を行っていない、国外投資企業が実際に経営を行っておらず、かつ清算所得がない場合、提出不要）。</p>
<p>審核原則</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、境内机构境外直接投资外汇登记</b></p> <p>1. 境内机构在以境内外合法资产或权益（包括但不限于货币、有价证券、知识产权或技术、股权、债权等）向境外出资前，应到所在地银行申请办理境外直接投资外汇登记。银行在为境外投资标的企业做主体信息登记时，应登记《企业境外投资证书》上“投资路径（仅限第一层级境外企业）”一栏中的企业。银行需在备注中注明最终目的公司包含名称、所在地、中方投资额以及出资方式在内的相关情况。</p>	<p><b>一、国内機構の国外直接投資に係る外貨登記</b></p> <p>1. 国内機構は、国内外の合法的な資産あるいは權益（貨幣・有価証券・知的財産権あるいは技術・持分・債権などを含むがこれに限らない）による国外への出資前に、所在地の銀行で国外直接投資外貨登記手続きを申請しなければならない。銀行は、国外の投資対象企業のために主体情報登記を取り扱う際、《企業国外投資証書》上の「投資ルート（第一層国外企業限定）」欄の企業を登記しなければならない。銀行は、最終目的会社の名称・所在地・中国側の投資額および出資方法を含む関連状況を備考に注記しなければならない。</p>

<p>2. 境内机构以境外资金或其他境外资产或权益出资的境外直接投资，应向所在地银行申请办理境外直接投资外汇登记。银行应审核其境外资金留存或境外收益获取的合规性，涉嫌以其非法留存境外的资产或权益转做境外投资的，不得为其办理境外直接投资外汇登记。</p> <p>3. 多个境内机构共同实施一项境外直接投资的，由约定的一个境内机构向其所在地银行申请办理境外直接投资外汇登记；银行通过资本项目信息系统完成境外直接投资外汇登记后，其他境内机构可分别向登记地银行领取业务登记凭证。</p> <p>4. 境内机构设立境外分公司、合作开采石油，参照境内机构境外直接投资管理。境内机构应到所在地银行办理境外直接投资外汇登记。在资本项目信息系统中，开办费用应纳入投资总额登记。除开办费之外的大额资金需提供境内机构有关权力机构决议及合同等证明文件。境内机构设立境外分公司、合作开采石油每年应按规定办理境外直接投资存量权益登记。</p> <p>5. 境内机构到境外合作拍摄电影等参照境外直接投资办理，以片名作为境外项目的名称。</p> <p>6. 境内机构对境外单一企业进行的、以长期持有为目的的证券投资，如在现行境外直接投资管理法框架下获得了商务、发展改革部门的备案核准文件的，可参照境外直接投资项目办理外汇登记。</p> <p>7. 银行通过资本项目信息系统为境内机构办理境外直接投资外汇登记手续后，境内机构凭业务登记凭证直接到银行办理后续资金购付汇手续。</p>	<p>2. 国内機構が国外資金あるいはその他の国外資産もしくは権益により出資する国外直接投資は、所在地の銀行に国外直接投資外貨登記手続きを申請しなければならない。銀行は、その国外資金の留保あるいは国外収益の取得に対するコンプライアンス性を審査しなければならない。違法な国外資産の留保あるいは権益の国外投資への転換に関する嫌疑がある場合、国外直接投資外貨登記を取り扱ってはならない。</p> <p>3. 複数の国内機構が共同で一つの国外直接投資を実施する場合、約定された国内機構 1 社がその所在地の銀行に国外直接投資外貨登記手続きを申請する；銀行の資本項目情報システムを通じた国外直接投資外貨登記の完了後、その他の国内機構は、それぞれ登記地の銀行で業務登記証憑を受領することができる。</p> <p>4. 国内機構が国外分公司を設立・合作で石油を採掘する場合、国内機構の国外直接投資を参照して管理する。国内機構は、所在地の銀行で国外直接投資外貨登記を行わなければならない。資本項目情報システムにおいて、開業費は投資総額の登記に組み入れなければならない。開業費を除く高額の資金は、国内機構の関連権力機関の決議および契約書などの証明文書を提出しなければならない。国内機構が国外分公司を設立・合作で石油を採掘する場合、毎年、規定に基づき国外直接投資に係る残高権益登記を行わなければならない。</p> <p>5. 国内機構が国外で合作により映画などを撮影する場合、国外直接投資を参照して取り扱い、映画のタイトルをプロジェクトの名称とする。</p> <p>6. 国内機構が国外の単一企業に対して行う長期保有を目的とする証券投資について、現行の国外直接投資管理法の枠組みにおいて商務・发展改革部門の備案・認可文書を取得している場合、国外直接投資プロジェクトを参照して外貨登記を取り扱う。</p> <p>7. 銀行の資本項目情報システムを通じた国内機構の国外直接投資外貨登記の取扱後、国内機構は、業務登記証憑に基づき直接銀行で後続の資金の外貨転・対外支払手続きを行う。</p>
<p><b>二、境内机构境外直接投资外汇变更登记</b></p> <p>1. 多个境内机构共同实施一项境外直接投资的，由约定的一个境内机构向其所在地银行申请办理变更登记，其他境内机构无需重复申请；银行通过</p>	<p><b>二、国内機構の国外直接投資に係る外貨変更登記</b></p> <p>1. 複数の国内機構が共同で一つの国外直接投資を実施する場合、約定された国内機構 1 社がその所在地の銀行に変更登記手続きを申請し、その</p>

<p>資本項目信息系统完成境外直接投资外汇变更登记后，其他境内机构可分别向登记地银行领取业务登记凭证。</p> <p>2. 境外企业减资、转股等需要汇回资金的，境内投资主体在所在地银行办理变更登记后，直接到银行办理后续资产变现账户开立、汇回资金入账等手续。</p> <p>3. 境外放款转为对境外公司股权的，应先向所在地外汇局申请办理境外放款变更或注销登记。</p> <p>4. 境内投资者收购其他境内投资者境外企业股权的，由股权出让方按照本项指引办理变更登记。</p> <p>5. 境内机构设立境外分公司、合作开采石油需追加投资的，参照本项指引办理，金额按照按需原则确定，并在资本项目信息系统中纳入投资总额登记。</p> <p>6. 境内投资主体设立或控制的境外企业在境外再投资设立或控制新的境外企业无需办理外汇备案手续。</p> <p>7. 境内机构因转股、减资等原因不再持有境外企业股权的，需按照变更登记办理。</p>	<p>他の国内機構の重複申請は必要ない；銀行の資本項目情報システムを通じた国外直接投資外貨変更登記の完了後、その他の国内機構は、それぞれ登記地の銀行で業務登記証憑を受領することができる。</p> <p>2. 国外企業の減資・持分譲渡などにより資金を回収する必要がある場合、国内投資主体が所在地の銀行で変更登記の手続き後、直接銀行で後続の資産現金化口座の開設・資金回収および入金などの手続きを行う。</p> <p>3. 対外貸付を国外会社に対する持分に転換する場合、先に所在地の外管局に対外貸付の変更あるいは抹消登記手続きを申請しなければならない。</p> <p>4. 国内投資家がその他の国内投資家の国外企業に対する持分を買収する場合、持分譲渡者が本項目に基づき変更登記を行う。</p> <p>5. 国内機構が国外分公司を設立・合作で石油採掘し、追加の投資が必要な場合、本項目を参照して取り扱い、金額は、実需原則に基づき確定し、資本項目情報システムにおいて投資総額の登記に組み入れなければならない。</p> <p>6. 国内投資主体が設立あるいは支配する国外企業が国外で再投資により設立あるいは支配する新たな国外企業は、外貨備案手続きを行う必要はない。</p> <p>7. 国内機構が持分譲渡・減資などの原因により以降、国外企業の持分を保有しない場合、変更登記に基づき取り扱わなければならない。</p>
<p><b>三、境内机构境外直接投资外汇注销登记</b></p> <p>1. 多个境内机构共同实施一项境外直接投资的，由约定的其中一家境内机构向其所在地银行申请办理清算登记。</p> <p>2. 境外企业因清算需汇回资金的，在境外投资企业的境内投资主体（或约定的一家境内投资主体）办理清算登记后，各境内机构可凭业务登记凭证直接到银行办理后续资产变现账户开立、汇回资金入账手续等。</p> <p>3. 银行按照展业原则加强真实性、合规性审核，涉嫌汇回非法资金的，银行不得为其办理境外直接投资清算登记。</p>	<p><b>三、国内機構の国外直接投資に係る外貨抹消登記</b></p> <p>1. 複数の国内機構が共同で一つの国外直接投資を実施する場合、約定された国内機構 1 社がその所在地の銀行に清算登記手続きを申請する。</p> <p>2. 国外企業が清算により資金を回収する必要がある場合、国外投資企業の国内投資主体（あるいは約定した国内投資主体 1 社）の清算登記手続き後、各国内機構は、業務登記証憑に基づき直接銀行で後続の資産現金化口座の開設・資金回収および入金手続きなどを行うことができる。</p> <p>3. 銀行は、業務実施原則に基づき真実性・コンプライアンス性審査を強化し、違法資金回収の嫌疑がある場合、銀行は、その国外直接投資清算</p>

登記を取り扱ってはならない。

7.3 境内居民个人特殊目的公司外汇（补）登记及变更、注销登记  
**7.3 国内居住者個人の特別目的会社の外貨（追加）登記および変更・抹消登記**

参考法規（原文まま）

1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。
2. 《关于外国投资者并购境内企业的规定》（商务部令 2009 年第 6 号）。
3. 《国家外汇管理局关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2014〕37 号）。
4. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。
5. 《国家外汇管理局关于精简外汇账户的通知》（汇发〔2019〕29 号）。

审核材料	審査書類
<p><b>一、境内居民个人特殊目的公司外汇（补）登记</b></p> <p>（一）境内居民个人以境内外合法资产或权益（包括但不限于货币、有价证券、知识产权或技术、股权、债权等）向特殊目的公司出资的，应提交以下材料：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 书面申请，并附《境内居民个人境外投资外汇登记表》（一式两份）。</li> <li>2. 境内居民个人身份证明文件。</li> <li>3. 特殊目的公司登记注册文件及股东或实际控制人证明文件（如股东名册、认缴人名册等）。</li> <li>4. 境内外企业权力机构同意境外投融资的决议书（企业尚未设立的，提供权益所有人同意境外投融资的书面说明）。</li> <li>5. 境内居民个人直接或间接持有拟境外投融资境内企业资产或权益，或者合法持有境外资产或权益的证明文件。</li> </ol> <p>（二）境内居民个人参与非上市特殊目的公司权益激励计划的，应提交以下材料：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 书面申请，并附《境内居民个人境外投资外汇登记表》（一式两份）。</li> </ol>	<p><b>一、国内居住者個人の特殊目的会社の外貨（追加）登記</b></p> <p>（一）国内居住者個人が国内外の合法的な資産あるいは権益（貨幣・有価証券・知的財産権あるいは技術・持分・債権などを含むがこれに限らない）により特殊目的会社に出資する場合、以下の資料を提出しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面申請、かつ《国内居住者個人国外投資外貨登記表》（一式 2 部）を添付。</li> <li>2. 国内居住者個人の身分証明書。</li> <li>3. 特殊目的会社の登記登録書類および株主あるいは実際支配者の証明書類（例：株主名簿・払込人名簿など）。</li> <li>4. 国内外の企業の権力機関の国外投資に対する同意の決議書（企業が設立されていない場合、権益所有者が国外投資に同意していることの書面説明を提出）。</li> <li>5. 国内居住者個人が直接あるいは間接的に国外投資予定の国内企業の資産あるいは権益を保有、もしくは国外資産あるいは権益を合法的に保有していることの証明文書。</li> </ol> <p>（二）国内居住者個人が非上場特殊目的会社のエクイティ・インセンティブ・プランに参加する場合、以下の資料を提出しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面申請、かつ《国内居住者個人国外投資外貨登記表》（一式 2 部）を添付。</li> </ol>

<p>2. 已登记的特殊目的公司的境外投资外汇业务登记凭证。</p> <p>3. 境内居民个人身份证明文件。</p> <p>4. 相关境内企业出具的个人与其雇佣或劳动关系证明材料。</p> <p>5. 特殊目的公司或其实际控制人出具的能够证明所涉权益激励真实性的证明材料。</p> <p>(三) 境内居民个人以境内外合法资产或权益已向特殊目的公司出资但未按规定办理境外投资外汇登记的, 还应提交说明函。</p> <p><b>二、境内居民个人特殊目的公司外汇变更登记</b></p> <p>1. 书面申请, 并附新《境内居民个人境外投资外汇登记表》(一式两份)。</p> <p>2. 原《境内居民个人境外投资外汇登记表》和业务登记凭证。</p> <p>3. 境内居民个人身份证明文件。</p> <p><b>三、境内居民个人特殊目的公司外汇注销登记</b></p> <p>1. 书面申请及相关真实性证明材料。</p> <p>2. 原《境内居民个人境外投资外汇登记表》和业务登记凭证。</p>	<p>2. 登記済の特殊目的会社の国外投資外貨業務登記証憑。</p> <p>3. 国内居住者個人の身分証明書</p> <p>4. 関連国内企業が作成した個人との雇用あるいは労働関係の証明資料。</p> <p>5. 特殊目的会社あるいはその実質支配者が作成した関連エクイティ・インセンティブの真实性を証明することができる証明資料。</p> <p>(三) 国内居住者個人が国内外の合法的な資産あるいは権益により特殊目的会社にすでに出資しているが、規定に基づき国外投資外貨登記を行っていない場合、さらに説明書も提出しなければならない。</p> <p><b>二、国内居住者個人の特殊目的会社の外貨変更登記</b></p> <p>1. 書面申請、かつ《国内居住者個人国外投資外貨登記表》(一式2部)を添付。</p> <p>2. 元の《国内居住者個人国外投資外貨登記表》および業務登記証憑。</p> <p>3. 国内居住者個人の身分証明書。</p> <p><b>三、国内居住者個人の特殊目的会社の外貨抹消登記</b></p> <p>1. 書面申請および関連真实性証明資料。</p> <p>2. 元の《国内居住者個人国外投資外貨登記表》および業務登記証憑。</p>
<p>审核原则</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、境内居民个人特殊目的公司外汇(补)登记</b></p> <p>1. 境内居民个人除持有中国境内居民身份证、军人身份证件、武装警察身份证件的中国公民外, 还包括虽无中国境内合法身份证件、但因经济利益关系在中国境内习惯性居住的境外个人。其中, 无中国境内合法身份证件、但因经济利益关系在中国境内习惯性居住的境外个人, 是指持护照的外国公民(包括无国籍人)以及持港澳居民来往内地通行证、台湾居民来往大陆通行证的港澳台同胞, 具体包括:</p> <p>(1) 在境内拥有永久性居所, 因境外旅游、就学、就医、工作、境外居留要求等原因而暂时离开永久居所, 在上述原因消失后仍回到永久性居</p>	<p><b>一、国内居住者個人の特殊目的会社の外貨(追加)登記</b></p> <p>1. 国内居住者個人には、中国国内居住者身分証・軍人身分証明書・武装警察身分証明書を有する中国公民のほか、さらに中国国内の合法的な身分証明書を有せず、経済利益関係により中国国内に習慣的に居住している国外個人を含む。このうち、中国国内の合法的な身分証明書を有せず、経済利益関係により中国国内に習慣的に居住している国外個人とは、パスポートを有する外国公民(無国籍者を含む)および香港・マカオ居住者の本土往来通行证・台湾居住者の大陸往来通行证を有する香港・マカオ・台湾同胞を指し、具体的には以下を含む:</p> <p>(1) 国内に恒久的な住所があり、国外旅行・就学・医療機関の受診・就労・国外居住の要求などの原因により暫時恒久的な住所を離れ、上述</p>

<p>的自然人。</p> <p>(2) 持有境内企业内资权益的自然人。</p> <p>(3) 持有境内企业原内资权益，后该权益虽变更为外资权益但仍为本人所最终持有的自然人。</p> <p>境内居民个人在办理境外投资外汇登记业务时，须凭合法身份证件（居民身份证或护照等）办理，境外永久居留证明等不能作为业务办理依据。</p> <p>对于持护照的外国公民（包括无国籍人）以及持港澳居民来往内地通行证、台湾居民来往大陆通行证的港澳台同胞等境外个人，在境内办理境外投资外汇登记业务时，需审核相关真实性证明材料（如境内购买的房产、内资权益等相关财产权利证明文件等）。</p> <p>对于同时持有境内合法身份证件和境外（含港澳台）合法身份证件的，视同境外个人管理。对于境外个人以其境外资产或权益向境外特殊目的公司出资的，不纳入境内居民个人特殊目的公司外汇（补）登记范围。</p> <p>2. 境内个人未对特殊目的公司出资，且存在合法返程投资构架或潜在返程投资构架的，可直接到户籍或境内主要资产所在地银行办理特殊目的公司登记手续。凡同时满足以下条件的申请，银行可为其办理个人特殊目的公司登记：</p> <p>(1) 在境内个人申请办理境外特殊目的公司登记之前，该境内个人已直接或间接控制了一家或若干家境内企业的股权，特殊目的公司未来拟以增资、并购等合法方式直接或间接控制该境内企业的资产或权益；</p> <p>(2) 境内个人设立特殊目的公司应以融资为目的，且从行业、规模、盈利能力、监管政策等角度看，这些境内企业具备潜在能力获得境外的股权或债权融资；</p>	<p>の原因の消失後に恒久的な住所に戻る自然人。</p> <p>(2) 国内企業の内資權益を保有する自然人。</p> <p>(3) 国内企業の元の内資權益を所有しており、その後、当該權益が外資權益に変更されても、依然として本人が最終的に保有している自然人。</p> <p>国内居住者個人は、国外投資外貨登記業務を行う際、合法的な身分証明書（居住者身分証明書あるいはパスポートなど）により手続きを行わなければならない。国外の永久居留証明などは、業務取扱の根拠とすることができない。</p> <p>パスポートを有する外国公民（無国籍者を含む）および香港・マカオ居住者の本土往来通行証・台湾居住者の大陸往来通行証を有する香港・マカオ・台湾同胞などの国外個人について、国内で国外投資外貨登記業務を行う場合、関連真実性証明資料（例：国内で購入した不動産・内資權益などの関連財産の権利証明文書など）を審査しなければならない。</p> <p>国内の合法的な身分証明書と国外（香港・マカオ・台湾を含む）の合法的な身分証明書を同時に保有する場合については、国外個人と見なして管理する。国外個人がその国外資産あるいは權益により国外特殊目的会社に出資する場合、国内居住者個人の特殊目的会社の外貨（追加）登記範囲には組み入れない。</p> <p>2. 国内個人が特殊目的会社に出資しておらず、かつ合法的な迂回投資のスキームあるいは潜在的な迂回投資のスキームが存在する場合、直接戸籍あるいは国内の主要資産の所在地の銀行で特殊目的会社登記手続きを行うことができる。以下の条件を同時に充足する申請の場合、銀行は、個人特殊目的会社登記を取り扱うことができる：</p> <p>(1) 国内個人の国外特殊目的会社登記手続きの申請前に、当該国内個人がすでに直接あるいは間接的に1社あるいは若干数の企業の持分を支配しており、特殊目的会社が将来、増資・合併買収などの合法的な方法により直接あるいは間接的に当該国内企業の資産あるいは權益を支配する予定である；</p> <p>(2) 国内個人による特殊目的会社の設立が資金調達を目的としており、かつ業種・規模・収益能力・監督管理政策などの観点から、これらの国内企業が国外の持分あるいは債権によ</p>
---	--

<p>(3) 关于在条件具备时实施返程投资的个人承诺;</p> <p>(4) 银行认可的其他真实性证明材料等。外汇指定银行应按照展业原则对申请行为做出真实性审核和判断。</p> <p>境内个人拟在(或已在)境外设立特殊目的公司,但不存在返程投资构架或潜在返程投资构架的,银行不予受理登记手续。</p> <p>3. 境内居民个人办理登记之前,可在境外先行设立特殊目的公司,但在登记完成之前,除支付(含境外支付)特殊目的公司注册费用外,境内居民个人对该特殊目的公司不得发生其他出资(含直接或间接装入境内资产或权益、境外出资)行为,否则按特殊目的公司外汇补登记处理。境内居民个人只为直接设立或控制的(第一层)特殊目的公司办理登记。</p> <p>4. 境内居民个人以境内资产或权益向特殊目的公司出资的,应向境内企业资产或权益所在地银行申请办理境内居民个人特殊目的公司外汇登记。如有多个境内企业资产或权益且注册地不一致时,境内居民应选择其中一个主要资产或权益所在地银行集中办理登记。境内居民个人以境外合法资产或权益出资的,应向户籍所在地银行申请办理登记。</p> <p>5. 对于境内居民个人以境内外合法资产或权益已向特殊目的公司出资但未按规定办理境外投资外汇登记的,在境内居民个人向相关外汇局出具说明函详细说明理由后,相关外汇局按照个案业务集体审议制度审核办理补登记。对于涉嫌违反外汇管理规定的,依法进行处理。</p> <p>6. 境内个人从特殊目的公司分配的利润、从特殊目</p>	<p>る資金調達を取得するための潜在能力を備えていなければならない;</p> <p>(3) 条件を備えている場合の迂回投資の実施に関して個人が承諾している;</p> <p>(4) 銀行が認可したその他の真実性証明資料など。外貨指定銀行は、業務実施原則に基づき申請行為について真実性審査を行い、判断しなければならない。</p> <p>国内個人が国外で特殊目的会社を設立予定(あるいは設立済)だが、迂回投資のスキームあるいは潜在的な迂回投資のスキームが存在しない場合、銀行は登記手続きを受理しない。</p> <p>3. 国内居住者個人は、登記手続き前に、国外で先行して特殊目的会社を設立することができるが、登記完了前は、特殊目的会社の登録費用の支払(対外支払を含む)を除き、国内居住者個人は、当該特殊目的会社に対してその他の出資(直接的あるいは間接的な国内資産あるいは権益の保有・国外出資を含む)行為を発生させてはならない、発生させた場合、特殊目的会社外貨追加登記に基づき処理する。国内居住者個人は、直接設立あるいは支配する(第一層)特殊目的会社の会社のみを登記する。</p> <p>4. 国内居住者個人が国内の資産あるいは権益により特殊目的会社に出資する場合、国内企業の資産あるいは権益の所在地の銀行で国内居住者個人の特殊目的会社外貨登記手続きを申請しなければならない。複数の国内企業の資産あるいは権益を保有かつ登録地が一致しない場合、国内居住者は、このうち一つの主要な資産あるいは権益の所在地の銀行を選択して、登記手続きを集中して行わなければならない。国内居住者個人が国外の合法的な資産あるいは権益により出資する場合、戸籍の所在地の銀行で登記手続きを申請しなければならない。</p> <p>5. 国内居住者個人が国内外の合法的な資産あるいは権益によりすでに特殊目的会社に出資しているが、規定に基づき国外投資外貨登記を行っていない場合、国内居住者個人は、関連外管局に対して説明書を出して理由を詳細に説明後、関連外管局が個別案件業務全体審議制度に基づき審査を行い、追加登記する。外貨管理規定違反の嫌疑がある場合、法に基づき処理する。</p> <p>6. 国内個人が特殊目的会社から分配された利益・</p>
--	--

的公司减资、向境外机构或个人出让股份、从特殊目的公司清算等获得的收入，应在合理时间内及时调回境内。特殊目的公司或其控制的境外企业从境内被投资企业获得的利润、减资、清算收益，从境内、外其他机构或个人获得的股权出让等收入（包括境外上市企业私有化以后获得的相关收益），其属于境内个人的部分，应在合理时间内及时调回境内。

7. 银行办理境内居民个人特殊目的公司外汇登记的，应在《境内居民个人境外投资外汇登记表》上加盖银行业务专用章，留存一份备查，另一份返还给登记申请人。
8. 境内居民个人参与境外上市公司股权激励计划按相关外汇管理规定办理。

## 二、境内居民个人特殊目的公司外汇变更登记

1. 已登记的特殊目的公司发生境内居民个人股东、公司名称、经营期限等基本信息变更，或发生境内居民个人增资、减资、股权转让或置换、公司合并或分立等重要事项变更的，适用本项指引。
2. 境内个人从境外第一层特殊目的公司获得资本变动收入等需要汇回资金的，请参照本指引“资产变现账户开立、入账和使用”开立资产变现账户接收。个人境外持股的非第一层级特殊目的公司发生资本变动事项有收入需要调回的，应以利润、分红形式从第一层特殊目的公司调回。
3. 银行完成境内居民个人特殊目的公司外汇登记后，应在新《境内居民个人境外投资外汇登记表》上加盖银行业务专用章，留存一份备查，另一份返还给登记申请人，同时收回原《境内居民个人境外投资外汇登记表》原件。
4. 作为境内股权激励标的的特殊目的公司在境外上市后，特殊目的公司登记主体可选择继续保留该登记并按特殊目的公司相关要求办理后续业务；

特殊目的会社の減資・国外機構あるいは個人への持分譲渡・特殊目的会社の清算などにより取得した収入は、合理的な期間内に速やかに国内に戻し入れなければならない。特殊目的会社あるいはこれが支配する国外企業が国内の被投資企業から取得した利益・減資・清算に係る収益、国内・国外のその他機構あるいは個人から取得した持分譲渡などの収入（国外上場企業の私有化後に取得した関連収益を含む）について、国内個人に属する部分は、合理的な期間内に速やかに国内に戻し入れなければならない。

7. 銀行は、国内居住者個人の特殊目的会社外貨登記を取り扱う場合、《国内居住者個人国外投資外貨登記表》上に銀行業務専用印を押捺し、1部を検査に備えて保管し、もう1部は登記申請者に返却しなければならない。
8. 国内居住者個人が国外上場会社のストックオプションに参加する場合、関連外貨管理規定に基づき取り扱う。

## 二、国内居住者個人の特殊目的会社の外貨変更登記

1. 登記済の特殊目的会社に国内居住者個人の株主・会社名称・経営期限などの基本情報に変更が発生、あるいは国内居住者個人の増資・減資・持分譲渡あるいは入替・会社合併あるいは分割などの重要事項の変更が発生した場合、本項目を適用する。
2. 国内個人が国外の第一層の特殊目的会社から資本変動に係る収入などを取得し、資金の回収が必要な場合、本ガイドの「資産現金化口座の開設・入金および使用」を参照して資産現金化口座を開設して受け取る。個人が国外で持分を保有する非第一層特殊目的会社に資本変動事項が発生し、収入を還流させる必要がある場合、利益・配当形式により第一層特殊目的会社から還流させなければならない。
3. 銀行は、国内居住者個人の特殊目的会社外貨登記の完了後、新しい《国内居住者個人国外投資外貨登記表》上に銀行業務専用印を押捺し、1部を検査に備えて保管し、もう1部は登記申請者に返却し、同時に元の《国内居住者個人国外投資外貨登記表》原本を回収しなければならない。
4. 国内ストックオプションの対象となっている特殊目的会社の国外での上場後、特殊目的会社の登記主体は、当該登記を引き続き留保し、特殊

<p>也可以选择按照《国家外汇管理局关于境内个人参与境外上市公司股权激励计划外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2012〕7号）的有关规定，参照本指引“5.1 境内个人参与境外上市公司股权激励计划登记及变更、注销登记”办理相关登记并注销原特殊目的公司股权激励计划登记。</p> <p><b>三、境内居民个人特殊目的公司外汇注销登记</b></p> <p>1. 因破产、解散、清算、经营期满、身份变更等原因造成特殊目的公司终止经营的，或者不再属于需要办理特殊目的公司登记的，适用本项指引。</p> <p>2. 同时收回原《境内居民个人境外投资外汇登记表》原件。</p>	<p>目的会社の関連要求に基づき後続の業務の実施を選択することができる；もしくは、《国家外貨管理局：国内個人の国外上場会社ストックオプション参加に係る外貨管理関連問題に関する通知》（匯発〔2012〕7号）の関連規定に基づき、本ガイド「5.1 国内個人の国外上場会社ストックオプション参加登記および変更・抹消登記」を参照して関連登記を行い、元の特殊目的会社のストックオプション登記の抹消を選択することもできる。</p> <p><b>三、国内居住者個人の特殊目的会社の外貨抹消登記</b></p> <p>1. 破産・解散・清算・経営期限の到来・身分変更などの原因により特殊目的会社の経営終了に至った場合、あるいは今後、特殊目的会社登記手続きが必要なケースでなくなる場合、本項目を適用する。</p> <p>2. 同時に元の《国内居住者個人国外投資外貨登記表》原本を回収する。</p>
---	--

7.4 境外直接投資存量權益登記（年度）  
7.4 国外直接投資に係る残高權益登記（年度）

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</p> <p>2. 《国家外汇管理局关于发布〈境内机构境外直接投资外汇管理规定〉的通知》（汇发〔2009〕30号）</p> <p>3. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13号）。</p>	
审核材料	審査書類
<p>境外投资企业（含境内居民个人在境外设立的特殊目的公司）的境内投资主体自行或委托会计师事务所、银行通过资本项目信息系统向外汇局发送的《**年度境外直接投资中方权益统计表》。</p>	<p>国外投資企業（国内居住者個人が国外で設立する特殊目的会社を含む）の国内投資主体が、自らあるいは会計士事務所・銀行に委託して資本項目情報システムを通じて外管局に送付した《**年度国外直接投資に係る中国側權益統計表》。</p>
审核原則	審査原則
<p>1. 境外投资企业（含境内居民个人在境外设立的特殊目的公司）的境内投资主体应于每年 1 月 1 日至 6 月 30 日（含）期间，通过资本项目信息系统企业端、银行端向外汇局报送上年度境外企业存量权益相关信息。</p> <p>2. 由两个或两个以上境内投资主体共同投资一家境外投资企业（含境内居民个人在境外设立的特殊目的公司）的，各境内投资主体应确定其中一个境内投资主体作为境外直接投资存量权益信息申</p>	<p>1. 国外投資企業（国内居住者個人が国外で設立する特殊目的会社を含む）の国内投資主体は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日（当日を含む）までの期間に、資本項目情報システム企業版・銀行版を通じて外管局に前年度の国外企業残高權益関連情報を送信・報告しなければならない。</p> <p>2. 二つあるいは二つ以上の国内投資主体が国外投資企業（国内居住者個人が国外で設立する特殊目的会社を含む）1 社に共同で投資している場合、各国内投資主体は、この内の一つの国内投</p>

<p>报主体，由其向境外投资企业登记地外汇局申报相关信息，其他境内投资主体不再申报。持股比例最大的境内投资主体原则上为申报责任股东，若持股比例相同，由相关境内投资主体约定其中一个境内投资主体为申报责任股东。</p> <p>3. 境外投资企业（含境内居民个人在境外设立的特殊目的公司）的境内投资主体应对数据信息的真实性、准确性负责。</p> <p>4. 境外投资企业（含境内居民个人在境外设立的特殊目的公司）的境内投资主体所在地外汇局（企业注册地/资产所在地外汇局或个人户籍所在地外汇局）负责事后对相关境外直接投资存量权益登记信息内容进行抽查，并依法处理违规情况。</p> <p>5. 银行为境外投资企业（含境内居民个人在境外设立的特殊目的公司）的境内投资主体办理资本项下外汇业务前，应确认其已按规定办理境外直接投资存量权益登记及是否被业务管控。未按规定办理登记或被业务管控的，银行不得为其办理资本项下外汇业务。</p>	<p>資主体を国外直接投資残高權益情報の申告主体として確定し、当該主体が国外投資企業の登記地の外管局に関連情報を申告しなければならず、その他の国内投資主体は申告を行わない。持分比率が最大の国内投資主体は、原則、申告の責を負う株主となり、持分比率が同一の場合、関連国内投資主体が、この内の一つの国内投資主体を申告の責を負う株主として約定する。</p> <p>3. 国外投資企業（国内居住者個人が国外で設立する特殊目的会社を含む）の国内投資主体は、データ・情報の真実性・正確性に対して責を負わなければならない。</p> <p>4. 国外投資企業（国内居住者個人が国外で設立する特殊目的会社を含む）の国内投資主体の所在地の外管局（企業の登録地/資産の所在地の外管局あるいは個人の戸籍所在地の外管局）は、事後に関連国外直接投資残高權益登記情報の内容に対して抽出検査を行い、法に基づき規定違反の状況を処理する責を負う。</p> <p>5. 銀行は、国外投資企業（国内居住者個人が国外で設立する特殊目的会社を含む）の国内投資主体の資本項目外貨業務の取扱前に、当該主体がすでに規定に基づき国外直接投資残高權益登記を行っていること、および業務監督・コントロールを受けているか否かを確認しなければならない。規定に基づき登記を行っていない、あるいは業務管理コントロールを受けている場合、銀行は、当該主体の資本項目外貨業務を取り扱ってはならない。</p>
---	--

7.5 境内机构境外直接投资资金汇出与利润汇回  
7.5 国内機構の国外直接投資資金の送金および利益回収

参考法規（原文まま）	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</li> <li>2. 《国家外汇管理局关于发布〈境内机构境外直接投资外汇管理规定〉的通知》（汇发〔2009〕30 号）。</li> <li>3. 《国家外汇管理局关于境内银行境外直接投资外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2010〕31 号）。</li> <li>4. 《国家外汇管理局关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2014〕37 号）。</li> <li>5. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。</li> <li>6. 《国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实性合规性审核的通知》（汇发〔2017〕号）。</li> </ol>	
审核材料	審査書類
一、境内机构境外直接投资资金汇出	一、国内機構の国外直接投資資金の送金

<p>1. 业务登记凭证。</p> <p>2. 资本项目信息系统银行端中打印的对外义务出资额控制信息表。</p> <p>3. 境外投资资金来源证明、资金使用计划和企业有关权力机构关于境外投资的相关决议以及合同等真实性证明材料。</p> <p><b>二、境外直接投资企业利润汇回</b></p> <p>1. 业务登记凭证。</p> <p>2. 境内投资主体依法获得境外企业利润的相关真实性证明材料。</p>	<p>1. 業務登記証憑。</p> <p>2. 資本項目情報システム銀行版においてプリントアウトした対外出資義務限度額コントロール情報表。</p> <p>3. 国外投資の資金原資の証明・資金使用計画および企業の関連権力機関の国外投資に関する決議および契約書などの真実性証明資料。</p> <p><b>二、国外直接投資企業の利益回収</b></p> <p>1. 業務登記証憑。</p> <p>2. 国内投資主体が法に基づき国外企業の利益を取得したことの関連真実性証明資料。</p>
<p>审核原则</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、境内机构境外直接投资资金汇出</b></p> <p>1. 汇出资金累计不得超过资本项目信息系统登记的可汇出资金额度。</p> <p>2. 银行应在业务办理后及时完成国际收支申报。</p> <p>3. 收款人信息与资本项目信息系统中登记信息不一致的，银行应进行真实性审核并在国际收支申报交易附言中予以说明。</p> <p>4. 银行应履行展业原则，在为境内机构办理相关资金汇出业务时，承担真实性审核责任。在办理每一笔资金支付时，均应审核其资金来源和境外资金用途的真实性证明材料。</p> <p><b>二、境外直接投资企业利润汇回</b></p> <p>1. 汇回利润可保留在企业经常项目外汇账户或直接结汇。</p> <p>2. 银行在办理境外投资企业利润汇回时，应审核境外投资企业的境内投资主体境外直接投资存量权益登记情况，对于应办理境外直接投资存量权益登记但未在规定时限内办理登记的相关市场主体，应待其办理境外直接投资存量权益登记后，方可为其办理利润汇回手续。</p> <p>3. 银行应在业务办理后及时完成国际收支申报手续。</p>	<p><b>一、国内機構の国外直接投資資金の送金</b></p> <p>1. 送金資金の累計は、資本項目情報システムに登録されている送金可能資金限度額を超過してはならない。</p> <p>2. 銀行は、業務の取扱後、速やかに国際収支申告を完了させなければならない。</p> <p>3. 受取人の情報と資本項目情報システムに登録されている情報が一致しない場合、銀行は真実性審査を行い、国際収支申告の取引附言に説明を付けなければならない。</p> <p>4. 銀行は、業務実施原則を履行し、国内機構のために関連資金送金業務を取り扱う際、真実性審査の責任を負わなければならない。資金支払一件毎に、その資金原資および国外資金の使途の真実性証明資料を審査しなければならない。</p> <p><b>二、国外直接投資企業の利益回収</b></p> <p>1. 利益回収は、企業の経常項目外貨口座に保留あるいは直接人民元転することができる。</p> <p>2. 銀行は、国外投資企業の利益回収を取り扱う際、国外投資企業の国内投資主体による国外直接投資残高權益登記状況を審査しなければならないが、規定に基づき期限内に登記を行っていない関連市場主体に対しては、国外直接投資残高權益登記の手続き後でなければ、当該主体の利益回収手続きを取り扱うことはできない。</p> <p>3. 銀行は、業務の取扱後、速やかに国際収支申告の手続きを完了させなければならない。</p>

7.6 特殊目的公司项下境内个人购付汇  
7.6 特殊目的会社項目の国内個人の外貨転・対外支払

参考法規（原文まま）	
1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令第 532 号）。 2. 《国家外汇管理局关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2014〕37 号）。 3. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。	
审核材料	審査書類
外汇局核准件。	外管局の認可書。
审核原则	審査原則
1. 银行应严格按照外汇局相应核准件要求办理。 2. 银行应在业务办理后及时完成国际收支申报。	1. 銀行は、外貨局の相応する認可書の要求に厳格に従い取り扱わなければならない。 2. 銀行は、業務の取扱後、速やかに国際収支申告の手続きを完了させなければならない。

7.7 境外放款专用账户开立、入账和使用  
7.7 対外貸付専用口座の開設・口座入金および使用

参考法規（原文まま）	
1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令第 532 号）。 2. 《国家外汇管理局关于境内企业境外放款外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2009〕24 号）。 3. 《国家外汇管理局关于进一步改进和调整资本项目外汇管理政策的通知》（汇发〔2014〕2 号）。 4. 《中国人民银行关于进一步明确境内企业人民币境外放款业务有关事项的通知》（银发〔2016〕306 号）。	
审核材料	審査書類
<b>一、账户开立</b> 业务登记凭证。	<b>一、口座開設</b> 業務登記証憑。
<b>二、账户入账、使用</b> 1. 业务登记凭证。 2. 资本项目信息系统银行端打印的境外放款资金额度控制信息表，向境外放款专用账户归集境外放款所需资金无需打印控制信息表。 3. 涉及境外放款资金汇出的还需提供境外放款资金来源证明、资金使用计划以及合同等真实性证明材料。	<b>二、口座入金・使用</b> 1. 業務登記証憑。 2. 資本項目情報システム銀行版においてプリントアウトした対外貸付資金限度額コントロール情報表、対外貸付専用口座に對外貸付に必要な資金を集約する場合、コントロール情報表は不要。 3. 対外貸付の資金送金に関わる場合、さらに對外貸付の資金原資証明・資金使用計画および契約書などの真実性証明資料を提出しなければならない。

审核原则	審査原則
<p><b>一、账户开立、关闭</b></p> <p>1. 企业在外汇局办理完境外放款额度登记后，银行可根据企业申请和业务登记凭证直接办理开户。</p> <p>2. 账户使用完毕（境外放款本息回收完毕）后，银行根据企业申请直接办理账户关闭手续。</p> <p>3. 融资租赁类公司可直接到所在地银行开立境外放款专用账户，用于保留对外融资租赁租金收入。</p> <p><b>二、账户入账、使用</b></p> <p>1. 所有境外放款的资金必须经境外放款专用账户汇出境外。放款人可通过外汇资本金账户、经常项目外汇账户、国内外汇贷款专用账户等以及购汇资金向境外放款专用账户归集用于境外放款的资金。银行可直接为放款人办理上述外汇资金境内划转及购汇入账业务。</p> <p>2. 办理境外放款资金汇出业务时，银行应审核境外放款的资金来源、境外借款人的资金使用计划等同时应核对境外放款资金额度控制信息表中跨境流出控制信息，如企业本次汇出金额超过尚可汇出金额的，银行不得为其办理汇出业务。</p> <p>3. 企业境外放款还款资金汇回时，银行应核对境外放款资金额度控制信息表中境外放款还本信息，如汇回资金超过境外放款余额与约定利息之和的，银行不得为其办理入账业务。</p> <p>4. 银行为企业办理还款资金汇回入账业务时，应要求企业区分境外放款本金及利息。</p> <p>5. 境外放款还款资金汇回后，可直接结汇（境外放款资金来源于国内外汇贷款的部分不得结汇）、保留外汇或对外支付。</p>	<p><b>一、口座開設・閉鎖</b></p> <p>1. 企業の外管局における対外貸付限度額登記の手続き後、銀行は、企業の申請および業務登記証憑に基づき直接口座開設を取り扱うことができる。</p> <p>2. 口座の使用完了（対外貸付の元本・利息回収の完了）後、銀行は、企業の申請に基づき直接口座閉鎖手続きを取り扱うことができる。</p> <p>3. ファイナンスリース類会社は、直接所在地の銀行で対外貸付専用口座を開設し、対外ファイナンスリースのリース代金収入の留保に用いることができる。</p> <p><b>二、口座入金・使用</b></p> <p>1. すべての対外貸付の資金は、対外貸付専用口座経由で国外に送金しなければならない。貸付人は、外貨資本金口座・経常項目外貨口座・国内外貨借入専用口座などを通じて、および外貨転代り金により対外貸付専用口座に対外貸付に用いる資金を集約することができる。銀行は、直接貸付人の上述の外貨資金の国内振替および外貨転・入金業務を取り扱うことができる。</p> <p>2. 対外貸付の資金送金業務を取り扱う際、銀行は、対外貸付の資金原資・国外の借入人の資金使用計画などを審査すると同時に、対外貸付資金限度額コントロール情報表のクロスボーダー流出コントロール情報を照合しなければならず、企業の今回の送金金額が送金可能金額を超過する場合、銀行は、当該企業の送金業務を取り扱ってはならない。</p> <p>3. 企業の対外貸付の返済資金を回収する際、銀行は、対外貸付資金限度額コントロール情報表の対外貸付元本返済情報を照合しなければならず、回収資金が対外貸付の残高と約定利息の和を超過する場合、銀行は、当該企業の入金業務を取り扱ってはならない。</p> <p>4. 銀行は、企業の返済資金の回収・入金業務を取り扱う際、企業に対外貸付の元本と利息を区分するよう要求しなければならない。</p> <p>5. 対外貸付の返済資金の回収後、直接人民元転（対外貸付資金の国内外貨借入を原資とする部分は人民元転不可）・外貨にて留保あるいは対外支払が可能である。</p>

<p>6. 銀行应在业务办理后及时完成国际收支申报手续。</p> <p>7. 融资租赁类公司的对外融资租赁租金收入入账时，银行应审核该收入的资金来源。账户内的外汇收入需结汇时，融资租赁类公司可直接向银行申请办理。</p>	<p>6. 銀行は、業務の取扱後、速やかに国際収支申告の手続きを完了させなければならない。</p> <p>7. ファイナンスリース類会社の対外ファイナンスリースにおけるリース代金収入の入金時、銀行は、当該収入の資金原資を審査しなければならない。口座内の外貨収入の人民元転が必要な場合、ファイナンスリース類会社は、直接銀行で手続きを申請することができる。</p>
--	--

7.8 境内机构境外放款注销登记  
7.8 国内機構の対外貸付抹消登記

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</p> <p>2. 《国家外汇管理局关于境内企业境外放款外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2009〕24 号）。</p> <p>3. 《国家外汇管理局关于进一步改进和调整资本项目外汇管理政策的通知》（汇发〔2014〕2 号）。</p> <p>4. 《中国人民银行关于进一步明确境内企业人民币境外放款业务有关事项的通知》（银发〔2016〕306 号）。</p> <p>5. 《国家外汇管理局关于优化外汇管理支持涉外业务发展的通知》（汇发〔2020〕8 号）。</p>	
审核材料	審査書類
<p>1. 书面申请，并附《境外放款注销登记业务申请书》。</p> <p>2. 业务登记凭证。</p>	<p>1. 書面申請、かつ《対外貸付抹消登記業務申請書》を添付。</p> <p>2. 業務登記証憑。</p>
审核原则	審査原則
<p>1. 境外放款到期（含展期到期）并收回本息的或虽未到期（含展期到期）但本息回收完毕的，放款人可到所属外汇分局（外汇管理部）辖内银行办理境外放款额度注销登记。</p> <p>2. 银行应通过资本项目信息系统银行端查看本笔境外放款额度登记信息以及控制信息等相关内容，在核实企业该笔境外放款资金本息回收情况后，在资本项目信息系统中办理境外放款注销登记。银行在办理注销登记后，需在业务登记凭证上签注“已注销”并加盖银行业务印章后退还复印件，留存原件。</p>	<p>1. 対外貸付の期限到来（ロールオーバーの期限到来を含む）かつ元本・利息を回収する場合、あるいは期限未到来（ロールオーバーの期限未到来を含む）だが元本・利息の回収が完了している場合、貸付人は、所属する外管局分局（外貨管理部）の管轄内の銀行で対外貸付限度額抹消登記を行うことができる。</p> <p>2. 銀行は、資本項目情報システム銀行版を通じて当該対外貸付限度額登記情報およびコントロール情報などの関連内容を調べ、企業の当該対外貸付資金の元本・利息回収状況を確認後、資本項目情報システムで対外貸付抹消登記を行う。銀行は、抹消登記後、業務登記証憑に「抹消済」と注記かつ銀行業務印を押捺後に写しを返却し、原本を保管しなければならない。</p>
授权范围	授權範圍
境内机构所属分局（外汇管理部）辖内银行办理。	国内機構の所属する分局（外貨管理部）の管轄内

	銀行で取り扱う。
--	----------

七、外債、跨境担保和国内外汇贷款业务  
七、外債・クロスボーダー担保および国内外貨借入業務

8.1 非銀行債務人外債账户开立、使用及关闭  
8.1 非銀行債務者の外債口座の開設・使用および閉鎖

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</p> <p>2. 《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发〔2013〕19 号）。</p> <p>3. 《国家外汇管理局关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知》（汇发〔2016〕16 号）。</p> <p>4. 《中国人民银行关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知》（银发〔2017〕9 号）。</p> <p>5. 《国家外汇管理局关于精简外汇账户的通知》（汇发〔2019〕29 号）。</p>	
审核材料	審査書類
<p><b>一、外債账户开立</b></p> <p>1. 业务登记凭证。</p> <p>2. 外汇局打印并加盖业务印章的《境内机构外债签约情况表》。</p> <p><b>二、办理外債提款入账</b></p> <p>1. 业务登记凭证。</p> <p>2. 外汇局打印并加盖业务印章的《境内机构外债签约情况表》。</p> <p><b>三、办理外債结汇及使用</b></p> <p>（一）银行为非金融企业办理外債结汇及使用参照“10.1 资本项目收入结汇”办理。</p> <p>（二）银行为非银行金融机构办理外債结汇及使用</p> <p>1. 《资本项目账户资金支付命令函》。</p> <p>2. 外汇局关于同意非银行金融机构外債结汇的核准文件。</p> <p><b>四、办理外債还本付息</b></p> <p>1. 业务登记凭证。</p>	<p><b>一、外債口座の開設</b></p> <p>1. 業務登記証憑。</p> <p>2. 外管局がプリントアウトかつ業務印を押捺した《国内機構外債締結状況表》。</p> <p><b>二、外債の引出・入金の取扱</b></p> <p>1. 業務登記証憑。</p> <p>2. 外管局がプリントアウトかつ業務印を押捺した《国内機構外債締結状況表》。</p> <p><b>三、外債の人民幣転および使用の取扱</b></p> <p>（一）銀行の非金融企業の外債人民幣転および使用の取扱 「10.1 資本項目収入の人民幣転」を参照して取り扱う。</p> <p>（二）銀行の非銀行金融機関の外債人民幣転および使用の取扱</p> <p>1. 《資本項目口座資金支払指図書》。</p> <p>2. 外管局の非銀行金融機関の外債人民幣転に対する同意の関連認可文書。</p> <p><b>四、外債の元本返済・利息支払の取扱</b></p> <p>1. 業務登記証憑。</p>

<p>2. 外汇局打印并加盖业务印章的《境内机构外债签约情况表》。</p> <p>3. 债权人出具的还本付息通知书。</p> <p>4. 办理付息业务的，还需审核《服务贸易等项目对外支付税务备案表》（金额 5 万美元以下的无需提交）或其他完税证明材料。</p> <p>5. 非银行金融机构购汇偿还外债本息时还需提交外汇局核准文件。</p> <p><b>五、外债套期保值履约交割</b></p> <p>1. 书面申请。</p> <p>2. 外债合同或外汇局打印并加盖业务印章的《境内机构外债签约情况表》。</p> <p>3. 套期保值合同或协议。</p> <p>4. 交割通知凭证。</p> <p><b>六、外债账户关闭</b> 业务登记凭证。</p>	<p>2. 外管局がプリントアウトかつ業務印を押捺した《国内機構外債締結状況表》。</p> <p>3. 債権者が作成した元本返済・利息支払通知書。</p> <p>4. 利息支払業務を取り扱う場合、さらに《サービス貿易等項目對外支払稅務備案表》（金額が 5 万米ドル以下の場合、提出不要）あるいはその他の納稅証明資料も審査しなければならない。</p> <p>5. 非銀行金融機関が外貨転のうえ外債の元本・利息を返済する場合、さらに外管局の認可文書を提出しなければならない。</p> <p><b>五、外債のヘッジによる価格保持・履行・受渡</b></p> <p>1. 書面申請。</p> <p>2. 外債の契約書あるいは外管局がプリントアウトかつ業務印を押捺した《国内機構外債締結状況表》。</p> <p>3. ヘッジの契約書あるいは協議。</p> <p>4. 受渡通知証憑。</p> <p><b>六、外債口座の閉鎖</b> 業務登記証憑。</p>
<p>审核原则</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、外债账户开立</b></p> <p>1. 非银行债务人办理外债签约登记后，可在所属分局（外汇管理部）辖区内选择银行直接开立外债账户。银行应在资本项目信息系统反馈非银行债务人的开户信息。</p> <p>2. 一笔外债可开立多个外债账户，不同外债应分别开立外债账户。</p> <p>3. 非银行债务人应按规定范围使用外债账户。收入范围：按规定已办理签约备案（登记）的外债收入及存款利息、在偿还外债前 5 个工作日内划入的用于还款的资金，按规定办理外债资金套期保值的收入。支出范围：经常项目对外支付、按规定办理结汇及按规定办理资本项目支付，按规定办理外债资金套期保值的支出。</p>	<p><b>一、外債口座の開設</b></p> <p>1. 非銀行債務者は、外債締結登記の手続き後、所属する分局（外貨管理部）の管轄区内の銀行を選択して直接外債口座を開設することができる。銀行は、資本項目情報システムで非銀行債務者の口座開設情報をフィードバックしなければならない。</p> <p>2. 外債一件につき複数の外債口座開設が可能だが、各外債は、それぞれ外債口座を開設しなければならない。</p> <p>3. 非銀行債務者は、規定の範囲に基づき外債口座を使用しなければならない。入金範囲：規定に基づき締結備案（登記）済の外債収入および預金利息、外債返済前 5 営業日以内に返済のために入金する資金、規定に基づき取り扱う外債資金のヘッジに係る収入。出金範囲：經常項目の對外支払、規定に基づき取り扱う人民元転および規定に基づき取り扱う資本項目の支払、規定に基づき取り扱う外債資金のヘッジに係る支出。</p>

## 二、外債使用

1. 銀行在为非银行债务人办理外债提款入账和还本付息时，应在资本项目信息系统银行端凭非银行债务人提供的业务登记凭证查询该笔外债控制信息表，在尚可提款金额内，方可为非银行债务人办理相关手续。
2. 銀行在为非銀行債務人辦理外債提款入賬和還本付息業務時，應當審核非銀行債務人是否正確填寫批件號或業務編號。非銀行債務人在銀行辦理外債提款業務時，應在申報憑證上“外匯局批件號/備案表號/業務編號”一欄填寫該筆資金的核准件號或業務編號（業務編號優先）。
3. 无合理原因的，外債提款項下境外匯款人應當與債權人一致，外債還款項下境外收款人應當與債權人一致。
4. 外債提款幣種和償還幣種須保持一致。
5. 提前還款時，應當審核貸款合同中關於提前還款的條款，且債權人、非銀行債務人均同意提前還款，並由非銀行債務人提出申請。《境內機構外債簽約情況表》和貸款合同中沒有提前還款條款的，不得提前還款。
6. 銀行為債務人辦理對外付息時，應按照《外債簽約情況表》上記載的利率等情況審核利息支付金額，扣除境內機構代扣代繳稅費後淨額對外支付。
7. 滿足“10.1 資本項目收入結匯”的相關要求。
8. 除擔保公司外，外債不得用於抵押或質押發放人民幣貸款。
9. 除“搭橋”外，短期外債不得用於固定資產投資等中長期用途。如審批部門或債權人未指定外債資金用途的，不限制中長期外債用於短期流動資

## 二、外債の使用

1. 銀行は、非銀行債務者の外債引出・入金および元本返済・利息支払を取り扱う際、資本項目情報システム銀行版で非銀行債務者が提出した業務登記証憑により当該外債コントロール情報表を照会し、引出可能金額内であれば、非銀行債務者の関連手続きを取り扱うことができる。
2. 銀行は、非銀行債務者の外債引出・入金および元本返済・利息支払業務を取り扱う際、非銀行債務者が批准文書の番号あるいは業務番号を正確に記入しているか否かを審査しなければならない。非銀行債務者は、銀行で外債引出業務手続きを行う際、申告証憑上の「外管局の批准文書の番号/備案表の番号/業務番号」欄に当該資金の認可文書の番号あるいは業務番号を記入しなければならない（業務番号を優先）。
3. 合理的な原因がない場合、外債引出項目の国外送金者と債権者は一致していなければならない、外債返金項目の国外受取人と債権者は一致していなければならない。
4. 外債の引出通貨と返済通貨は、必ず一致していなければならない。
5. 期日前返済の場合、借入契約書の期日前返済に関する条項を審査しなければならない、かつ債権者・非銀行債務者がいずれも期日前返済に同意しており、非銀行債務者が申請を提出しなければならない。《国内機構外債締結状況表》および借入契約書に期日前返済の条項がない場合、期日前返済を行ってはならない。
6. 銀行は、債務者の利息対外支払を取り扱う際、《外債締結状況表》に記載された利率などの状況に基づき利息支払金額を審査し、国内機構の税金源泉徴収を差し引いた後の純額を対外支払いしなければならない。
7. 「10.1 資本項目収入の人民元転」の関連要求を充足していなければならない。
8. 保証会社を除き、外債は、人民元借入実行における抵当設定あるいは質権設定に用いてはならない。
9. 「ブリッジ」を除き、短期外債は、固定資産投資などの中長期の用途に用いてはならない。審査批准部門あるいは債権者が外債資金の用途を

<p>金。</p> <p>10. 符合资本项目收入支付便利化条件的，参照本指引“10.3 资本项目外汇收入支付便利化业务”办理。</p> <p><b>三、外债套期保值履约交割</b></p> <p>1. 外债套期保值以锁定外债还本付息风险为目的。非银行债务人的交易对手银行、办理交割款项汇出或收入的银行等应当确认该笔交易具备合法、清晰的实盘背景。</p> <p>2. 套期保值与汇率、利率相关。</p> <p>3. 签订套期保值的交易对方应是境内银行或境外债权银行。</p> <p><b>四、外债账户关闭</b></p> <p>银行为非银行债务人关闭外债账户时，应确认外债账户余额为零且不再发生提款。</p>	<p>指定していない場合、中長期外債の短期流動資金への使用を制限しない。</p> <p>10. 資本項目収入支払利便化の条件に合致する場合、本ガイドの「10.3 資本項目外貨収入支払利便化業務」を参照して取り扱う。</p> <p><b>三、外債のヘッジによる価格保持・履行・受渡</b></p> <p>1. 外債のヘッジは、外債の元本返済・利息支払のリスクを固定する目的である。非銀行債務者の取引相手の銀行・受渡代金の送金あるいは入金を取り扱う銀行などは、当該取引が合法的・明瞭なファームオファターの背景を備えていることを確認しなければならない。</p> <p>2. ヘッジと為替レート・利率が関連している。</p> <p>3. ヘッジを締結する取引相手は、国内の銀行あるいは国外の債権銀行でなければならない。</p> <p><b>四、外債口座の閉鎖</b></p> <p>銀行は、非銀行債務者の外債口座を閉鎖する際、外債口座の残高が零であり、かつ以降、引出が発生しないことを確認しなければならない。</p>
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>
<p>1. 因特殊经营需要，非银行债务人需在所属分局（外汇管理部）辖区以外选择开户银行，应当经所在地外汇局核准。</p> <p>2. 债务人可根据合同约定在偿还外债到期前 5 个工作日之内可购汇或将自有外汇划入外债专用账户，金额不得超过下一期该笔外债应付债务本息及相关费用之和。已办理购汇并按规定划入外债账户的外汇资金不得再次办理结汇。</p> <p>3. 为保值交易交割办理收入或汇出的银行应当按本项指引进行操作。涉及人民币汇率衍生产品的交易，非银行债务人应遵守现行规定。国内外汇贷款的套期保值参照办理。</p> <p>4. 支付债务从属费用比照还本付息办理。</p>	<p>1. 特殊な経営ニーズにより、非銀行債務者が所属する分局（外貨管理部）の管轄区以外の銀行を口座開設銀行として選択する必要がある場合、所在地の外管局の認可を受けなければならない。</p> <p>2. 債務者は、契約書の約定に基づき外債返済期限の到来前 5 営業日以内に、外貨転あるいは自己保有する外貨を外債専用口座に入金することができ、金額は、次期の当該外債の未払債務の元本・利息および関連費用の和を超過してはならない。外貨転して規定に基づき外債口座に入金済の外貨資金は、再度、人民元転を行ってはならない。</p> <p>3. ヘッジ取引の受渡のために入金あるいは出金を取り扱う銀行は、本項目に基づき実務を行う。人民元デリバティブ商品に関わる取引の場合、非銀行債務者は、現行の規定を遵守しなければならない。国内外貨借入のヘッジは、参照して取り扱う。</p> <p>4. 支払債務に従属する費用は、元本返済・利息支払に照らして取り扱う。</p>

<p>5. 一笔外债本息清偿后，银行应提示非银行债务人及时办理外债账户关闭手续，并办理外债注销登记手续。</p>	<p>5. 外債の元本・利息の清算後、銀行は、非銀行債務者に速やかに外債口座閉鎖手続きを行い、外債抹消登記手続きを行うよう注意を促さなければならない。</p>
<p>6. 银行应在为非银行债务人办理外债提款入账、还本付息等相关业务办理后及时完成国际收支申报。</p>	<p>6. 銀行は、非銀行債務者の外債引出・入金、元本返済・利息支払などの関連業務手続きの取扱後、速やかに国際収支申告を完了させなければならない。</p>

8.2 非銀行債務人外債注銷登記  
8.2 非銀行債務者の外債抹消登記

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</p> <p>2. 《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发〔2013〕19 号）</p> <p>3. 《国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知》（汇发〔2019〕28 号）</p> <p>4. 《国家外汇管理局关于精简外汇账户的通知》（汇发〔2019〕29 号）</p>	
審核材料	審査書類
<p>1. 《外債注銷登記業務申請書》。</p> <p>2. 外匯局打印并加盖业务印章的业务登記憑證和《境内机构外債簽約情況表》。</p> <p>3. 銀行出具的本筆外債相關關戶材料（如有）。</p>	<p>1. ≪外債抹消登記業務申請書≫。</p> <p>2. 外管局がプリントアウトかつ業務印を押捺した業務登記証憑および≪国内機構外債締結状況表≫。</p> <p>3. 銀行が発行した当該外債の関連口座閉鎖資料（あれば）。</p>
審核原則	審査原則
<p>1. 非銀行債務人已登記外債符合以下条件的，在办妥最后一笔还本付息业务、关闭相关外債账户后，可向所属分局（外匯管理部）辖内銀行申請辦理外債注銷登記：</p> <p>（1）已登記外債未償餘額為零且不再發生提款；</p> <p>（2）已登記外債完成所有還本付息業務且不再發生提款，但由于扣划手續費等合理原因導致未償餘額不為零，銀行能夠核實並確定未償餘額不為零的原因合理。</p> <p>2. 不符合在銀行辦理外債注銷登記條件（如債務減免、債轉股等）的，非銀行債務人應向所在地外匯局申請辦理外債注銷登記。</p>	<p>1. 非銀行債務者の登記済の外債が以下の条件に合致する場合、最後の元本返済・利息支払業務を適切に行い、関連外債口座を閉鎖した後、所属する分局（外貨管理部）の管轄内の銀行で外債抹消登記手続きを申請することができる：</p> <p>（1）登記済外債の未払残高が零であり、かつ以降、引出が発生しない；</p> <p>（2）登記済外債のすべての元本返済・利息支払業務が完了しており、かつ以降、引出が発生しないが、手数料の引き落としなどの合理的な理由により未払残高が零でない場合、銀行は、未払残高が零でない理由が合理的であることを確認かつ確定することができる。</p> <p>2. 銀行の外債抹消登記の取扱条件に合致しない場合（例：債務減免・DES など）、非銀行債務者は、所在地の外管局に外債抹消登記手続きを申請す</p>

<p>3. 銀行应通过资本项目信息系统、已关闭外债账户证明材料等，核实外债提款、还本付息、外债账户关户等情况。</p> <p>4. 银行审核通过后，应在资本项目信息系统办理注销手续，在非银行债务人《境内机构外债签约情况表》原件上标注“注销”字样并加盖银行业务印章后退还复印件，原件留存。</p>	<p>ることができる。</p> <p>3. 銀行は、資本項目情報システム・外債口座閉鎖済証明資料などを通じて、外債の引出、元本返済・利息支払、外債口座の閉鎖などの状況を確認しなければならない。</p> <p>4. 銀行は、審査通過後、資本項目情報システムで抹消手続きを取り扱い、非銀行債務者の《国内機構外債締結状況表》原本に「抹消」を注記かつ銀行業務印を押捺後に写しを返却し、原本を保管しなければならない。</p>
---	---

8.3 金融资产管理公司对外处置不良资产外汇收入、结汇及境外投资者取得收益对外购付汇  
**8.3 金融資産管理会社の不良資産の対外処理に係る外貨収入・人民元転および国外投資家の取得収益に係る外貨転・対外支払**

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）</p> <p>2. 《国家外汇管理局关于金融资产管理公司对外处置不良资产外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2015〕3 号）。</p>	
审核材料	審査書類
<p><b>一、金融资产管理公司对外处置不良资产外汇收入、结汇</b></p> <p>1. 书面申请，包括金融资产管理公司基本情况、对外处置不良资产内容及总额、外汇收入及结汇情况、受托管理的不良资产的清收情况等。</p> <p>2. 有关主管部门批准金融资产管理公司对外处置不良资产的核准或备案文件。</p> <p>3. 金融资产管理公司和境外投资者签署的不良资产转让合同的主要条款。</p> <p><b>二、境外投资者受让境内不良资产取得的收益对外购付汇</b></p> <p>1. 书面申请。</p> <p>2. 有关主管部门批准金融资产管理公司对外处置不良资产的核准或备案文件。</p> <p>3. 关于不良资产处置收益来源的证明文件。</p> <p>4. 《服务贸易等项目对外支付税务备案表》（金額</p>	<p><b>一、金融資産管理会社の不良資産の対外処理に係る外貨収入・人民元転</b></p> <p>1. 書面申請、これには金融資産管理会社の基本状況・不良資産の対外処理の内容および総額・外貨収入および人民元転の状況・受託管理する不良資産の全額回収状況などを含む。</p> <p>2. 関連主管部門が金融資産管理会社の不良資産の対外処理について批准した認可あるいは備案文書。</p> <p>3. 金融資産管理会社と国外投資家が締結した不良資産譲渡契約の主要条項。</p> <p><b>二、国外投資家の国内不良資産の譲受により取得する収益の対外外貨転・対外支払</b></p> <p>1. 書面申請。</p> <p>2. 関連主管部門が金融資産管理会社の不良資産の対外処理について批准した認可あるいは備案文書。</p> <p>3. 不良資産処理に係る収益の原資に関する証明文書。</p> <p>4. 《サービス貿易等項目対外支払税務備案表》（金額</p>

<p>在 5 万美元及以下的无需提交) 或其他完税证明材料。</p> <p>5. 由境内代理人代境外投资者办理的, 提供代理协议。</p>	<p>額が5万米ドルおよびそれ以下の場合、提出不要) あるいはその他の納税証明資料。</p> <p>5. 国内の代理人が国外投資家を代理して行う場合、代理協議を提出する。</p>
<p style="text-align: center;">审核原则</p>	<p style="text-align: center;">審査原則</p>
<p><b>一、金融资产管理公司对外处置不良资产外汇收入及结汇</b></p> <p>1. 金融资产管理公司在收到对外处置不良资产的对价后, 可持有关材料直接到银行办理入账及结汇手续。</p> <p>2. 经主管部门批准, 金融资产管理公司以外的其他境内机构对外处置不良资产, 可参照本项指引办理。</p> <p><b>二、境外投资者受让境内不良资产取得的收益对外购付汇</b></p> <p>1. 汇出金额不得超出处置收益本金及利息等合计总额扣减处置所产生的税费及相关处置费用后的余额。</p> <p>2. 申请汇出金额不得超过《服务贸易等项目对外支付税务备案表》(金额在 5 万美元及以下的无需提交) 或其他完税证明材料中记载金额。</p> <p>3. 受让境内不良资产的境外投资者或其境内代理人通过清收、再转让方式取得的收益, 可持有关材料直接向银行申请办理对外购付汇手续。</p>	<p><b>一、金融資産管理会社の不良資産の対外処理に係る外貨収入および人民元転</b></p> <p>1. 金融資産管理会社は、不良資産の対外処理の対価の受取後、関連資料を持参して直接銀行で入金および人民元転手続きを行うことができる。</p> <p>2. 主管部門の批准を受けて、金融資産管理会社以外のその他の国内機構が不良資産を対外処理する場合、本項目を参照して取り扱う。</p> <p><b>二、国外投資家の国内不良資産の譲受により取得する収益の対外外貨転・対外支払</b></p> <p>1. 送金金額は、収益の元本および利息などを合計した総額から処理で発生した税金および関連処理費用などを差し引いた後の残額を超過してはならない。</p> <p>2. 送金申請金額は、《サービス貿易等項目対外支払税務備案表》(金額が 5 万米ドルおよびそれ以下の場合、提出不要) あるいはその他の納税証明資料の記載金額を超過してはならない。</p> <p>3. 国内不良資産を譲り受けた国外投資家あるいはその国内代理人が全額回収・再譲渡の方式を通じて取得した収益は、関連資料を持参して直接銀行で対外外貨転・対外支払手続きを行うことができる。</p>
<p style="text-align: center;">注意事项</p>	<p style="text-align: center;">注意事項</p>
<p>1. 金融资产管理公司办理对外处置不良资产外汇收入入账手续时, 以及境外投资者办理处置境内不良资产收益对外购付汇手续时, 应按规定进行国际收支申报。</p> <p>2. 因金融资产管理公司对外处置不良资产导致原有担保的受益人改变为境外投资者的, 以及金融资产管理公司对外处置不良资产后新发生的跨境担保, 按照现行跨境担保外汇管理规定进行管理。</p> <p>3. 在汇发〔2015〕3 号文件生效 (2015 年 1 月 9 日) 前已经办理金融资产管理公司对外处置不良资产</p>	<p>1. 金融資産管理会社が不良資産の対外処理に係る外貨収入の入金手続きを行う際、および国外投資家が国内不良資産の処理に係る収益の対外外貨転・対外支払手続きを行う際は、規定に基づき国際収支申告を行わなければならない。</p> <p>2. 金融資産管理会社の不良資産の対外処理により元の担保を有する受益者が国外投資家に変更となった場合、および金融資産管理会社の不良資産の対外処理の発生後に新たに発生したクロスボーダー担保は、現行のクロスボーダー担保の外貨管理規定に基づき管理する。</p> <p>3. 匯発[2015]3 号文書の発効 (2015 年 1 月 9 日) 前にすでに金融資産管理会社の不良資産対外処</p>

<p>登记手续，但尚未办理后续外汇收入入账及结汇手续以及境外投资者处置不良资产收益对外购付汇手续的，银行在办理数据申报时无需填写处置不良资产登记的业务编号。</p>	<p>理登記手続きを行っているが、後続する外貨収入の入金および人民転手続き、ならびに国外投資家の不良資産処理に係る収益の対外外貨転・対外支払手続きを行っていない場合、銀行は、データ申告の際に、不良資産処理登記の業務番号を記入する必要はない。</p>
--	--

8.4 非金融企业内保外贷注销登记  
8.4 非金融企業の「内保外貸」抹消登記

参考法規（原文まま）	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</li> <li>2. 《国家外汇管理局关于发布〈跨境担保外汇管理规定〉的通知》（汇发〔2014〕29 号）。</li> <li>3. 《国家外汇管理局关于优化外汇管理支持涉外业务发展的通知》（汇发〔2020〕8 号）</li> </ol>	
审核材料	審査書類
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《内保外贷注销登记业务申请书》。</li> <li>2. 外汇局打印并加盖业务印章的本笔内保外贷业务登记凭证、《内保外贷登记表》。</li> <li>3. 内保外贷责任解除的相关证明材料（担保人付款责任到期的无需提供）。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《内保外貸抹消登記業務申請書》</li> <li>2. 外管局がプリントアウトかつ業務印を押捺した当該「内保外貸」の業務登記証憑・《内保外貸登記表》。</li> <li>3. 「内保外貸」責任解除の関連証明資料（担保人の支払責任の期限が到来している場合、提出不要）。</li> </ol>
审核原则	審査原則
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非金融企业内保外贷责任已解除且未发生内保外贷履约的情况下，可到所属分局（外汇管理部）辖内银行直接办理内保外贷注销登记。不符合相应条件的，由担保人所在地外汇局办理。</li> <li>2. 同一内保外贷业务下存在多个境内担保人的，按照“谁登记、谁注销”的原则，由原办理担保登记的担保人到银行办理注销登记业务。</li> <li>3. 办理企业内保外贷注销登记业务的银行，应核实担保人未发生内保外贷履约、担保人对担保合同责任是否解除等情况，并依照业务登记凭证、《内保外贷登记表》内容，在资本项目信息系统银行端查看本笔内保外贷控制信息，确认是否符合内保外贷注销登记办理要求。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非金融企業の「内保外貸」の責任がすでに解除されており、かつ「内保外貸」の履行が発生していない状況において、所属する分局（外貨管理部）の管轄内の銀行で直接「内保外貸」抹消登記を取り扱うことができる。相応する条件に合致しない場合、担保人が、所在地の外管局で行う。</li> <li>2. 同一の「内保外貸」業務に複数の国内担保人が存在する場合、「登記した者が抹消する」との原則に基づき、担保の登記を行った担保人が銀行で抹消登記業務を行う。</li> <li>3. 企業の「内保外貸」抹消登記業務を取り扱う銀行は、担保人に「内保外貸」の履行が発生しておらず、担保人の担保契約に対応する責任が解除されているか否かなどの状況を確認し、業務登記証憑・《内保外貸登記表》の内容に基づき、資本項目情報システム銀行版で当該「内保外貸」のコントロール情報を照会し、「内保外貸」抹消登記の取扱要求に合致しているか否かを確認</li> </ol>

<p>4. 銀行審核通過後，應在資本項目信息系統辦理注銷手續，在擔保人《內保外貸登記表》原件上標註“注銷”字樣並加蓋銀行業務印章後退還擔保人復印件，原件留存。</p>	<p>しななければならない。 4. 銀行は、審査通過後、資本項目情報システムで抹消手続きを取り扱い、担保人の《内保外貸登記表》原本に「抹消」を注記かつ銀行業務印を押捺後に担保人に写しを返却し、原本を保管しなければならない。</p>
---	---

8.5 銀行內保外貸業務登記及變更  
8.5 銀行の「內保外貸」業務の登記および變更

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中華人民共和國外匯管理條例》（國務院令 第 532 號）。 2. 《國家外匯管理局關於發布〈跨境擔保外匯管理規定〉的通知》（匯發〔2014〕29 號）。 3. 《國家外匯管理局關於進一步推進外匯管理改革完善真實合規性審核的通知》（匯發〔2017〕3 號）。</p>	
審核原則	審査原則
<p>1. 內保外貸是指擔保人注册地在境内、债务人和债权人注册地均在境外的跨境担保。金融机构作为担保提供內保外貸，按照行业主管部门规定，应具有相应担保业务经营资格。以境内分支机构名义提供的担保，应当获得总行或总部授权。</p> <p>2. 銀行辦理內保外貸業務時，應對債務人主體資格的真實合規性、擔保項下資金用途、預計的還款資金來源、擔保履約的可能性及相關交易背景進行審核，對是否符合境內外相關法律法規進行盡職調查，並留存相關審核材料備查。如果債務人為境內居民直接或間接控制的境外機構，銀行應重點審核其是否符合境外投資相關管理規定。</p> <p>3. 銀行辦理內保外貸業務時，應依據境內外相關法律法規，按照展業原則要求，加強對擔保項下資金用途和相關交易背景真實合規性審核。</p> <p>(1) 內保外貸項下資金應用於債務人正常經營範圍內的相关支出，不得用於支持債務人從事正常業務範圍以外的相關交易，不得構造交易背景進行套利或進行其他形式的投機性交易。</p>	<p>1. 「內保外貸」とは、擔保人の登記地在国内であり、債務者および債権者の登記地がいずれも国外であるクロスボーダー担保を指す。金融機関が担保人として「內保外貸」を提供する場合、業種主管部門の規定に基づき、相應の担保業務經營資格を備えていなければならない。国内分支機構の名義で提供する担保は、本店あるいは本部の授權を取得しなければならない。</p> <p>2. 銀行は、「內保外貸」業務を取り扱う場合、債務者の主體資格に対する真實およびコンプライアンス性・担保項目資金の使途・予定している返済資金の原資・担保履行の可能性および関連取引背景に対して審査を行い、国内外の関連法律・法規に合致しているか否かについてデューデリジェンス調査を行い、併せて検査に備えて関連審査資料を保管しなければならない。債務者が国内居住者が直接あるいは間接的に支配する国外機構の場合、銀行は、国外投資関連管理規定に合致しているか否かを重点的に審査しなければならない。</p> <p>3. 銀行は、「內保外貸」業務を取り扱う場合、国内外の関連法律・法規に依拠して、業務実施原則の要求に基づき、担保項目資金の使途および関連取引背景の真實・コンプライアンス性に対する審査を強化しなければならない。</p> <p>(1) 「內保外貸」項目の資金は、債務者の正常な經營範圍内の関連支出に用いなければならない。債務者の正常な業務範圍以外の関連取引への従事を支援するために用いてはならず、</p>

<p>(2) 内保外贷项下资金不得直接或间接以证券投资方式调回境内使用。</p> <p>(3) 内保外贷项下资金如用于直接或间接获得对境外其他机构的股权（包括新设境外企业、并购境外企业和向境外企业增资）或债权，该投资行为应当符合国家关于境外投资的相关政策导向，并符合国内相关部门有关境外投资的规定。</p> <p>(4) 内保外贷项下担保责任为境外债务人债券发行项下还款义务时，境外债务人应由境内机构直接或间接持股。</p> <p>(5) 内保外贷项下担保责任为境外机构衍生交易项下支付义务时，境外债务人从事衍生交易应以止损保值为目的，符合其主营业务范围且经过适当授权。</p> <p>(6) 银行应加强内保外贷项下资金用途管理，以适当方式监督债务人按照其合同约定的用途使用内保外贷项下资金。</p> <p>4. 银行办理内保外贷业务时，应依据境内外相关法律法规，按照展业原则要求，切实加强对第一还款来源和担保履约可能性的审核，不得在明知或者应知担保履约义务确定发生的情况下签订跨境担保合同。银行可依据以下情形并兼顾合理商业原则判断担保合同是否具备明显的担保履约意图：</p> <p>(1) 签订担保合同时，债务人自身是否具备足够的清偿能力或可预期的还款资金来源。对于债务人预计的还款资金来源不明或者有明显瑕疵的，银行不得为其办理内保外贷业务；对于债务人虽有明确的还款资金来源但经营状况不良或负债率过高的，银行应谨慎为其办理内保外贷业务。</p> <p>(2) 主债务合同规定的融资条件与债务人声明的借</p>	<p>取引背景の構築によるサヤ取りあるいはその他の形式の投機的取引を行ってはならない。</p> <p>(2) 「内保外貸」項目の資金は、直接あるいは間接的に証券投資方式により国内に戻し入れて使用してはならない。</p> <p>(3) 「内保外貸」項目の資金を直接あるいは間接的に国外のその他機構の持分（国外企業の新設・国外企業の合併買収および国外企業への増資を含む）あるいは債権を取得するために用いる場合、当該投資行為は、国家の国外投資に関する関連政策の方向に合致しており、かつ国内関連部門の国外投資に関する規定に合致していなければならない。</p> <p>(4) 「内保外貸」項目の担保責任を国外債務者による債券発行項目の返済義務とする場合、国外債務者は、国内機構から直接あるいは間接的に持分を保有されていなければならない。</p> <p>(5) 「内保外貸」項目の担保責任を国外機構のデリバティブ取引項目の返済義務とする場合、国外債務者が従事するデリバティブ取引は、損切り・ヘッジを目的としなければならない、その主力業務の範囲に合致かつ適当な授權を受けていなければならない。</p> <p>(6) 銀行は、「内保外貸」項目の資金使途の管理を強化し、適当な方式で債務者が契約で約定した使途に従い「内保外貸」項目の資金を使用しているかを監督しなければならない。</p> <p>4. 銀行は、「内保外貸」業務を取り扱う場合、国内外の関連法律・法規に依拠して、業務実施原則の要求に基づき、初回返済の原資および担保履行の可能性に対する審査を適切に強化しなければならない、担保履行義務の発生が確実なことを知っている、あるいは知っているべき状況において、クロスボーダー担保契約を締結してはならない。銀行は、以下の状況に基づき、かつ合理的なビジネス原則に配慮し、担保契約に明らかでない担保履行の意図があるか否かを判断することができる：</p> <p>(1) 担保契約の締結時に、債務者自身が十分な返済能力あるいは予測可能な返済原資を備えているか否か。債務者が予定する返済資金の原資が不明あるいは明らかでない場合、銀行は、当該債務者の「内保外貸」業務を取り扱ってはならない；債務者に明確な返済原資があるが、経営状態が良好でない、あるいは負債比率が過度に高い場合、銀行は、当該債務者の「内保外貸」業務の取扱に慎重にならなければならない。</p> <p>(2) 主債務契約で規定した融資条件と債務者が表</p>
---	--

<p>款资金用途是否存在明显不符。</p> <p>(3) 担保当事各方是否存在通过担保履约提前偿还担保项下债务的意图。</p> <p>(4) 担保当事各方是否曾经以担保人、反担保人或债务人身份发生恶意担保履约或债务违约。</p> <p>5. 银行办理内保外贷业务如接受反担保的，应切实审核相关押品来源是否符合行业主管部门规定、反担保资金来源是否合理合法、单一反担保人用于同类业务反担保的总规模是否与其财务状况相匹配等。</p> <p>6. 内保外贷履约币种原则上应与担保合同币种一致。</p> <p>7. 担保人对担保责任上限无法进行合理预计的内保外贷，可以不办理登记，但经外汇局核准后可以办理担保履约手续。</p> <p>8. 担保合同或担保项下主债务合同主要条款发生变更的（包括债务或担保金额、期限、债权人等），应参照签约登记手续办理内保外贷变更登记。</p> <p>9. 内保外贷项下债务人还清担保项下债务、担保人付款责任到期或发生担保履约后，担保人应办理内保外贷登记注销手续，银行可通过数据接口程序或其他方式向外汇局资本项目信息系统报送内保外贷更新数据。</p> <p>10. 境内银行离岸部参与跨境担保的，无论作为担保人或债权人，在管理和统计上均视同境外机构。</p> <p>11. 银行应在担保合同存续期间持续跟踪管理，建立内保外贷履约风险评估制度。银行对于自身提供的、主债务合同将于一年内到期的内保外贷业务，应按季度进行履约风险评估，评估发生履约的可能性并及时向所在地外汇分局（外汇管理部）报告。</p>	<p>明した借入資金の使途に明らかな不一致がないか。</p> <p>(3) 担保の各当事者に担保履行を通じた担保項目の債務の期日前返済の意図がないか。</p> <p>(4) 担保の各当事者に過去、担保人・反担保人（裏保証人）あるいは債務者の身分で悪意のある担保履行あるいは債務違約を発生させたことがないか。</p> <p>5. 銀行が取り扱う「内保外貸」業務で反担保（裏保証）を受け入れる場合、関連担保品の出所が業種主管部門の規定に合致するか、反担保の原資が合理的かつ合法か、単一の反担保人が同類業務の反担保に用いる総規模がその財務状況に整合しているかなどを適切に審査しなければならない。</p> <p>6. 「内保外貸」の履行通貨は、原則、担保契約通貨と一致していなければならない。</p> <p>7. 担保人が担保責任の上限について合理的に見通すことができない「内保外貸」は、登記を行わなくてもよいが、外管局の認可後でなければ担保履行手続きを行うことはできない。</p> <p>8. 担保契約あるいは担保項目の主債務契約の条項に変更が生じた場合（債務あるいは担保金額・期限・債権者など）、締結登記手続きを参照して「内保外貸」変更登記を行わなければならない。</p> <p>9. 「内保外貸」項目の債務者による担保項目の債務の全額返済・担保人の支払責任の期限到来あるいは担保履行発生後、担保人は、「内保外貸」登記抹消手続きを行わなければならない。銀行は、データインターフェースあるいはその他の方式を通じて外管局の資本項目情報システムに「内保外貸」の更新データを送信・報告することができる。</p> <p>10. 国内銀行のオフショア部門がクロスボーダー担保に参加する場合、担保人あるいは債権者に関わらず、管理および統計上、いずれも国外機構と見なす。</p> <p>11. 銀行は、担保契約の継続期間、追跡管理を継続し、「内保外貸」履行リスク評価制度を構築しなければならない。銀行は、自身が提供し、主債務契約が一年以内に期限到来となる「内保外貸」業務について、四半期毎に履行リスク評価を行い、履行発生の可能性を評価かつ速やかに</p>
---	---

<p>12. 《国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实合规性审核的通知》（汇发〔2017〕3号）实施（2017年1月26日）后银行新办理的内保外贷业务，如果发生担保项下主债务违约，银行应先使用自有资金履约，不得以反担保资金直接购汇履约；银行履约后造成本外币资金不匹配的，需经所在地外汇分局（外汇管理部）备案后方可办理结售汇相关手续。</p> <p>13. 内保外贷业务发生担保履约的，最终成为对外债权人的境内担保人或反担保人，应当按规定办理对外债权登记。</p> <p>(1) 企业作为担保人（或作为银行内保外贷业务的反担保人）发生担保履约的，履约额应纳入该企业境外放款额度登记和管理。</p> <p>(2) 银行为企业办理内保外贷履约资金汇出时，应向企业出具提示函，提示其在担保履约之日起15个工作日内到所在地外汇局办理对外债权登记。</p> <p>(3) 银行内保外贷履约后，如银行最终成为对外债权人，应按规定及时报送相应的对外债权信息。如反担保企业最终成为对外债权人，银行应在完成反担保资金清收时，向其出具提示函，提示其在反担保清收之日起15个工作日内到所在地外汇局办理对外债权登记。</p> <p>14. 银行应切实加强内保外贷业务数据报送的及时性和准确性，按照担保合同及主债务合同的条款向外汇局资本项目信息系统如实报送。担保合同或主债务合同主要条款发生变更的，银行应及时准确报送变更后的相应信息。银行数据报送质量纳入银行执行外汇管理规定情况考核。</p>	<p>所在地の外管局分局（外貨管理部）に報告しなければならない。</p> <p>12. ≪国家外貨管理局：外貨管理改革のさらなる推進、真実コンプライアンス性審査の完備に関する通知≫（匯發[2017]3号）の実施（2017年1月26日）後、銀行が新たに取り扱った「内保外貸」業務について、担保項目の主債務の違約が発生した場合、銀行は、まず自己保有資金を使用して履行しなければならない；銀行の履行後、人民元および外貨資金のミスマッチが生じた場合、所在地の外管局分局（外貨管理部）への備案後でなければ、両替関連手続きを取り扱うことはできない。</p> <p>13. 「内保外貸」業務に担保履行が発生した場合、最終的に對外債権者となる国内担保人あるいは反担保人は、規定に基づき對外債権登記を行わなければならない。</p> <p>(1) 企業が担保人となり（あるいは銀行の「内保外貸」業務の反担保人となり）担保履行が発生した場合、履行額は、当該企業の對外貸付限度額登記および管理に組み入れなければならない。</p> <p>(2) 銀行は、企業の「内保外貸」履行に係る資金送金を取り扱う際、企業に提示レターを発行し、担保履行日より15営業日以内に所在地の外管局で對外債権登記を行うよう注意を促さなければならない。</p> <p>(3) 銀行の「内保外貸」の履行後、銀行が最終的に對外債権者となる場合、規定に基づき、速やかに相応する對外債権情報を送信・報告しなければならない。反担保企業が最終的に對外債権者となる場合、銀行は、反担保による全額回収の完了時、当該企業に提示レターを発行し、反担保による全額回収日より15営業日以内に所在地の外管局で對外債権登記を行うよう注意を促さなければならない。</p> <p>14. 銀行は、「内保外貸」業務のデータ送信・報告の適時性および正確性を適切に強化し、担保契約および主債務契約の条項に基づき外管局の資本項目情報システムに事実通り送信・報告しなければならない。担保契約あるいは主債務契約の主要条項に変更が発生した場合、銀行は、速やか・正確に変更後の相応する情報を送信・報告しなければならない。銀行のデータ送信・報告のクオリティは、銀行の外貨管理規定執行状況審査に組み入れる。</p>
---	---

<p>15. 境内债务人（担保人）等对外支付（收取）担保费，可按照服务贸易外汇管理有关规定，提交加盖公章的担保合同主要条款复印件、担保费通知书等真实性证明材料，直接在银行办理。</p>	<p>15. 国内債務者（担保人）などの担保料の対外支払（受取）は、サービス貿易外貨管理関連規定に基づき、公印を押捺した担保契約の主要条項の写し・担保料通知書などの真実性証明資料を提出し、直接銀行で行うことができる。</p>
--	--

8.6 銀行外保内貸登記  
8.6 銀行の「外保内貸」登記

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</p> <p>2. 《国家外汇管理局关于发布〈跨境担保外汇管理规定〉的通知》（汇发〔2014〕29号）。</p>	
审核原则	審査原則
<p>1. 境内非金融机构从境内金融机构借用贷款或获得授信额度，在同时满足以下条件的前提下，可以接受境外机构或个人提供的担保，并自行签订外保内贷合同：</p> <p>(1) 债务人为在境内注册经营的非金融机构。</p> <p>(2) 债权人为在境内注册经营的金融机构。</p> <p>(3) 担保标的为本外币贷款（不包括委托贷款）或有约束力的授信额度。</p> <p>(4) 担保形式符合境内、外法律法规。</p> <p>境内机构不得超出上述范围办理外保内贷业务。</p> <p>2. 外保内贷业务发生境外担保履约的，境内债务人应到所在地外汇局办理短期外债签约登记及相关信息备案手续。在境内债务人偿清其对境外担保人的债务之前，境内债务人应暂停签订新的外保内贷合同；已经签订外保内贷合同但尚未提款或尚未全部提款的，境内债务人应暂停办理新的提款。</p> <p>3. 担保人为第三方债务人向债权人提供物权担保，构成外保内贷的，应当按照本指引办理担保登记手续，并遵守相关规定。</p>	<p>1. 国内の非金融機関が国内の金融機関から貸付を借り入れる、あるいは与信限度額を取得する場合、以下の条件を同時に充足すると的前提の下、国外機構あるいは個人が差し入れる担保を受け入れ、「外保内貸」契約を自ら締結することができる：</p> <p>(1) 債務者が国内で登記・経営する非金融機関である。</p> <p>(2) 債権者が国内で登記・経営する金融機関である。</p> <p>(3) 担保の対象が人民元・外貨の貸付（委託貸付を含まない）あるいは拘束力を有する与信限度額である。</p> <p>(4) 担保の形式が国内・国外の法律・法規に合致している。</p> <p>国内機構は、上述の範囲を超過して「外保内貸」業務を行ってはならない。</p> <p>2. 「外保内貸」業務に国外での担保履行が発生した場合、国内債務者は、所在地の外管局で短期外債締結登記および関連情報の備案手続きを行わなければならない。国内債務者がその国外担保人に対する債務を返済するまでは、国内債務者は、新たな「外保内貸」契約の締結を暫時停止しなければならない；すでに「外保内貸」契約を締結しているが、引出を行っていない、あるいは全額引き出していない場合、国内債務者は、新たな引出の手続きを暫時停止しなければならない。</p> <p>3. 担保人が第三者債務者のために債権者に物権担保を差し入れ、「外保内貸」が成立する場合、本ガイドに基づき担保登記手続きを行い、関連</p>

<p>4. 担保人、债务人不得在明知或者应知担保履约义务确定发生的情况下签订跨境担保合同。担保人、债务人和债权人可按照合理商业原则，依据以下标准判断担保合同是否具备明显的担保履约意图：</p> <p>(1) 签订担保合同时，债务人自身是否具备足够的清偿能力或可预期的还款资金来源。</p> <p>(2) 担保项下借款合同规定的融资条件，在金额、利率、期限等方面与债务人声明的借款资金用途是否存在明显不符。</p> <p>(3) 担保当事各方是否存在通过担保履约提前偿还担保项下债务的意图。</p> <p>(4) 担保当事各方是否曾经以担保人、反担保人或债务人身份发生过恶意担保履约或债务违约。</p> <p>5. 非银行金融机构参照本项指引办理相关业务，另有规定的从其规定。</p> <p>6. 中资非金融企业及选择宏观审慎管理模式的外商投资企业因外保内贷履约形成的对外负债，应直接占用该企业跨境融资风险加权余额。因此造成企业外债超出跨境融资风险加权余额上限的，按未经批准擅自对外借款进行处理。</p> <p>7. 选择“投注差”模式的外商投资企业因外保内贷履约形成的对外负债，其未偿本金余额不得超过其上年末经审计的净资产数额。超出上述限额的，须占用其自身的外债额度；外债额度仍然不够的，按未经批准擅自对外借款进行处理。</p> <p>8. 境内债务人（担保人）等对外支付（收取）担保费，可按照服务贸易外汇管理有关规定，提交加盖公章的担保合同主要条款复印件、担保费通知书等真实性证明材料，直接在银行办理。</p>	<p>規定を遵守しなければならない。</p> <p>4. 担保人・債務者は、担保履行義務の発生が確実なことを知っている、あるいは知っているべき状況において、クロスボーダー担保契約を締結してはならない。担保人・債務者および債権者は、合理的なビジネス原則に基づき、以下の基準に依拠して担保契約に明らかな担保履行の意図があるか否かを判断することができる：</p> <p>(1) 担保契約の締結時、債務者自身が十分な返済能力あるいは予測可能な返済原資を備えているか。</p> <p>(2) 担保項目の借入契約で規定した融資条件に、金額・利率・期限などの方面において債務者が表明した借入資金の用途と明らかな不一致がないか。</p> <p>(3) 担保の各当事者に担保履行を通じた担保項目の債務の期日前返済の意図がないか。</p> <p>(4) 担保の各当事者に過去、担保人・反担保人（裏保証人）あるいは債務者の身分で悪意のある担保履行あるいは債務違約を発生させたことがないか。</p> <p>5. 非銀行金融機関は、本項目を参照して関連業務を取り扱い、別の規定がある場合その規定に従う。</p> <p>6. 内資非金融企業およびマクロプルーデンス管理モデルを選択している外商投資企業に「外保内貸」の履行により生じた対外負債は、当該企業のクロスボーダー融資リスク加重残高を直接占用しなければならない。これにより、企業の外債がクロスボーダー融資リスク加重残高の上限超過が生じる場合、批准を受けていない無断の対外借入として処理する。</p> <p>7. 「投注差」モデルを選択している外商投資企業に「外保内貸」の履行により生じた対外負債について、その未返済の元本残高は、その前年度末の監査済の純資産総額を超過してはならない。上述の限度額を超過した場合、自身の外債限度額を占用しなければならない；外債限度額が依然として不足する場合、批准を受けていない無断の対外借入として処理する。</p> <p>8. 国内債務者（担保人）などの担保料の対外支払（受取）は、サービス貿易外貨管理関連規定に基づき、公印を押捺した担保契約の主要条項の写し・担保料通知書などの真実性証明資料を提出し、直接銀行で行うことができる。</p>
--	---

8.7 内保外贷项下履约款购付汇及收结汇

8.7 「内保外貸」項目の履行に係る外貨転・対外支払および受取・人民元転

参考法規（原文まま）	
1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。 2. 《国家外汇管理局关于发布〈跨境担保外汇管理规定〉的通知》（汇发〔2014〕29 号）。 3. 《国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实合规性审核的通知》（汇发〔2017〕3 号）。	
审核材料	審査書類
<b>一、銀行作为担保人的内保外贷履约款购付汇</b> 1. 内保外贷履约证明材料（银行发生内保外贷担保履约时可提供索偿报文及履约原因说明）。 2. 外汇局关于银行内保外贷履约款购付汇的备案文件。  <b>二、銀行为非銀行机构作为担保人的内保外贷履约款办理购付汇</b> 1. 内保外贷履约证明材料。 2. 《内保外贷登记表》和业务登记凭证。  <b>三、銀行作为担保人的内保外贷履约后形成銀行自身对外債權的清收款收结汇</b> 对外債權登記証憑。  <b>四、非銀行机构作为担保人的内保外贷履约后形成对外債權的清收款收结汇</b> 对外債權登記証憑。	<b>一、銀行が担保人となる「内保外貸」の履行に係る外貨転・対外支払</b> 1. 「内保外貸」履行の証明資料（銀行は「内保外貸」の履行発生時に求償通知および履行の原因説明を提供可能）。 2. 外管局の銀行による「内保外貸」履行代金の外貨転・対外支払に関する備案文書。  <b>二、銀行が非銀行機関が担保人となる「内保外貸」履行代金のための外貨転・対外支払手続き</b> 1. 「内保外貸」履行の証明資料。 2. 《内保外貸登记表》および業務登記証憑。  <b>三、銀行が担保人となる「内保外貸」履行後に生じる銀行自身の对外債權の回収代金に係る受取・人民元転</b> 对外債權登記証憑。  <b>四、非銀行機関が担保人となる「内保外貸」履行後に生じる对外債權の回収代金に係る受取・人民元転</b> 对外債權登記証憑。
审核原則	審査原則
<b>1. 担保履約</b> (1) 汇发〔2017〕3 号文件实施（2017 年 1 月 26 日）后銀行新提供的内保外貸，如果发生担保项下主債務違約，銀行应先使用自有資金履約，不得以反担保資金直接购匯履約；銀行履約后造成本外幣資金不匹配的，需經所在地外匯分局（外匯管理部）資本項目管理部門備案后辦理結匯匯相關手續。  (2) 非銀行机构发生担保履約的，可凭加盖外匯局	<b>1. 担保履行</b> (1) 匯發〔2017〕3 号文書の实施（2017 年 1 月 26 日）後、銀行が新たに提供した「内保外貸」について、担保項目の主債務に違約が発生した場合、銀行が先に自己保有資金を使用して履行しなければならず、反担保資金により直接外貨転して履行してはならない；銀行の履行後、人民元および外貨資金のミスマッチが生じた場合、所在地の外管局分局（外貨管理部）の資本項目管理部門への備案後に両替関連手続きを行わなければならない。  (2) 非銀行機関に担保履行が発生した場合、外管

印章の担保登記凭证直接到银行办理担保履约项下购汇及对外支付。在办理国际收支间接申报时,须填写该笔担保登记时取得的业务编号。

## 2. 对外债权登记

内保外贷发生担保履约的,成为对外债权人的境内担保人或境内反担保人,应办理对外债权登记。

- (1) 银行为企业办理内保外贷履约资金汇出时,应向企业出具提示函,提示其在担保履约之日起 15 个工作日内到所在地外汇局办理对外债权登记,并按规定办理与对外债权相关的变更、注销手续。

银行内保外贷履约后,如银行最终成为对外债权人,应按规定及时报送相应的对外债权信息。如反担保企业最终成为对外债权人,银行应在进行反担保清收时,向其出具提示函,提示其在反担保清收之日起 15 个工作日内到所在地外汇局办理对外债权登记。

- (2) 对外债权人为非银行机构时,其向债务人追偿所得资金为外汇的,在向银行说明资金来源、银行确认境内担保人已按照相关规定办理对外债权登记后可以办理结汇。

- (3) 境内担保人向境内债权人支付担保履约款,或境内债务人向境内担保人偿还担保履约款的,因担保项下债务计价结算币种为外币而付款人需要办理境内外汇划转的,付款人可直接在银行办理相关付款手续。

3. 境内机构为自身债务提供跨境物权担保的,不需要办理担保登记。担保人以法规允许的方式用抵押物折价清偿债务,或抵押权人变卖抵押物后申请办理对外汇款时,担保人参照一般外债的还本付息办理相关付款手续。

4. 担保人、债务人、债权人申请办理与跨境担保相

局が押捺した担保登記証憑に基づき直接銀行で担保履行項目の外貨転および対外支払を行うことができる。国際収支間接申告を行う際は、当該担保登記時に取得した業務番号を記入しなければならない。

## 2. 对外債権登記

「内保外貸」に担保履行が発生した場合、対外債権者となる国内担保人あるいは国内反担保人は、対外債権登記を行わなければならない。

- (1) 銀行は、企業の「内保外貸」履行に係る資金送金を取り扱う場合、企業に提示レターを発行し、担保履行日より 15 営業日以内に所在地の外管局で対外債権登記を行い、規定に基づき対外債権に関わる変更・抹消手続きを行うよう注意を促さなければならない。

銀行による「内保外貸」の履行後、銀行が最終的に対外債権者となる場合、規定に基づき速やかに相応する対外債権情報を送信・報告しなければならない。反担保企業が最終的に対外債権者となる場合、銀行は、反担保による全額回収時、当該企業に提示レターを発行し、反担保による全額回収日より 15 営業日以内に所在地の外管局で対外債権登記を行うよう注意を促さなければならない。

- (2) 対外債権者が非銀行機関であり、債務者からの求償により所得した資金が外貨の場合、銀行に資金原資を説明し、銀行は、国内担保人がすでに関連規定に基づき対外債権登記を行っていることを確認後に人民元転を取り扱うことができる。

- (3) 国内担保人が国内債権者に担保履行代金を支払う、あるいは国内債務者が国内担保人に担保履行代金を返済する場合、担保項目の債務が外貨建てであり、決済通貨が外貨のため、支払人の国内外貨振替が必要となる場合、支払人は、直接銀行で関連支払手続きを行うことができる。

3. 国内機構が自身の債務のためにクロスボーダー物件担保を差し入れる場合、担保登記を行う必要はない。担保人が法規の許可する方式により抵当物により代金を控除する債務返済、あるいは抵当権者の抵当物の換金後に対外送金手続きを申請する場合、担保人は、一般的な外債の元本返済・利息支払を参照して関連支払手続きを行う。

4. 担保人・債務者・債権者がクロスボーダー担保

<p>关的购付汇和收结汇时，银行应对跨境担保交易的背景进行尽职审查，以确定该担保合同符合中国法律法规和跨境担保外汇管理规定。</p>	<p>に係る外貨転・対外支払および受取・人民元転手続きを申請する場合、銀行は、クロスボーダー担保取引の背景についてデューデリジェンス審査を行い、当該担保契約が中国の法律・法規およびクロスボーダー担保の外貨管理規定に合致していることを確定しなければならない。</p>
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>
<p>担保合同（或保函）与履约币种原则上应保持一致。</p>	<p>担保契約（あるいは保証状）と履行通貨は、原則、一致していなければならない。</p>

8.8 外保内贷项下担保履约款入账  
8.8 「外保内貸」項目の担保履行に係る入金

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</p> <p>2. 《国家外汇管理局关于发布〈跨境担保外汇管理规定〉的通知》（汇发〔2014〕29 号）。</p>	
审核材料	審査書類
<p>1. 书面申请。</p> <p>2. 担保履约证明文件（如果属于银行保函履约，证明文件就是银行发送的索偿报文，如为外文，需附主要条款翻译件）。</p>	<p>1. 書面申請。</p> <p>2. 担保履行証明文書（銀行の保証状の履行に属する場合、証明文書は銀行が発送した求償通知とし、外国語の場合、主要条項の翻訳を添付）。</p>
审核原则	審査原則
<p>1. 发生外保内贷履约的，金融机构可直接与境外担保人办理担保履约收款。</p> <p>2. 境内非银行金融机构为债权人，发生境外担保人履约的，境内非银行金融机构在办理国际收支间接申报时，应在申报单上填写该笔外保内贷登记时取得的业务编号。</p> <p>3. 担保人、债务人、债权人申请办理与跨境担保相关的购付汇和收结汇时，银行应对跨境担保交易的背景进行尽职审查，以确定该担保合同符合中国法律法规和跨境担保外汇管理规定。</p>	<p>1. 「外保内貸」の履行が発生した場合、金融機関は直接、国外担保人と担保履行の代金受取を行うことができる。</p> <p>2. 国内非銀行金融機関が債権者であり、国外担保人の履行が発生した場合、国内非銀行金融機関は、国際収支間接申告を行う際に、申告書に当該「外保内貸」登記時に取得した業務番号を記入しなければならない。</p> <p>3. 担保人・債務者・債権者がクロスボーダー担保に関わる外貨転・対外支払および受取・人民元転の手続きを申請する場合、銀行は、当該担保契約が中国の法律・法規およびクロスボーダー担保の外貨管理規定に合致していることを確定するために、クロスボーダー担保取引の背景についてデューデリジェンス審査を行わなければならない。</p>
注意事项	注意事項
<p>1. 外保内贷业务发生境外担保履约的，境内债务人应在担保履约后 15 个工作日内到所在地外汇局办</p>	<p>1. 「外保内貸」業務に国外での担保履行が発生した場合、国内債務者は、担保履行後 15 営業日以</p>

<p>理短期外债签约登记及相关信息备案。</p> <p>2. 金融机构办理外保内贷履约，如担保履约资金与担保项下债务提款币种不一致而需要办理结汇或购汇的，由其分行或总行/总部汇总自身及下属分支机构的担保履约款结汇（或购汇）申请后，向其所在地外汇局集中提出申请。</p> <p>3. 中资非金融企业及选择宏观审慎管理模式的外商投资企业因外保内贷履约形成的对外负债，应直接占用该企业跨境融资风险加权余额。因此造成企业外债超出跨境融资风险加权余额上限的，按未经批准擅自对外借款进行处理。</p> <p>4. 选择“投注差”模式的外商投资企业因外保内贷履约形成的对外负债，其未偿本金余额不得超过其上年未经审计的净资产数额。超出上述限额的，须占用其自身的外债额度；外债额度仍然不够的，按未经批准擅自对外借款进行处理。</p>	<p>内に所在地の外管局で短期外債締結登記および関連情報の備案手続きを行わなければならない。</p> <p>2. 金融機関が「外保内貸」履行を取り扱う際に、担保履行資金と担保項目の債務引出通貨が一致しないため、人民元転あるいは外貨転を行う必要がある場合、その支店あるいは本店/本部が自社およびその下に属する分支機構の担保履行代金の人民元転（あるいは外貨転）の申請を取りまとめ、その所在地の外管局に申請を一括で提出する。</p> <p>3. 内資非金融企業およびマクロプルーデンス管理モデルを選択している外商投資企業に「外保内貸」履行により生じた対外負債は、当該企業のクロスボーダー融資リスク加重残高を直接占用しなければならない。これにより、企業の外債がクロスボーダー融資リスク加重残高の上限超過が生じる場合、批准を受けていない無断の対外借入として処理する。</p> <p>4. 「投注差」モデルを選択している外商投資企業に「外保内貸」履行により生じた対外負債について、その未返済の元本残高は、その前年度末の監査済の純資産総額を超過してはならない。上述の限度額を超過した場合、自身の外債限度額を占用しなければならない；外債限度額が依然として不足する場合、批准を受けていない無断の対外借入として処理する。</p>
---	--

8.9 非金融机构国内外汇贷款账户开立、使用及关闭

8.9 非金融機関の国内外貨借入口座の開設・使用および閉鎖

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</p> <p>2. 《国家外汇管理局关于实施国内外汇贷款外汇管理方式改革的通知》（汇发〔2002〕125 号）。</p> <p>3. 《国家外汇管理局关于精简外汇账户的通知》（汇发〔2019〕29 号）。</p>	
审核材料	審査書類
<p>一、国内外汇贷款账户开立 国内外汇贷款合同。</p> <p>二、国内外汇贷款使用</p> <p>1. 申请书或申请表。</p> <p>2. 交易背景的相关真实性证明材料。</p>	<p>一、国内外貨借入口座の開設 国内外貨借入契約書。</p> <p>二、国内外貨借入の使用</p> <p>1. 申請書あるいは申請表。</p> <p>2. 取引背景の関連真実性証明資料。</p>

<p><b>三、国内外汇贷款还本付息</b> 1. 申请书或申请表。</p> <p>2. 境内外汇贷款合同等相关真实性凭证。</p> <p><b>四、国内外汇贷款账户关闭</b> 关户申请。</p>	<p><b>三、国内外貨借入の元本返済・利息支払</b> 1. 申請書あるいは申請表。</p> <p>2. 国内外貨借入契約書などの関連真实性エビデンス。</p> <p><b>四、国内外貨借入口座の閉鎖</b> 口座閉鎖申請。</p>
<p>審核原則</p>	<p>審査原則</p>
<p><b>一、国内外汇贷款账户开立</b> 境内债务人（借款人）应开立国内外汇贷款账户存放国内外汇贷款与外汇委托贷款（以下统称“国内外汇贷款”）资金及还款资金。多笔境内外汇贷款可共用一个国内外汇贷款账户。</p> <p><b>二、国内外汇贷款账户收支范围</b> 1. 收入范围：国内外汇贷款本金及其产生的利息，划入的还款资金本息，同一债务人其他国内外汇贷款账户划入的资金。</p> <p>2. 支出范围：偿还国内外汇贷款本息，划转至同一债务人的其他国内外汇贷款账户，经常项目外汇支出及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的资本项目外汇支出。</p> <p><b>三、国内外汇贷款使用</b> 1. 债权人（金融机构）应履行展业原则，在为境内债务人办理境内外汇贷款资金支付时承担真实性合规性审核责任。境内外汇贷款资金用于跨境支付及经常项目支出的，应符合相关的经常项目、资本项目外汇管理规定。</p> <p>2. 出口贸易融资业务项下资金，在金融机构放款及企业实际收回出口货款时，均可直接划入企业经常项目外汇账户，资金结汇和使用应符合相关经常项目外汇管理规定。除此以外的国内外汇贷款资金，均须划入国内外汇贷款账户。国内外汇贷款账户内的外汇委托贷款资金管理遵照《国家外汇管理局关于发布〈境内企业内部成员外汇资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发〔2009〕49号）等规定执行。</p>	<p><b>一、国内外貨借入口座の開設</b> 国内債務者（借入人）は、国内外貨借入口座を開設し国内外貨借入および外貨委託貸付（以下、「国内外貨借入」）資金および返済資金を預け入れなければならない。複数の国内外貨借入で一つの国内外貨借入口座を共用することができる。</p> <p><b>二、国内外貨借入口座の入出金範囲</b> 1. 入金範囲：国内外貨借入の元本および当該借入から生じる利息、振替入金される資金返済に係る元本・利息、同一債務者のその他国内外貨借入口座から振替入金される資金。</p> <p>2. 出金範囲：国外外貨借入の返済に係る元本・利息、同一債務者のその他国内外貨借入口座への振替、經常項目外貨支出、および外管局（銀行）の登記あるいは外管局の認可を経た資本項目外貨支出。</p> <p><b>三、国外外貨借入の使用</b> 1. 債権者（金融機関）は、業務実施原則を履行し、国内債務者の国内外貨借入資金の支払を取り扱う際、真实性・コンプライアンス性審査の責任を負わなければならない。国内外貨借入資金をクロスボーダー支払および經常項目支出に用いる場合、関連する經常項目・資本項目の外貨管理規定に合致していなければならない。</p> <p>2. 輸出トレードファイナンス業務項目の資金について、金融機関が実行および企業が輸出貨物代金を実際に回収する場合、いずれも企業の經常項目外貨口座に直接入金することができるが、資金の人民元転および使用は、関連經常項目外貨管理規定に合致していなければならない。これ以外の国内外貨借入資金は、すべて国内外貨借入口座に入金しなければならない。国内外貨借入口座内の外貨委託貸付資金の管理は、《国家外貨管理局：〈国内企業内部メンバーの外貨資金集中運用管理規定〉公布に関する通知》（匯発〔2009〕49号）などの規定に従い執行する。</p>

3. 具有货物贸易出口背景的境内外汇贷款，可由债务人自行选择按支付结汇或意愿结汇方式办理结汇手续，除此以外的其他境内外汇贷款不允许结汇。选择意愿结汇的，应同时开立与之对应的结汇待支付账户，或与其他资本项目外汇收入共用一个结汇待支付账户。银行审核结汇资金使用的真实性与合规性，并在贷款合同正本中签注本次结汇金额及尚可结汇金额，结汇后人民币资金用途应与货物贸易出口背景相符。此类结汇应申报为“924010 国内银行及其他金融机构外汇贷款本金结汇”或“924020 委托贷款本金结汇”。

4. 国内外汇贷款资金用于办理外汇衍生产品业务的，应符合《银行办理结售汇业务管理办法实施细则》的相关规定。不允许结汇的境内外汇贷款资金，不得办理与结汇交易背景相关的外汇衍生产品业务；不允许购汇偿还的境内外汇贷款，不得办理与购汇交易背景相关的外汇衍生产品业务。

5. 同一债务人在不同金融机构开立的同名国内外汇贷款账户之间进行原币划转，划出行应在境内划转申报时注明“国内外汇贷款账户同名划转”字样，收款行应核对收款账号是否为国内外汇贷款专户。

6. 金融机构为债务人办理境内外汇贷款资金外币划转业务后，应及时完成国际收支申报或境内划转收支申报。

#### 四、国内外汇贷款还本付息

1. 债务人应以货物贸易出口收汇资金偿还出口贸易融资（含已结汇使用的具有货物贸易出口背景的境内外汇贷款），原则上不允许购汇偿还。除此以外的境内外汇贷款，债务人可以自有外汇或人民币购汇偿还。即：允许结汇的具有货物贸易出口背景的境内外汇贷款不得购汇还贷，其他不允许结汇的可以购汇还贷。银行按国内外汇贷款业

3. 貨物貿易輸出背景を有する国内外貨借入は、債務者が支払人民元転あるいは任意人民元転方式を自身で選択して人民元転手続きを行うことができ、これ以外のその他国内外貨借入は、人民元転を許可しない。任意人民元転を選択した場合、これに対応する人民元転支払待機口座を開設、あるいはその他の資本項目外貨収入と共用する一つの人民元転支払待機口座を同時に開設しなければならない。銀行は、人民元転資金の使用に対して真実性およびコンプライアンス性を審査し、借入契約書正本に今回の人民元転の金額および人民元転可能金額を注記しなければならない。人民元転後の人民元資金の用途は、貨物貿易の輸出背景と一致していなければならない。この種の人民元転は、「924010 国内銀行およびその他金融機関の外貨借入元本の人民元転」あるいは「924020 委託貸付元本の人民元転」として申請しなければならない。

4. 国内外貨借入資金を外貨デリバティブ商品業務に用いる場合、《銀行の両替業務取扱管理弁法実施細則》の関連規定に合致しなければならない。人民元転が許可されていない国内外貨借入資金は、人民元転取引背景に関わる外貨デリバティブ商品業務を取り扱ってはならない；外貨転による返済が許可されていない国内外貨借入は、外貨転取引背景に関わる外貨デリバティブ商品業務を取り扱ってはならない。

5. 同一債務者が異なる金融機関で開設した同名義の国内外貨借入口座間で原通貨による振替を行う場合、仕向行は、国内振替申告の際に、「国内外貨借入口座の同名義振替」と注記しなければならない。被仕向行は、受取口座の番号が国内外貨借入専用口座であるか否かを確認しなければならない。

6. 金融機関は、債務者の国内外貨借入資金の外貨振替業務の取扱後、速やかに国際収支申告あるいは国内振替収支申告を完了させなければならない。

#### 四、国内外貨借入の元本返済・利息支払

1. 債務者は、貨物貿易輸出に係る外貨受取資金により輸出トレードファイナンス（人民元転して使用済の貨物貿易輸出背景を有する国内外貨借入を含む）を返済する場合、原則、外貨転による返済を許可しない。これ以外の国内外貨借入について、債務者は、自己保有する外貨あるいは人民元の外貨転代り金により返済することが

务类型为债务人办理购汇，应申报为“921020 偿还进口押汇”、“924010 偿还国内银行及其他金融机构外汇贷款本金”或“924020 偿还委托贷款本金”。

2. 已经进入国内外汇贷款账户且按照规定结汇使用的国内外汇贷款，债务人应以自有外汇或货物贸易出口收汇资金偿还，原则上不允许购汇偿还。如货物贸易出口确实无法按期收汇且债务人没有其他外汇资金可用于偿还境内外汇贷款，应由债务人通过购汇银行向购汇银行所在地外汇局资本项目管理部门备案后，方可办理购汇偿还境内外汇贷款相关手续。此类购汇应申报为“924010 偿还国内银行及其他金融机构外汇贷款本金”或“924020 偿还委托贷款本金”。

3. 国内外汇贷款的债权人与债务人购、付汇银行不是同一家机构的，债权人应向债务人出具《还本付息通知单》并在其上加注：“已按照国家外汇管理局国内外汇贷款外汇管理有关规定进行了真实性、合规性审核，请\_\_\_\_银行\_\_\_\_分（支）行协助办理有关售、付汇手续”，并签字加盖业务公章。售、付汇银行须凭债权人加注、盖章的还本付息通知单办理售汇和境内外汇划转手续。

4. 债务人可以自有外汇资金提前偿还已结汇使用的国内外汇贷款。债务人需购汇提前偿还境内外汇贷款时，售、付汇银行应审核贷款合同中提前还款相关条款。贷款合同中无提前还款条款的，债务人（借款人）最多可提前 5 个工作日购汇进入国内外汇贷款账户。

できる。すなわち、人民元転が許可されている貨物貿易輸出背景を有する国内外貨借入は、外貨転による借入返済は不可、その他人民元転が許可されていない場合、外貨転による返済は可能である。銀行は、国内外貨借入業務の類型に基づき債務者の外貨転を取り扱う場合、「921020 輸入荷為替の返済」・「924010 国内銀行およびその他金融機関の外貨借入元本の返済」あるいは「924020 委託貸付元本の返済」として申告しなければならない。

2. 国内外貨借入口座に着金済かつ規定に基づき人民元転して使用した国内外貨借入について、債務者は、自己保有の外貨あるいは貨物貿易輸出に係る外貨受取資金により返済しなければならず、原則、外貨転による返済を許可しない。貨物貿易の輸出について、確かに期限に従い外貨を受け取ることができず、かつ債務者に国内外貨借入の返済に用いるためのその他外貨資金がない場合、債務者は、外貨転銀行を通じて外貨転銀行の所在地の外管局の資本項目管理部門への備案後に、外貨転による国内外貨借入の返済関連手続きを行わなければならない。この種の外貨転は、「924010 国内銀行およびその他金融機関の外貨借入元本の返済」あるいは「924020 委託貸付元本の返済」として申請しなければならない。

3. 国内外貨借入の債権者と債務者の外貨転・対外支払の銀行が同一機関でない場合、債権者は、《元本返済・利息支払通知書》を作成し、かつ「国家外貨管理局の国内外貨借入外貨管理関連規定に基づき真実性・コンプライアンス性を実施済、\_\_\_\_銀行\_\_\_\_支（分）店には関連外貨買い・対外支払手続きに協力いただきたい」と注記し、署名のうえ業務印を押捺しなければならない。外貨売り・対外支払銀行は、債権者が注記・押捺した元本返済・利息支払通知書に基づき、外貨売りおよび国内外貨振替手続きを取り扱わなければならない。

4. 債務者は、自己保有外貨資金により人民元転して使用済の国内外貨借入を期日前返済することができる。債務者が外貨転して国内外貨借入を期日前返済する必要がある場合、外貨売り・対外支払銀行は、借入契約書の期日前返済の関連条項を審査しなければならない。借入契約書に期日前返済の条項がない場合、債務者（借入人）は、最多で 5 営業日まで事前に外貨転して国内外貨借入口座に入金することができる。

<p><b>五、国内外汇贷款账户关闭</b>          债务人申请关闭国内外汇贷款账户时，账户存续期内的外汇利息收入可自行办理结汇，可原币划转至同名经常项目外汇结算账户，或划转至开立在其他银行同名国内外汇贷款账户。</p>	<p><b>五、国内外貨借入口座の閉鎖</b>          債務者が国内外貨借入口座の閉鎖を申請する際、口座の存続期間内の外貨利息収入は、自ら人民元転することができ、原通貨により同名義の經常項目外貨決済口座に振り替えることも、あるいはその他の銀行に開設した同名義の国内外貨借入口座に振り替えることもできる。</p>
---	--

8.10 跨国公司国内资金主账户开立及关闭  
**8.10 多国籍企業の国内資金主口座の開設および閉鎖**

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</p> <p>2. 《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司跨境资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发〔2019〕7号）。</p>	
审核材料	審査書類
<p>跨国公司的主办企业可持备案通知书，在经备案的合作银行直接开立国内资金主账户，办理跨境资金集中运营相关业务。</p>	<p>多国籍企業の主幹企業は、備案通知書を持参して、備案済の協力銀行で直接国内資金主口座を開設し、クロスボーダー資金集中運用関連業務を行うことができる。</p>
审核原则	審査原則
<p>1. 国内资金主账户可以是多币种（含人民币）账户，开户数量不予限制，但应符合审慎监管要求；国内资金主账户允许日间及隔夜透支；透支资金只能用于对外支付，收到资金后应优先偿还透支款。</p> <p>2. 国内资金主账户收入支出范围：          收入范围：境内成员企业从境外直接获得的经常项目收入；境内成员企业经常项目账户、资本金账户、资产变现账户划入；集中额度内从境外融入的外债和收回的境外放款本息；购汇存入（经常项目项下对外支付购汇所得资金、购汇境外放款或偿还外债资金）；存款本息；同一主办企业其它国内资金主账户资金划转收入；外汇局核准的其他收入。</p> <p>除另有规定外，跨国公司境内成员企业向境内存款性金融机构借入的外汇贷款不得进入国内资金主账户（用于偿还外债、境外放款等除外）。</p>	<p>1. 国内資金主口座は、マルチカレンシー（人民元を含む）口座とすることができ、口座開設数は制限しないが、慎重性監督管理の要求に合致していなければならない；国内資金主口座は、日中およびオーバーナイトの貸越を許可する；貸越資金は、対外支払のみに用いることができ、資金の受領後、優先的に貸越金を返済しなければならない。</p> <p>2. 国内資金主口座の入出金範囲：          入金範囲：国内メンバー企業が国外から直接取得した經常項目収入；国内メンバー企業の經常項目口座・資本金口座・資産現金化口座からの振替入金；集中限度額内で国外から調達する外債および回収する対外貸付の元本・利息；外貨転による預入（經常項目対外支払に係る外貨転代り金・外貨転による対外貸付あるいは外債返済資金）；預金元本・利息；同一主幹企業のその他の国内資金主口座の資金振替に係る入金；外管局が認可したその他収入。</p> <p>別の規定がある場合を除き、多国籍企業の国内メンバー企業が国内の預金性金融機関から借り入れた外貨借入は、国内資金主口座に入金してはならない（外債返済・対外貸付などに用いる場合を除く）。</p>

支出范围：境内成员企业向境外的经常项目支出；向境内成员企业经常项目账户、资本金账户、资产变现账户划出；集中额度内向境外融出的境外放款和偿还的外债本息；结汇；存款划出；交存款准备金；同一主办企业其它国内资金主账户资金划转支出；外汇局核准的其他支出。

3. 国内资金主账户跨境资金收付应按现行规定办理国际收支申报。国内资金主账户涉及外债资金收付的，资金净融入金额（即外债余额）不得超过经备案的外债集中额度；涉及境外放款资金收付的，资金净融出金额（即境外放款余额）不得超过经备案的境外放款集中额度。
4. 国内资金主账户与境外经常项目收付以及结售汇，包括集中收付和轧差净额结算等，由经办银行按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则办理相关手续。对于资金性质不明确的，银行应当要求主办企业提供相关单证，服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。
5. 国内资金主账户可集中办理经常项下、直接投资、外债和境外放款项下结售汇。对于直接投资、外债和境外放款项下流入资金，在国内资金主账户内支付使用适用资本项目收入支付便利化政策（参见“10.3 本项目外汇收入支付便利化业务”）。
6. 主办企业应当按规定进行涉外收付款申报；主办企业为财务公司或指定申报主体的，还应当按照《国家外汇管理局关于印发〈对外金融资产负债及交易统计制度〉的通知》（汇发〔2018〕24号）的规定进行申报。

出金範圍：国内メンバー企業の国外への經常項目支払；国内メンバー企業の經常項目口座・資本金口座・資産現金化口座への振替出金；集中限度額内で国外に資金を融通する対外貸付および返済する外債元本・利息；人民元転；預金の振替出金；預金準備金の納付；同一主幹企業のその他の国内資金主口座への資金振替に係る出金；外管局が認可したその他支出。

3. 国内資金主口座のクロスボーダー資金受払は、現行の規定に基づき国際収支申告を行わなければならない。国内資金主口座が外債資金の受払に関わる場合、資金のネット流入額（つまり外債残高）は、備案済の外債集中限度額を超過してはならない；対外貸付資金の受払に関わる場合、資金のネット流出額（つまり対外貸付残高）は、備案済の対外貸付集中限度額を超過してはならない。
4. 国内資金主口座における国外との經常項目受払および人民元転・外貨転には、集中受払およびネットティングなどを含み、取扱銀行が「Know Your Customer」「Know Your Business」「デューデリジェンス」などの業務実施原則に基づき関連手続きを取り扱う。資金の性質が不明確な場合、銀行は、主幹企業に関連エビデンスを提出するよう要求しなければならず、サービス貿易などの項目の対外支払は、引き続き規定に基づき税務備案表を提出しなければならない。
5. 国内資金主口座は、經常項目・直接投資・外債および対外貸付項目の人民元転・外貨転を集中して行うことができる。直接投資・外資および対外貸付項目の流入資金について、国内資金主口座内の支払・使用は、資本項目収入支払利便化政策を適用する（「10.3 資本項目外貨収入支払利便化業務」参照）。
6. 主幹企業は、規定に基づき対外受払申告を行わなければならない；主幹企業が財務公司である、あるいは申告主体を指定する場合、さらに《国家外貨管理局：〈对外金融資産負債および取引統計制度〉印刷・公布に関する通知》（匯發〔2018〕24号）の規定に基づき申告を行わなければならない。

## 八、证券投资业务 八、証券投資業務

(仮訳省略)

## 九、综合业务

## 九、総合業務

### 10.1 资本项目收入结汇

### 10.1 資本項目収入の人民幣転

参考法規（原文まま）

1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。
2. 《国家外汇管理局关于改革外商投资企业外汇资本金结汇管理方式的通知》（汇发〔2015〕19 号）。
3. 《国家外汇管理局关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知》（汇发〔2016〕16 号）。
4. 《国家外汇管理局关于优化外汇管理支持涉外业务发展的通知》（汇发〔2020〕8 号）。

审核材料	審査書類
<p><b>一、支付结汇制</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《资本项目账户资金支付命令函》。</li> <li>2. 货币出资入账登记表（仅限于外国投资者跨境汇入的资本金）。</li> <li>3. 本银行前一笔结汇（包括意愿结汇和支付结汇）资金使用的真实性证明材料（如果在办理前一笔资金支付时，银行已审核该笔业务的真实性与合规性，银行在办理本笔支付时无需重复审核），前一笔结汇用途为备用金的，银行可不要求其提供真实性证明材料。（仅限于不适用资本项目收入支付便利化方式的前期费用、资本金、外债资金）</li> <li>4. 境外上市公开披露文件及关于变更或明确对应资金用途的董事会或股东大会决议（仅限于不适用资本项目收入支付便利化方式的境外上市资金）。</li> </ol> <p><b>二、意愿结汇制</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《资本项目账户资金支付命令函》。</li> <li>2. 货币出资入账登记表（仅限于外国投资者跨境汇入的资本金结汇）。</li> </ol> <p><b>三、资产变现账户可凭相关业务登记凭证直接在银行办理结汇。</b></p>	<p><b>一、支払人民幣転制</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《資本項目口座資金支払指図書》。</li> <li>2. 貨幣出資入金登記表（外国投資家がクロスボーダーで入金する資本金の場合のみ）。</li> <li>3. 当該銀行で前回は行った人民幣転代り金（任意人民幣転および支払人民幣転を含む）の使用に係る真実性証明資料（前回の資金支払の際に、銀行が当該業務の真実性およびコンプライアンス性を審査している場合、銀行は今回の支払時、再審査は不要）、前回の人民幣転の使途が手元運転資金（備用金）だった場合、銀行は、真実性証明資料を提出するよう要求しなくてよい（資本項目収入支払利便化方式を適用しない初期費用・資本金・外債資金のみ）。</li> <li>4. 国外上場の公開開示文書および対応する資金使途の変更あるいは明確化に関する董事会あるいは株主大会決議（資本項目収入支払利便化方式を適用しない国外上場資金のみ）。</li> </ol> <p><b>二、任意人民幣転制</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《資本項目口座資金支払指図書》。</li> <li>2. 貨幣出資入金登記表（外国投資家がクロスボーダーで入金する資本金の人民幣転の場合のみ）。</li> </ol> <p><b>三、資産現金化口座は、関連業務登記証憑に基づき直接銀行で人民幣転を行うことができる。</b></p>

<p>四、保証金専用口座内の外貨資金可按规定结汇使用。交易达成需结汇使用或划转至第三方账户的，提供相关成交确认文件；其他划出，提交相关真实性、合法性证明材料。</p> <p>五、以中外合作开采海上或陆上油气田项目名义开立的账户内资金结汇</p> <p>1. 书面申请（包括中外合作开采油气田项目实施方、资金来源和结汇资金分类使用计划等）。</p> <p>2. 已报国家相关主管部门备案的证明文件。</p> <p>3. 结汇缴纳弃置费的，还应提供已报国家相关主管部门备案的《合作项目的弃置费预备（或调整）方案》或《合作项目的弃置费实施方案》。</p>	<p>四、保証金専用口座内の外貨資金は、規定に基づき人民幣転して使用することができる。取引成約により人民幣転して使用あるいは第三者の口座に振り替える必要がある場合、関連する成約確認文書を提出する；その他の振替は、関連真実性・合法性証明資料を提出する。</p> <p>五、中外合作の海上あるいは陸上油ガス田探掘プロジェクト名義により開設した口座内の資金の人民幣転</p> <p>1. 書面申請（中外合作の海上あるいは陸上油ガス田プロジェクトの実施プラン・資金原資および人民幣転資金の分類使用計画などを含む）。</p> <p>2. 国家関連主管部門に報告・備案済であることの証明文書。</p> <p>3. 人民幣転して放置量料を納付する場合、さらに国家関連主管部門に報告・備案済の《合作プロジェクト除去費用事前（あるいは調整）プラン》あるいは《合作プロジェクト放置料実施プラン》も提出しなければならない。</p>
<p>审核原则</p>	<p>審査原則</p>
<p>1. 本节所指资本项目收入包括直接投资、外债和境外上市资金。</p> <p>2. 境内机构资本项目外汇收入及其结汇所得人民币资金的使用应在企业经营范围內遵循真实、自用原则。可用于自身经营范围內的经常项下支出，以及法律法规允许的资本项下支出，并遵守以下规定：</p> <p>(1) 不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；</p> <p>(2) 除另有明确规定外，不得直接或间接用于证券投资；</p> <p>(3) 不得用于向非关联企业发放贷款，经营范围明确许可的情形除外；</p> <p>(4) 不得用于建设、购买非自用房地产（房地产企业除外）。</p> <p>境内机构与其他当事人之间对资本项目收入使用范围存在合同约定的，不得超出该合同约定的范围使用相关资金。企业可以自由选择按照支付结汇或意愿结汇使用其外汇资金。</p>	<p>1. 本節でいう資本項目収入には、直接投資・外債および国外上場資金を含む。</p> <p>2. 国内機構の資本項目外貨収入およびその人民幣代り金の使用は、企業の経営範囲内で真実・自社用との原則を遵守しなければならない。自社の経営範囲内に使用可能な經常項目支出および法律・法規で許可されている資本項目支出は、以下の規定を遵守しなければならない：</p> <p>(1) 直接あるいは間接的に企業の経営範囲以外あるいは国家の法律・法規が禁止する支出に使用してはならない；</p> <p>(2) 別の明確な規定がある場合を除き、直接あるいは間接的に証券投資に使用してはならない；</p> <p>(3) 非関連企業への貸付実行に使用してはならないが、経営範囲で明確に許可する場合を除く；</p> <p>(4) 非自社用不動産の建設・購入のために使用してはならない（不動産企業を除く）。</p> <p>国内機構とその他当事者間に資本項目収入の使用範囲に対する契約・約定が存在する場合、当該契約・約定の範囲を超過して関連資金を使用してはならない。企業は、支払人民幣あるいは任意人民幣転を自由に選択のうえ、これに基づきその外貨資金を使用することができる。</p>

<p>3. 非投資性外商投資企業在不違反現行外商投資准入特別管理措施（負面清單）且境內所投項目真實合規的前提下，可依法以資本金進行境內股權投資。</p> <p>4. 外國投資者跨境匯入的資本金，如未辦理境內直接投資貨幣出資入賬登記，不得辦理結匯、劃轉、付匯等業務。</p> <p>5. 單一機構每月資本項目收入的備用金（含意願結匯和支付結匯）支付累計金額不得超過等值 20 萬美元。</p> <p>6. 銀行應履行展業原則，在為境內機構辦理境內賬戶結匯和支付時承擔真實性審核責任。銀行應留存境內機構資本項目外匯收入結匯及使用的相關證明材料 5 年備查。</p> <p>7. 對於資本金、外債，由於企業確有特殊原因暫時無法提供真實性證明材料的，銀行可在履行盡職審查義務、確定交易具備真實交易背景的前提下為企業辦理相關結匯，辦理業務當日，向外匯局申報結匯信息時，在“結匯用途”欄中填寫“023”（即“特殊備案”）。銀行應在支付完畢後 20 個工作日內收齊並審核企業補交的相關證明材料，並重新申報該筆結匯信息，將原來填寫的“結匯用途”由“023”改為實際用途代碼。</p> <p>8. 銀行應按照《國家外匯管理局關於發布〈金融機構外匯業務數據採集規範（1.2 版）〉的通知》（匯發〔2019〕1 號）的要求，及時報送與結匯待支付賬戶（賬戶代碼為 2113）有關的開立、變更、注銷、境內外支付等信息。</p>	<p>3. 非投資性外商投資企業は、現行の外資投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）に違反しておらず、かつ国内で投資するプロジェクトが真実かつコンプライアンスに準拠しているとの前提の下、法に基づき資本金により国内持分投資を行うことができる。</p> <p>4. 外国投資家がクロスボーダーで入金する資本金について、国内直接投資貨幣出資入金登記を行っていない場合、人民元転・振替・対外支払などの業務を行ってはならない。</p> <p>5. 単一機構の毎月の資本項目収入の手元運転資金（備用金、任意人民元転および支払人民元転を含む）の累計支払金額は、20 万米ドル相当を超過してはならない。</p> <p>6. 銀行は、業務実施原則を履行し、国内機構の国内口座人民元転および支払を取り扱う際、真实性審査の責任を負わなければならない。銀行は、国内機構の資本項目外貨収入の人民元転および使用の関連証明資料を検査に備えて 5 年間保管しなければならない。</p> <p>7. 資本金・外債について、企業に確かに特殊な原因があり真实性証明資料が暫時提出できない場合、銀行は、デューデリジェンス審査義務の履行・取引における真実の取引背景の確定を前提として、企業の関連人民元転を取り扱うことができ、業務取扱の当日、外管局への人民元転情報の申告の際、「人民元転の使途」欄には「023」（即ち「特殊備案」）を記入する。銀行は、支払完了後 20 営業日以内に企業が追加で提出した関連証明資料をすべて受け取って審査し、併せて当該人民元転情報を改めて申告し、当初記入した「人民元転の使途」を「023」から実際の使途に対応する番号に変更しなければならない。</p> <p>8. 銀行は、《国家外貨管理局：〈金融機関外貨業務データ収集規範（1.2 版）〉公布に関する通知》（匯發〔2019〕1 号）の要求に基づき、速やかに人民元転支払待機口座（口座コード 2113）に関する開設・変更・抹消・国内外の支払などの情報を送信・報告しなければならない。</p>
--	---

10.2 資本項目-結匯待支付賬戶的開立、使用 and 關閉

10.2 資本項目收入-人民元轉支払待機口座の開設・使用および閉鎖

参考法規（原文まま）

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 第 532 号）。</li> <li>2. 《国家外汇管理局关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知》（汇发〔2016〕16 号）。</li> <li>3. 《国家外汇管理局关于优化外汇管理支持涉外业务发展的通知》（汇发〔2020〕8 号）。</li> </ol>	
审核材料	審査書類
<p><b>一、账户开立</b> 业务登记凭证。</p> <p><b>二、账户资金使用</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《资本项目账户资金支付命令函》。</li> <li>2. 本银行前一笔结汇（包括意愿结汇和支付结汇）资金使用的真实性证明材料（如果在办理前一笔资金支付时，银行已审核该笔业务的真实性与合规性，银行在办理本笔支付时无需重复审核）。前一笔结汇用途为备用金的，银行可不要求其提供真实性证明材料。（仅限于不适用资本项目收入支付便利化方式的资本金、外债）</li> <li>3. 境外上市公开披露文件及关于变更或明确对应资金用途的董事会或股东大会决议。（仅限于不适用资本项目收入支付便利化方式的境外上市资金）</li> </ol>	<p><b>一、口座開設</b> 業務登記証憑。</p> <p><b>二、口座資金の使用管理</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《資本項目口座資金支払指図書》。</li> <li>2. 当該銀行で前回は行った人民元転代り金（任意人民元転および支払人民元転を含む）の使用に係る真実性証明資料（前回の資金支払の際に、銀行が当該業務の真実性およびコンプライアンス性を審査している場合、銀行は今回の支払時における再審査が不要）。前回の人民元転の使途が手元運転資金（備用金）だった場合、銀行は、真実性証明資料を提出するよう要求しなくてよい（資本項目収入支払利便化方式を適用しない資本金・外債のみ）。</li> <li>3. 国外上場の公開開示文書および対応する資金使途の変更あるいは明確化に関する董事会あるいは株主大会決議（資本項目収入支払利便化方式を適用しない国外上場資金のみ）。</li> </ol>
审核原则	審査原則
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 境内机构可开立结汇待支付账户，用于存放资本项目外汇收入意愿结汇所得人民币资金，并通过该账户办理各类支付手续。境内机构在同一银行网点开立的同名资本金账户、外债专用账户及符合规定的其他性质的资本项目账户，可共用一个结汇待支付账户。境内机构按支付结汇原则结汇所得人民币资金不得通过结汇待支付账户进行支付。</li> <li>2. 境内机构确有需要开立结汇待支付账户但无业务登记凭证的，经办银行可协商所在地外汇局处理。</li> <li>3. 账户收入范围：由同名或开展境内股权投资企业的资本金账户、外债专用账户及符合规定的其他性质的资本项目外汇账户结汇划入的资金，由同名或开展境内股权投资企业的结汇待支付账户划入的资金，由本账户合理规划划出后划回的资金，因</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内機構は、人民元転支払待機口座を開設し、資本項目外貨収入の任意人民元転による人民元転代り金の預入に使用し、当該口座を通じて各種支払手続きを行うことができる。国内機構が同一の銀行拠点で開設した同名義の資本金口座・外債専用口座および規定に合致するその他の性質の資本項目口座は、一つの人民元転支払待機口座を共用することができる。国内機構の支払人民元転原則に基づく人民元転代り金は、人民元転支払待機口座を通じて支払を行ってはいない。</li> <li>2. 国内機構に確かに人民元転支払待機口座を開設する必要があるが、業務登記証憑がない場合、取扱銀行は、所在地の外管局と協議して処理することができる。</li> <li>3. 口座入金範囲：同名義あるいは国内持分投資を行う企業の資本金口座・外債専用口座および規定に合致するその他の性質の資本項目外貨口座から人民元転して振替入金する資金、同名義あるいは国内持分投資を行う企業の人民元転支払</li> </ol>

交易撤销退回的资金（含以支付结汇制合规支付的资金划回），符合规定的人民币收入，账户利息收入，以及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他收入。

4. 账户支出范围：经营范围内的支出，支付境内股权投资资金和人民币保证金，划往资金集中管理专户、同名结汇待支付账户，购付汇或直接对外偿还外债，购付汇或直接汇往境外用于回购境外股份或境外上市其他支出，外国投资者减资、撤资资金购付汇或直接对外支付，为境外机构代扣代缴境内税费，代境内国有股东将国有股减持收入划转社保基金，购付汇或直接对外支付经常项目支出及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他资本项目支出。
5. 结汇待支付账户内的人民币资金不得购汇汇回资本项目账户。由结汇待支付账户划出用于担保或支付其他保证金的人民币资金，除因交易达成支付价款或因交易未达成需违约扣款外，其余资金均须原路划回结汇待支付账户。
6. 外商投资企业因转内资注销外汇登记的，可待结汇待支付账户余额使用完毕后关户。境内机构名下各类资本项目账户已关闭情况下，结汇待支付账户可继续使用，待使用完毕后再行关闭。
7. 银行应按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.2版）〉的通知》（汇发〔2019〕1号）的要求，及时报送与结汇待支付账户（账户代码2113）有关的开立、变更、注销、境内外支付等信息。其中，结汇待支付账户向其他人民币账户的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“发票号”栏中填写资金用途代码（按照汇发〔2019〕1号文件中“9.11 结汇用途代码”填写）；除货物贸易核查项下的支付，其他划转的交易编码均填写为

待機口座から振替入金する資金、当該口座からコンプライアンスに準じて出金後に戻し入れる資金、取引の取消により回収する資金（支払人民元転制によりコンプライアンスに準じて支払った資金の戻入を含む）、規定に合致する人民元収入、口座の利息収入、および外管局（銀行）の登記あるいは外管局の認可を経たその他収入。

4. 口座出金範囲：経営範囲内の支出、国内持分投資資金および人民元保証金の支払、資金集中管理専用口座・同名義人民元転支払待機口座への振替、外債の外貨転・対外支払あるいは直接対外返済、国外持分買戻しあるいは国外上場のその他支出のための外貨転・対外支払あるいは直接国外送金、外国投資家の減資・資本引上げに係る外貨転・対外支払あるいは直接対外支払、国外機構のための国内税金の源泉徴収、国内国有株主の代理の国有株式の保有減少に係る収入の社会保険基金への振替、経常項目支出の外貨転・対外支払あるいは直接対外支払、および外管局（銀行）の登記あるいは外管局の認可を経たその他資本項目支出。
5. 人民元転支払待機口座内の人民元資金は、外貨転して資本項目口座に回収してはならない。人民元転支払待機口座から担保あるいはその他保証金に使用するために出金した人民元資金について、取引成約による代金支払あるいは取引未成約による違約代金控除を除き、残りの資金は、すべて元のルートで人民元転支払待機口座に戻し入れなければならない。
6. 外商投資企業は、内資企業への転換により外貨登記を抹消した場合、人民元転支払待機口座の残額の使用が完了してから口座を閉鎖することができる。国内機構の名義で各種資本項目口座をすでに閉鎖している場合、人民元転支払待機口座の使用を継続し、使用が完了してから閉鎖することができる。
7. 銀行は、《国家外貨管理局：〈金融機関外貨業務データ収集規範（1.2版）〉公布に関する通知》（匯發〔2019〕1号）の要求に基づき、速やかに人民元転支払待機口座（口座コード2113）に関する開設・変更・抹消・国内外の支払などの情報を送信・報告しなければならない。このうち、人民元転支払待機口座からその他人民元口座への資金振替は、国内代金受払証憑への記入を通じて国内振替情報を送信・報告し、併せて「発票番号」欄に資金使途コードを記入しなければ

<p>“929070”。</p>	<p>ならない（匯発[2019]1号文書の「9.11 人民幣元 転使途コード」を参照して記入）；貨物貿易検査項目の支払以外の、その他振替の取引コードは、すべて「929070」と記入する。</p>
------------------	---

10.3 資本項目外匯收入支付便利化業務  
10.3 資本項目外貨收入支払利便化業務

参考法規（原文まま）	
<p>1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令第 532 号）。</p> <p>2. 《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》（汇发〔2013〕21 号）。</p> <p>3. 《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》（汇发〔2015〕13 号）。</p> <p>4. 《国家外汇管理局关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知》（汇发〔2016〕16 号）。</p> <p>5. 《国家外汇管理局关于优化外汇管理支持涉外业务发展的通知》（汇发〔2020〕8 号）。</p>	
審核材料	審査書類
<p>1. 《資本項目外匯收入支付便利化業務支付命令函》。</p> <p>2. 貨幣出資入金登記表（仅限于外国投資者跨境匯入的資本金）。</p>	<p>1. 《資本項目外貨收入支払利便化業務支払指図書》。</p> <p>2. 貨幣出資入金登記表（外国投資家がクロスボーダーで入金する資本金の場合のみ）。</p>
審核原則	審査原則
<p>1. 符合条件企业的资本项目外匯收入及其結匯所得人民幣用于境内支付使用时，可凭《資本項目外匯收入支付便利化業務支付命令函》直接在符合条件的銀行辦理，無需事前逐筆提交真實性證明材料。</p> <p>2. 开展資本項目外匯收入支付便利化業務的企业應为非金融企业(房地產企业、政府融資平台除外)，并符合以下條件：</p> <p>(1) 近一年无外匯行政處罰記錄（成立不滿一年的企业，自成立之日起无外匯行政處罰記錄）；</p> <p>(2) 如为貨物貿易外匯收支名簿内企业，其貨物貿易分類結果應为 A 類。</p> <p>符合前款條件的企业，由銀行自行評估后納入本行資本項目外匯收入支付便利化業務範疇。</p> <p>3. 經办資本項目外匯收入支付便利化業務的銀行应符合以下條件：</p>	<p>1. 条件に合致する企業の資本項目外貨收入およびその人民幣転代り金を国内支払使用のために用いる場合、《資本項目外貨收入支払利便化業務支払指図書》に基づき直接条件に合致する銀行で取り扱うことができ、真實性証明資料の事前・一件毎の提出は不要である。</p> <p>2. 資本項目外貨收入支払利便化業務を行う企業は、非金融企業（不動産企業・政府融資プラットフォームを除く）であり、かつ以下の条件に合致していなければならない：</p> <p>(1) 直近 1 年に外貨行政處罰の記録がない（設立 1 年未滿の企業の場合、設立日より外貨行政處罰の記録がない）；</p> <p>(2) 貨物貿易外貨收支名簿内の企業の場合、その貨物貿易分類の結果が A 類である。</p> <p>前項の条件に合致する企業について、銀行の自己評価後に当該銀行の資本項目外貨收入支払利便化業務の範疇に組み入れる。</p> <p>3. 資本項目外貨收入支払利便化業務を取り扱う銀行は、以下の条件に合致していなければならない：</p>

<p>(1) 已开通国家外汇管理局资本项目信息系统；</p> <p>(2) 上年度执行外汇业务合规与审慎经营评估 B 类（不含 B-）及以上（如有）；</p> <p>(3) 具有完善的内控制度和风险防范措施。</p> <p>4. 外汇局对资本项目外汇收入支付便利化业务实施宏观审慎管理。企业享受资本项目外汇收入支付便利化的额度为：企业资本项目外汇收入发生额×宏观审慎系数。宏观审慎系数暂定为 1，外汇局可根据外汇收支形势适时对宏观审慎系数进行调节。宏观审慎系数小于 1 时，企业资本项目外汇收入便利化额度外的部分，执行同期资本项目外汇收入支付管理政策。</p> <p>5. 企业应留存充分证明其交易真实、合规的相关文件和单证等五年备查；经办银行应留存事后抽查业务相关文件和单证等五年备查。</p> <p>6. 经办银行应按季度对所办理的资本项目外汇收入支付便利化业务进行事后随机抽查。银行季度抽查的业务范围为上季度发生的资本项目外汇收入支付便利化业务，抽查比例下限为便利化支付金额的 10%。银行于每季度初 10 个工作日内向所在地外汇局上报抽查报告。各外汇分局（外汇管理部）可根据实际情况对银行抽查比例下限、上报抽查报告频率等浮动调整。</p> <p>7. 经办银行发现企业存在异常或可疑情况的，应暂停为其办理资本项目外汇收入支付便利化业务，并及时报告所在地外汇局。</p> <p>8. 经办银行应按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.2 版）〉的通知》（汇发〔2019〕1 号）要求，及时报送相关账户、</p>	<p>(1) 国家外貨管理局の資本項目情報システムをすでに開通している；</p> <p>(2) 前年度に執行した外貨業務のコンプライアンスおよびプルーデンス経営の評価が B 類（B- を含まない）およびそれ以上である（あれば）；</p> <p>(3) 完備された内部統制制度およびリスク防止措置を有している。</p> <p>4. 外管局は、資本項目外貨収入支払利便化業務に対してマクロプルーデンス管理を実施する。企業が享受する資本項目外貨収入支払利便化の限度額は以下の通りである：企業の資本項目外貨収入の発生額×マクロプルーデンス係数。マクロプルーデンス係数は暫定 1 とし、外管局は、外貨収支の情勢に応じて、適時、マクロプルーデンス係数を調節することができる。マクロプルーデンス係数が 1 を下回る場合、企業の資本項目外貨収入の利便化限度額以外の部分は、その時の資本項目外貨収入の支払管理政策を執行する。</p> <p>5. 企業は、その取引が真実・コンプライアンスに準拠していることを十分に証明できる関連文書およびエビデンスなどを検査に備えて 5 年間保管しなければならない；取扱銀行は、事後抽出業務の関連文書およびエビデンスなどを検査に備えて 5 年間保管しなければならない。</p> <p>6. 取扱銀行は、四半期毎に取り扱った資本項目外貨収入支払利便化業務について事後かつランダムな抽出検査を行わなければならない。銀行の四半期毎の抽出検査の業務範囲は、前四半期に発生した資本項目外貨収入支払利便化業務とし、抽出検査比率の下限は、利便化による支払金額の 10% とする。銀行は、各四半期の 10 営業日までに所在地の外管局に抽出検査の報告を行わなければならない。各外管局分局（外貨管理部）は、実際の状況に基づき銀行の抽出検査比率の下限・報告すべき抽出検査報告の比率などの範囲を調整することができる。</p> <p>7. 取扱銀行は、企業に異常あるいは疑わしい状況があることを発見した場合、その資本項目外貨収入支払利便化業務の取扱を暫時停止し、併せて速やかに所在地の外管局に報告しなければならない。</p> <p>8. 取引銀行は、《国家外貨管理局：〈金融機関外貨業務データ収集規範（1.2 版）〉公布に関する通知》（匯發〔2019〕1 号）の要求に基づき、速や</p>
--	--

境内划转、账户内结售汇等信息。报送结汇信息时，应在“结汇详细用途”栏中包含“CIPP”字样（若结汇至结汇待支付账户，无需在此环节填写 CIPP）；结汇待支付账户向其他人民币账户的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“发票号”栏中包含“CIPP”字样。

かに関連口座・国内振替・口座内の両替などの情報を送信・報告しなければならない。人民元転の情報を送信・報告する際、「人民元転の詳細な使途」欄には「CIPP」を含めなければならない（人民元転して人民元転支払待機口座に入金する場合、この段階での CIPP の記入は不要）；人民元転支払待機口座からその他人民元口座への資金振替は、国内代金受払証憑への記入を通じて国内振替情報を送信・報告し、「發票番号」欄に「CIPP」を含めなければならない。

第四部分 格式文本范例  
 第四部分 書式・本文サンプル  
 (省略)